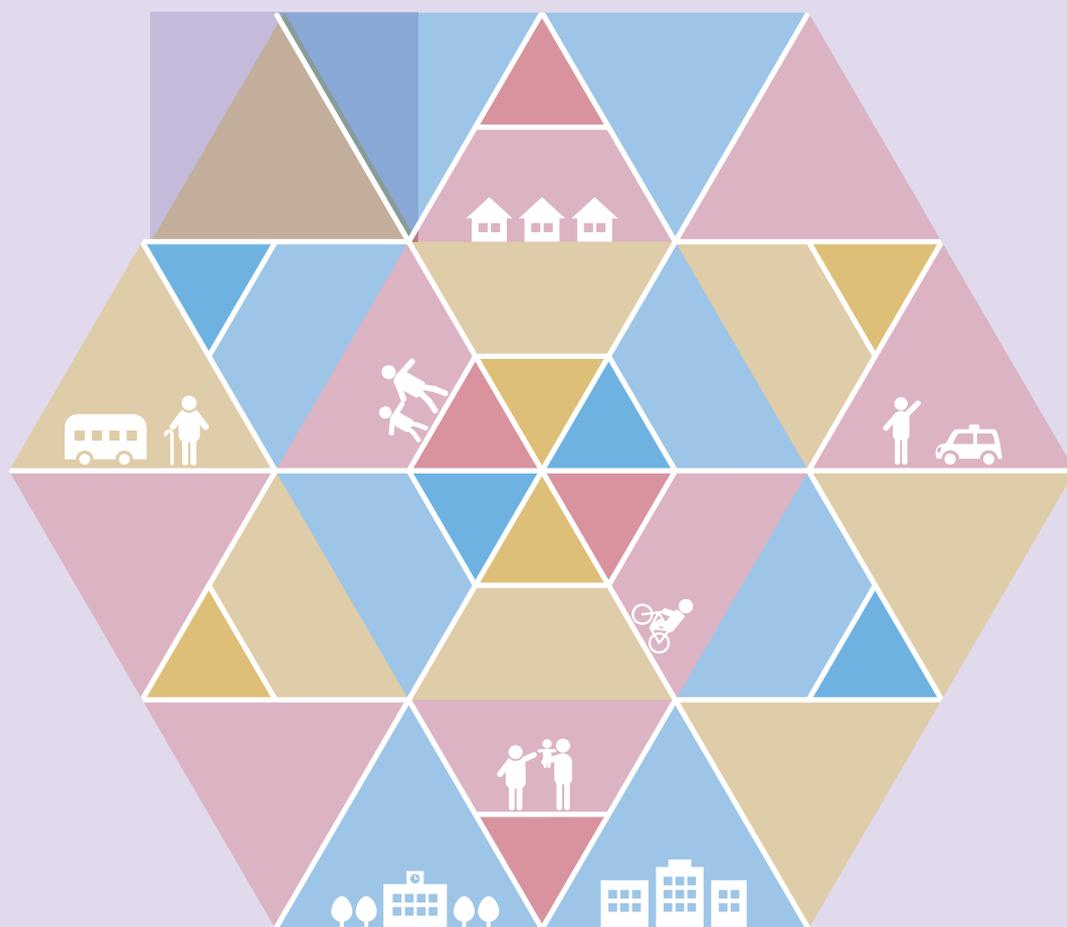


愛荘町立地適正化計画

2023 ▶ 2040

多様な世代が交流でき
安全・快適に生活できるまち



2023年3月 愛荘町

愛荘町立地適正化計画

目次

第1章. はじめに	1
1. 立地適正化計画策定の背景および目的	1
2. 計画の目標年次	2
3. 計画の対象区域	2
4. 計画の位置付け	3
第2章. 愛荘町の現状と課題	4
1. 町の現状	4
2. 町民の意向	34
3. 都市構造の分析・評価	38
4. 都市構造上の課題	42
第3章. 立地適正化の基本方針	44
1. 都市の将来像	44
2. まちづくりの方針	45
3. 目指すべき都市の骨格構造	46
4. 施策・誘導方針	47
第4章. 居住誘導区域	48
1. 居住誘導区域の基本的な考え方	48
2. 居住誘導区域の設定	49
第5章. 都市機能誘導区域および誘導施設	52
1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方	52
2. 都市機能誘導区域の設定	53
3. 誘導施設の設定	56
第6章. 誘導施策	61
1. 居住誘導に関する施策	62
2. 都市機能誘導に関する施策	63
3. 公共交通に関する施策	64
第7章. 防災指針	65
1. 防災指針の考え方と検討手順	65
2. 災害リスクの分析および課題整理	66
3. 将来像と取組方針	77
4. 具体的な取組	79
第8章. 目標指標と進行管理	80
1. 目標指標の設定	80
2. 進行管理	83
第9章. 届出制度	84
巻末資料	86

第1章. はじめに

1. 立地適正化計画策定の背景および目的

わが国における人口は、2011年（平成23年）以降一貫して減少しており、高齢化が進行した結果、地域コミュニティの弱体化や社会保障費の増大、空き家や空き地の増加など、様々な問題が浮上しています。一方、本町の人口は、1960年代から1980年代にかけておおむね17,000人前後で推移してきましたが、1990年（平成2年）以降、第2次産業を中心とした優良企業の進出による工場団地の形成等を契機とし、人口は急速に増加し、現在も微増傾向にあります。また、こうした人口増加に伴い、愛知川駅周辺や国道8号沿道を中心として宅地化が進行し、住宅等の立地に伴い市街地は緩やかに拡大しています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の推計においては、本町の人口増加の傾向は今後、徐々に弱まり、2035年（令和17年）以降、人口減少に転じると予測されています。また、本町における高齢化率は1985年（昭和60年）に約10%でしたが、その後、一貫して増加傾向にあり、同推計において2035年（令和17年）以降さらに高まると予測されています。

町内には、すでに空き家や空き地の発生が見られ、景観の阻害や地域コミュニティの衰退が懸念されます。今後、人口が減少に転じ、高齢化が加速すると、こうした問題がより顕在化、深刻化するおそれがあります。ひいては、都市の活力は徐々に低下、縮小へと向かわざるを得ない状況となり、生活利便性は低下し、それがさらなる人口減少を招くといった悪循環へと陥る危険性をはらんでいます。

そのため、今後は“人口減少社会に対応したまちづくり”の推進が、より一層求められることとなります。これまでのように、市街地が拡大し続ける拡散型のまちづくりではなく、地域の拠点の魅力を高め、互いの拠点が連携する集約型のまちづくりへと転換を図ることで、人口減少に転じても生活サービス水準が維持された暮らしやすいまちが実現する、効率的でかつ持続可能な都市構造を構築する必要があります。

こうした背景から、本町においても、人口減少や少子高齢化等の社会の動きに対応しつつ、本町の特性に応じた都市機能と居住の誘導を図り、持続可能で活力あるまちづくりを推進することを目的として、「愛荘町立地適正化計画」を策定するものです。

◆立地適正化計画とは

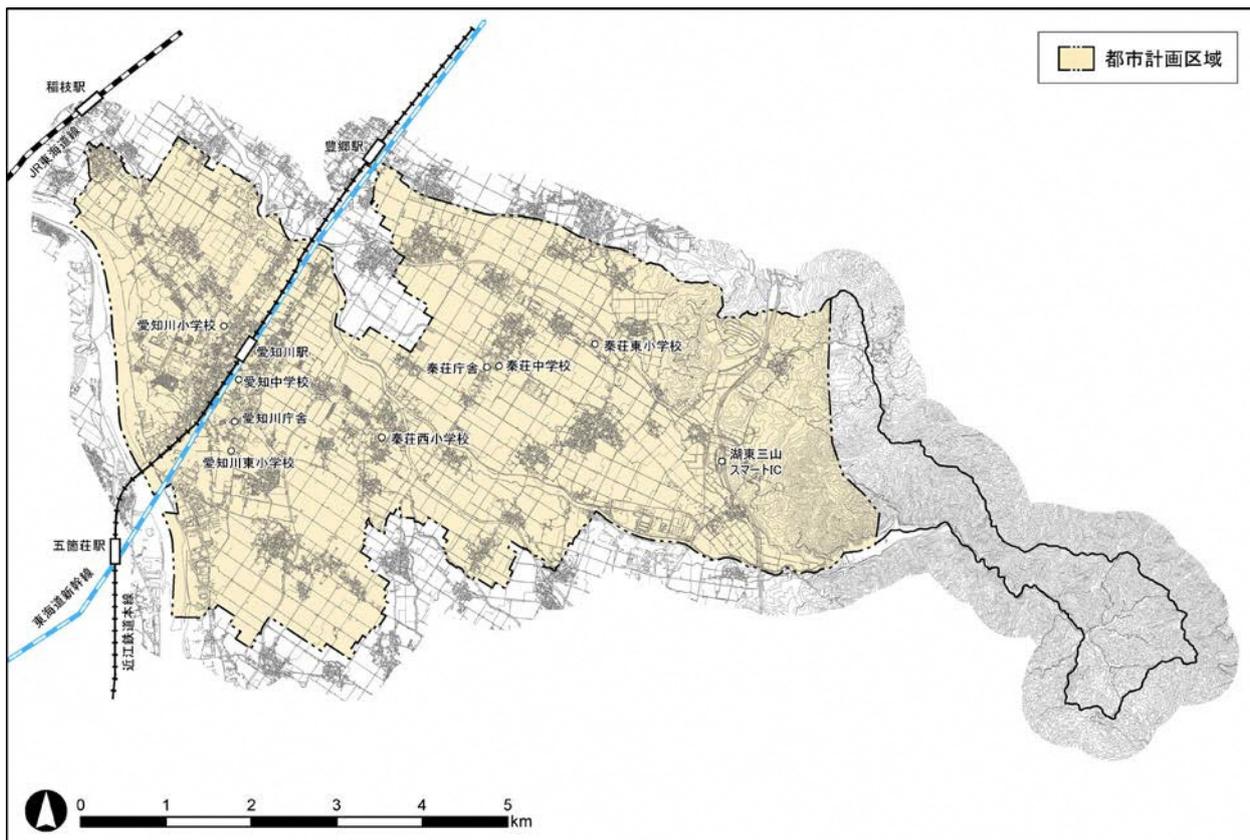
立地適正化計画は、2014年（平成26年）8月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」で位置付けられた計画であり、高齢者や子育て世代等が安心して暮らすことができる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面や経済面において持続可能な都市経営を実現すること等を目的とし、医療・福祉施設、商業施設、住居等がまとまって立地し、公共交通でアクセスしやすくする等、都市全体の構造を見直すことで、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを実現しようとするものです。

2. 計画の目標年次

居住や都市機能の誘導は短期間で実現するものではなく、中長期を見据えた時間軸の中で計画を進めていく必要があります。そのため、目標年次はおおよそ 20 年後の 2040 年(令和 22 年)として設定します。

3. 計画の対象区域

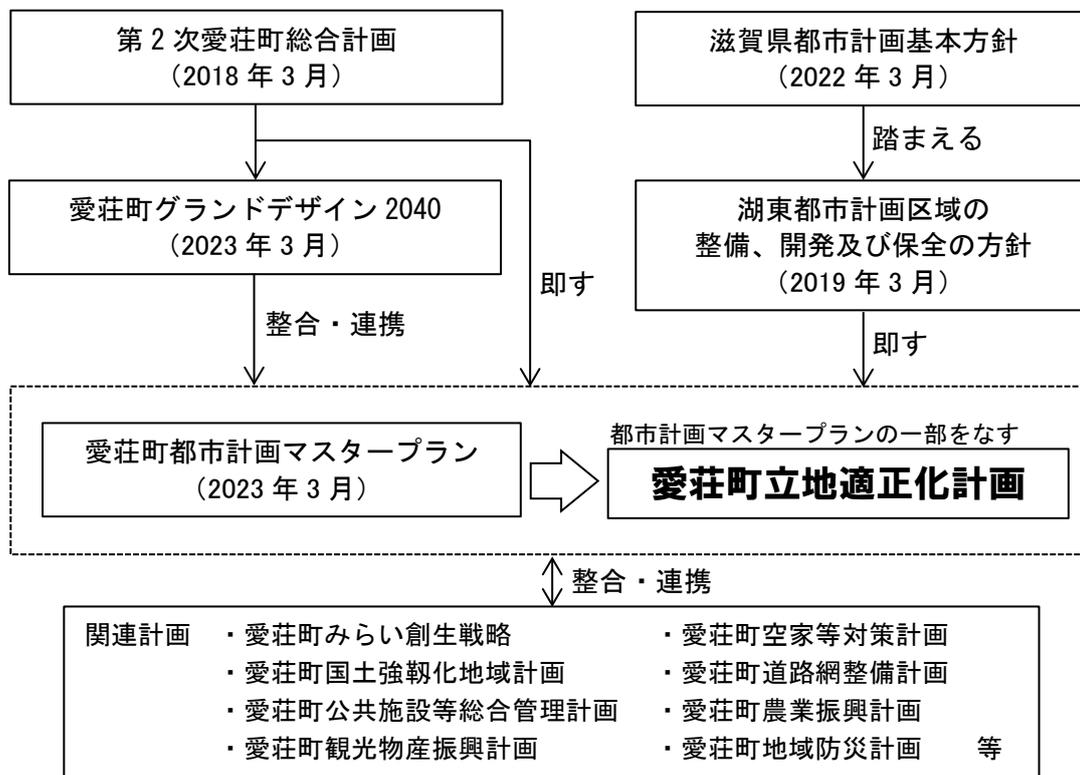
立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域全域とします。



計画の対象区域

4. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部をなす計画であり、上位計画である「第2次愛荘町総合計画」および「滋賀県都市計画基本方針」、「湖東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「愛荘町ランドデザイン2040」などを踏まえ策定を行います。



計画の位置付け

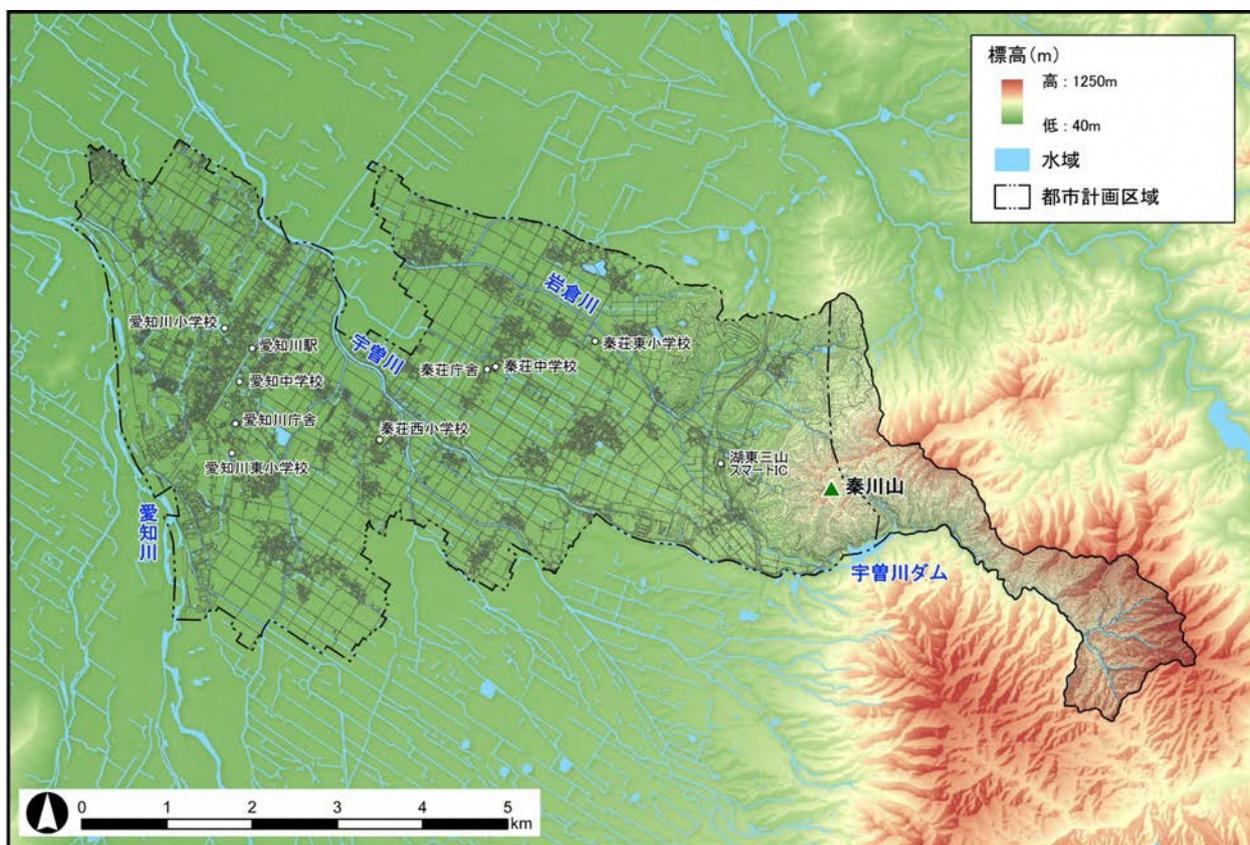
第2章. 愛荘町の現状と課題

1. 町の現状

1-1. 概況

(1) 位置・地勢

- ・本町は、琵琶湖の東部・湖東地域に位置し、東西約13km、南北約6.9km、総面積は37.97km²で滋賀県全体の約1%を占め、県内19市町のうち3番目に小さい町です。
- ・標高は、最も高い南東部で約700m、低い北西部で約95m、鈴鹿山脈の山麓から西に広がる洪積丘陵と扇状地が湖東平野の一部を形成し、南には一級河川愛知川が、中央部には一級河川宇曾川や岩倉川が流れています。



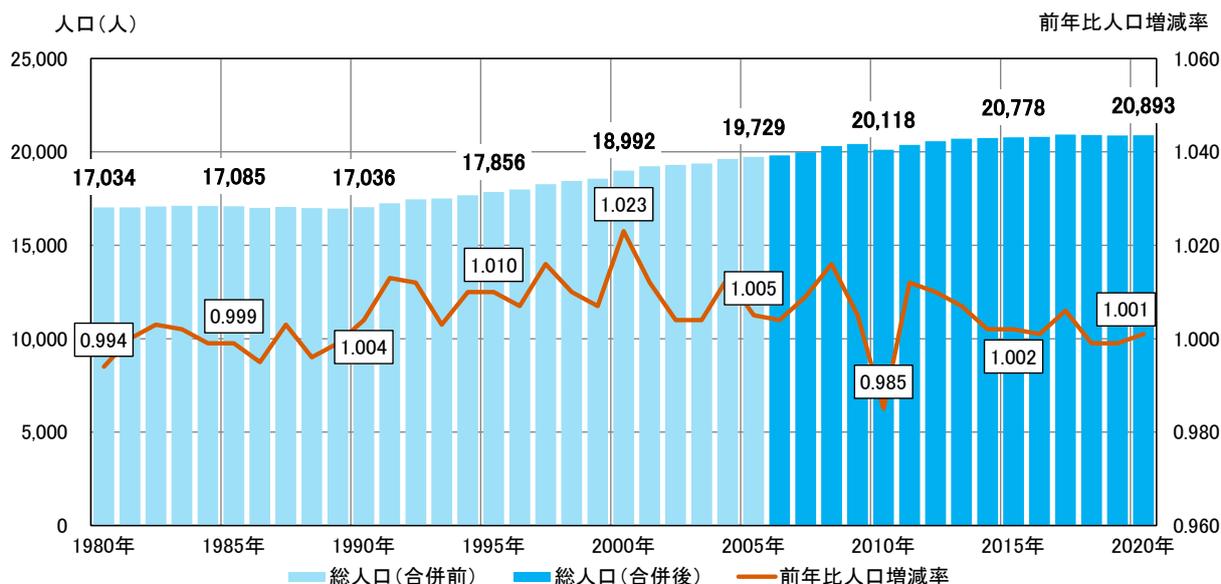
地勢

資料：基盤地図情報 数値標高モデル

1-2. 人口動向

(1) 人口および世帯数の推移

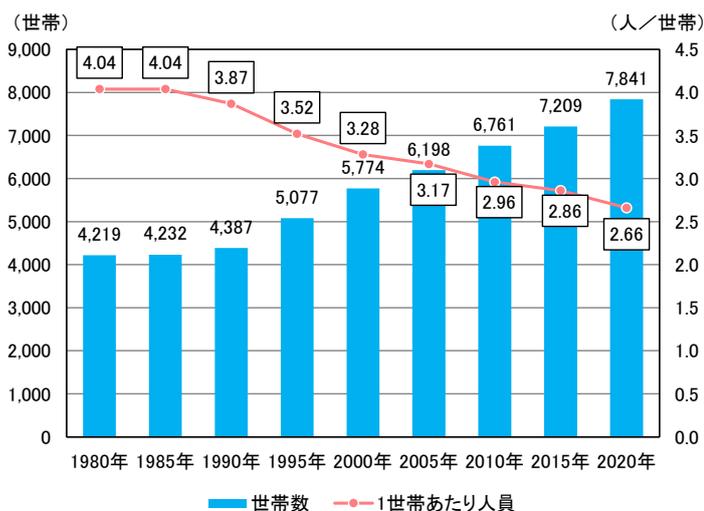
- ・本町の人口の推移をみると、1980年（昭和55年）代はおおむね17,000人前後で推移してきましたが、第2次産業を中心とした優良企業の進出による工場団地の形成等を契機に、1990年（平成2年）以降、急速に人口は増加しています。
- ・2006年（平成18年）の旧秦荘町・旧愛知川町の合併以降も、人口は増加傾向ですが、近年は微増から現状維持となっています。



総人口の推移（1980年（昭和55年）～2020年（令和2年））

※1980～2020年のうち国勢調査年は国勢調査の結果を、その間の時点における人口は滋賀県人口推計による。
資料：国勢調査、滋賀県推計人口年報・月報

- ・1980年（昭和55年）以降の世帯数の推移をみると、1990年（平成2年）以降、人口増加とともに世帯数が年々増加する一方で、1世帯あたりの人員が大きく減少しており、1980年（昭和55年）に4.04人/世帯でしたが、2020年（令和2年）には2.66人/世帯に減少しています。



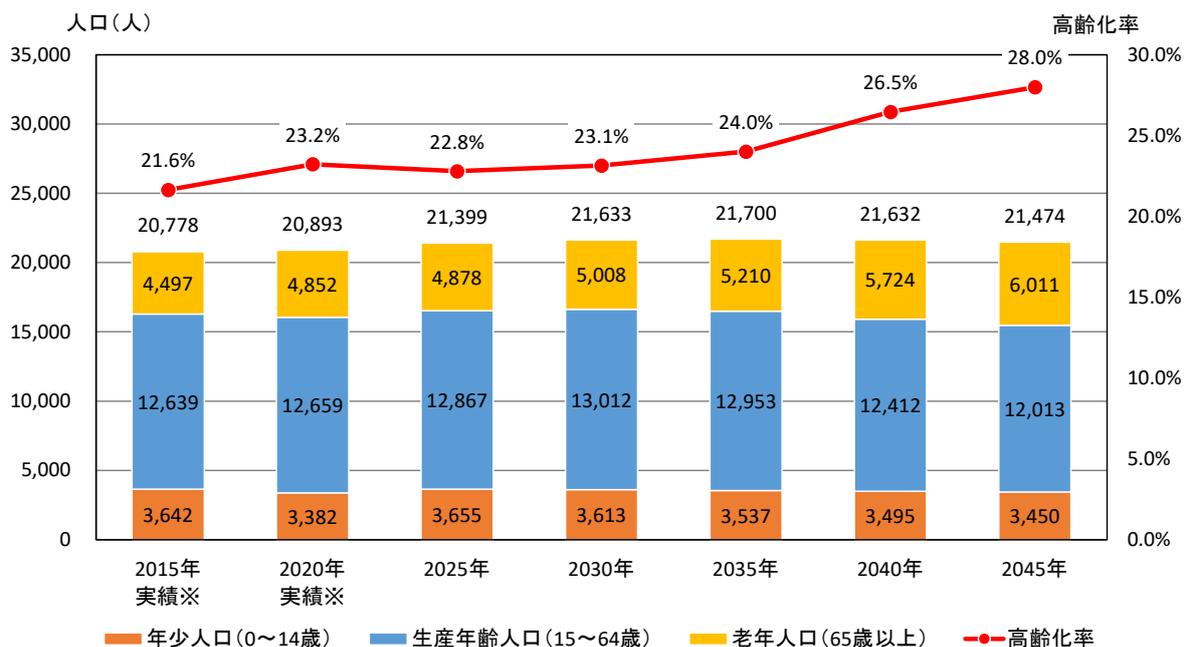
世帯数および世帯あたり人員の推移

資料：国勢調査

(2) 将来人口

1) 将来人口の推移

- ・本町の将来人口の推移をみると、人口に大きな変化はみられないものの、2035年（令和17年）をピークとして減少に転じると予測されます。
- ・年齢3区分別の推移では、年少人口と生産年齢人口は2025年（令和7年）および2030年（令和12年）をピークに減少が進む一方、老年人口は特に2035年（令和17年）以降、その割合（高齢化率）は大きく増加し、2015年（平成27年）の21.6%から2045年（令和27年）には28.0%に増加すると推定されています。



将来人口の推移

※年齢区分別人口（実績）は国勢調査の不詳補完結果を用いている。

※小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。

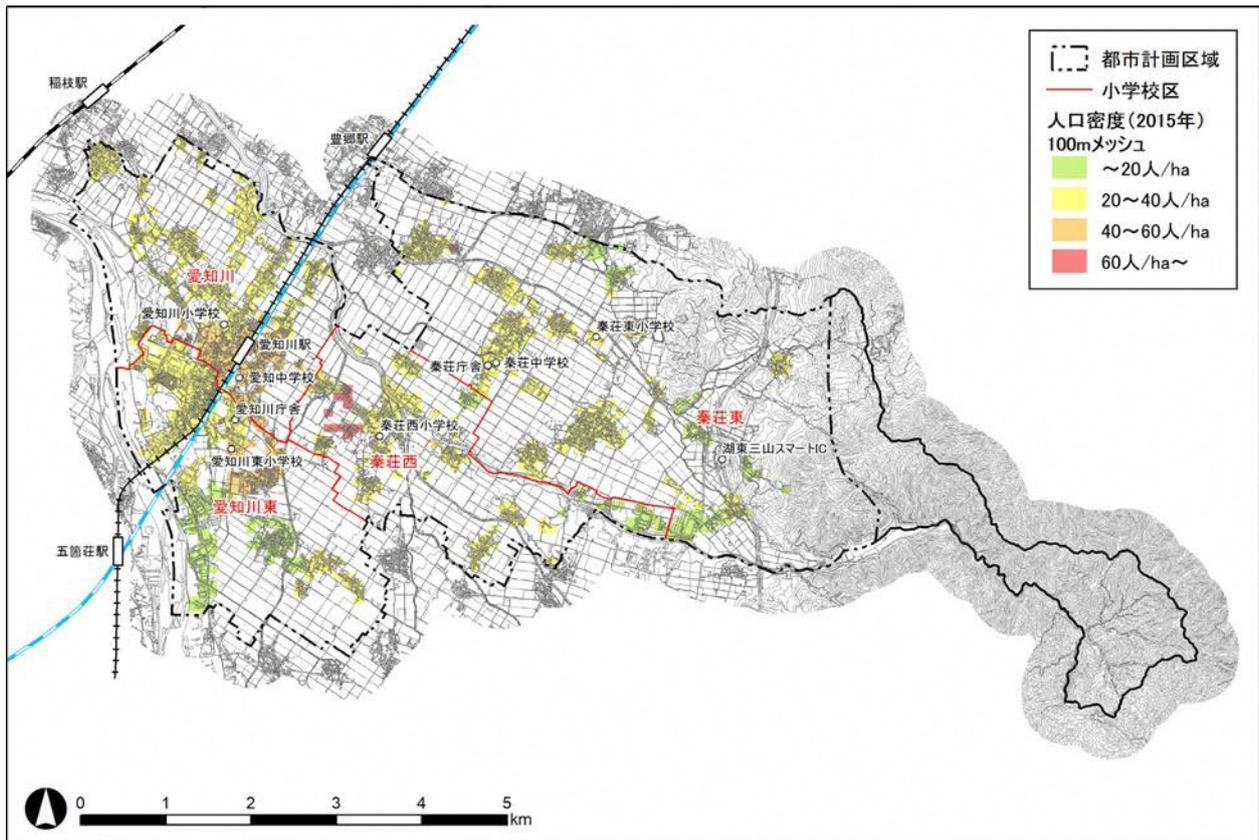
資料 2015年・2020年：国勢調査

2025年以降：第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）

（日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計、国立社会保障・人口問題研究所）準拠の値）

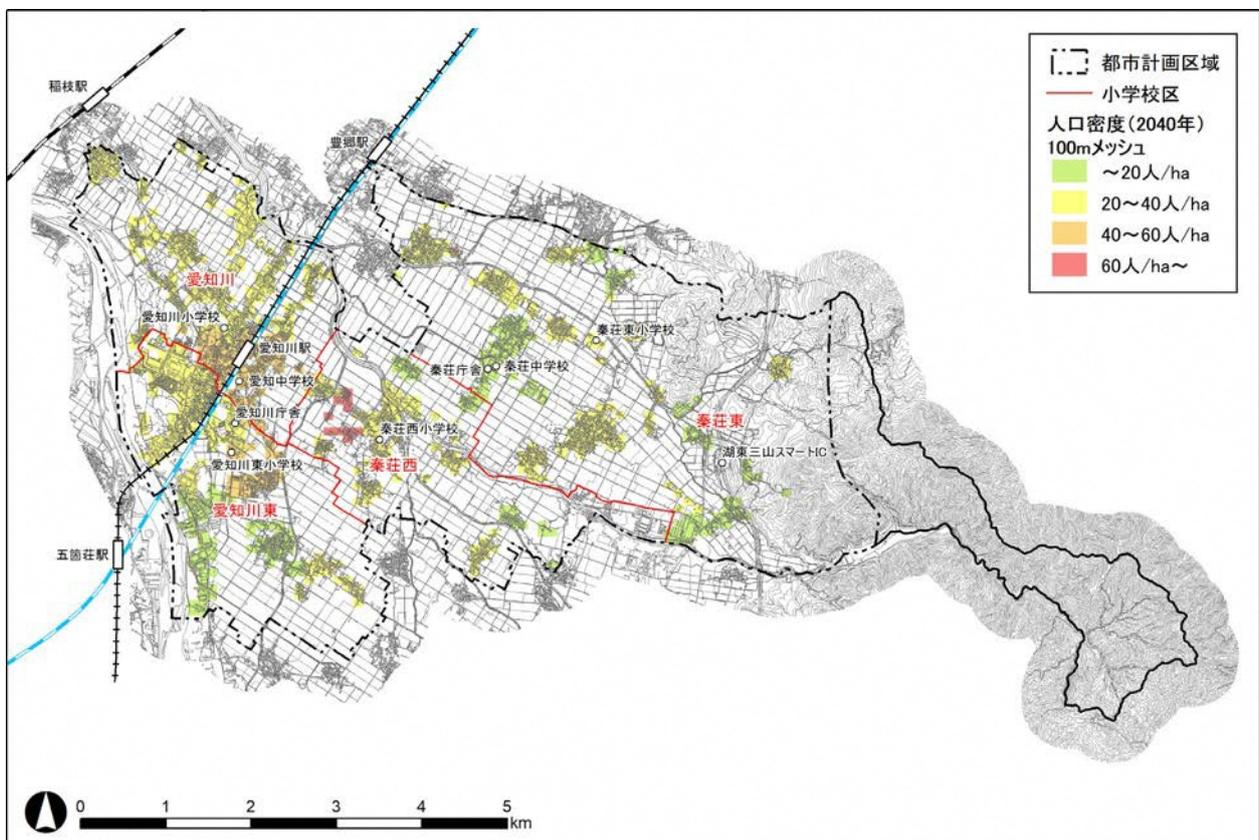
2) 人口分布

- ・総人口の分布状況をみると、2015年（平成27年）から2040年（令和22年）の間に、愛知川駅周辺で増加、駅から離れた町東部では減少しています。
- ・高齢化率の分布状況をみると、2015年（平成27年）から2040年（令和22年）の間にほぼ全域で高齢化率が増加しています。



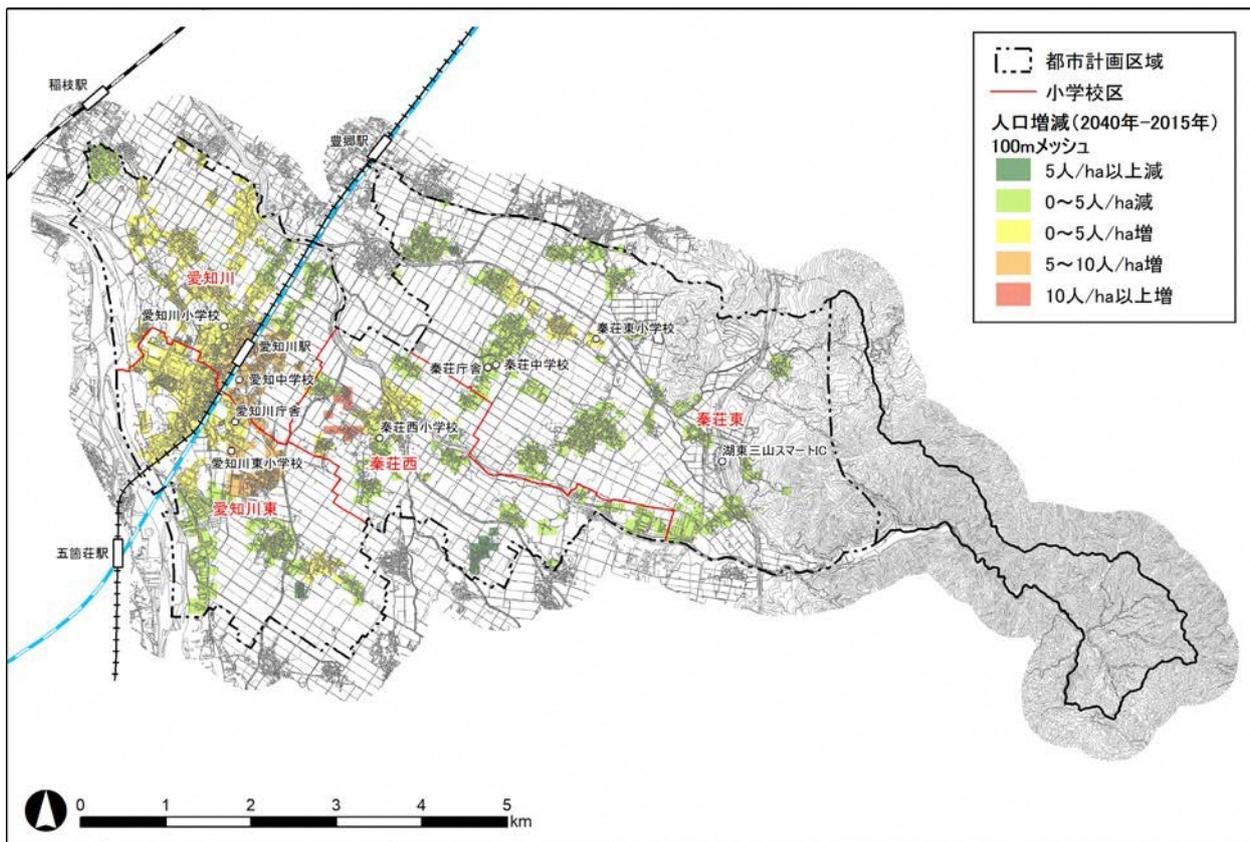
総人口の分布状況 (2015年 (平成 27年))

資料：将来人口・世帯予測ツールV2 (国総研) により算出 (国勢調査人口を100mメッシュに配分)



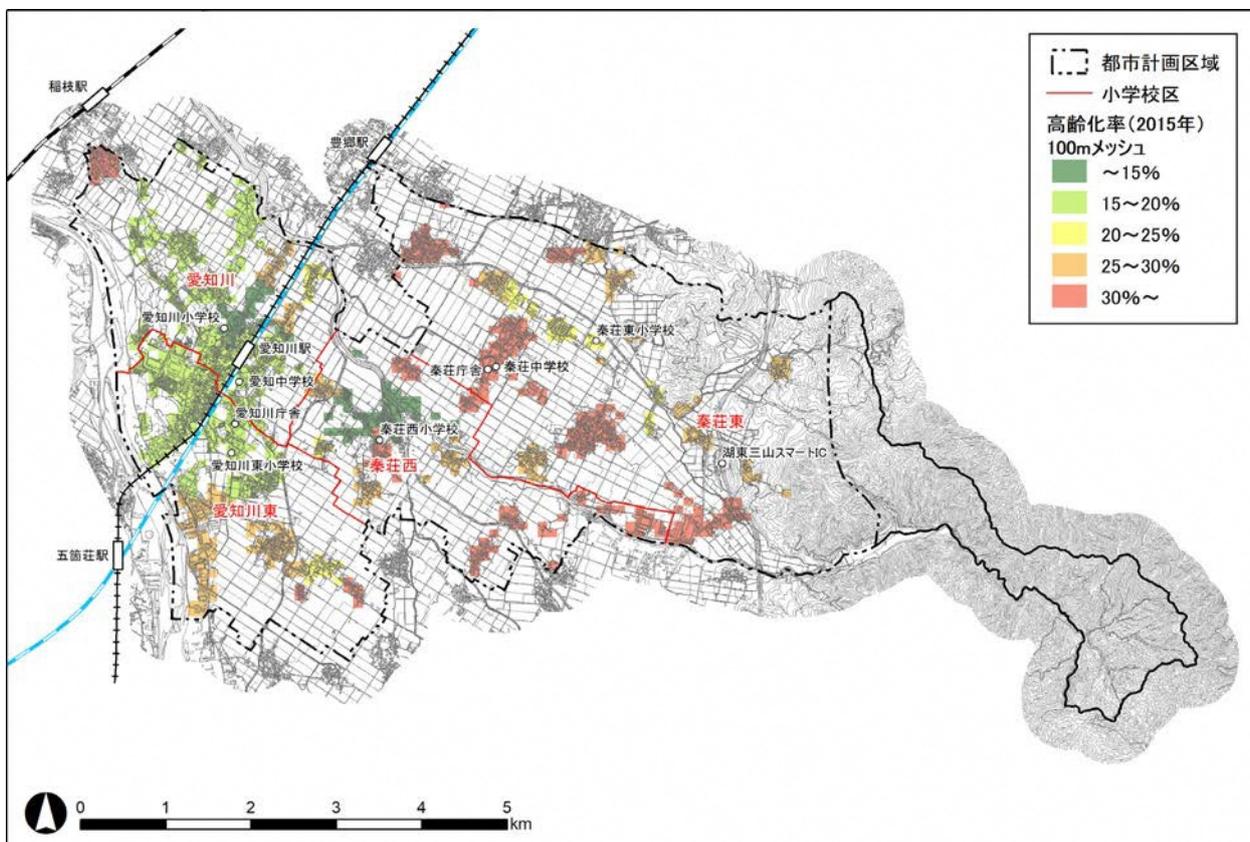
総人口の分布状況 (2040年 (令和 22年))

資料：将来人口・世帯予測ツールV2 (国総研) により算出 (社人研準拠)



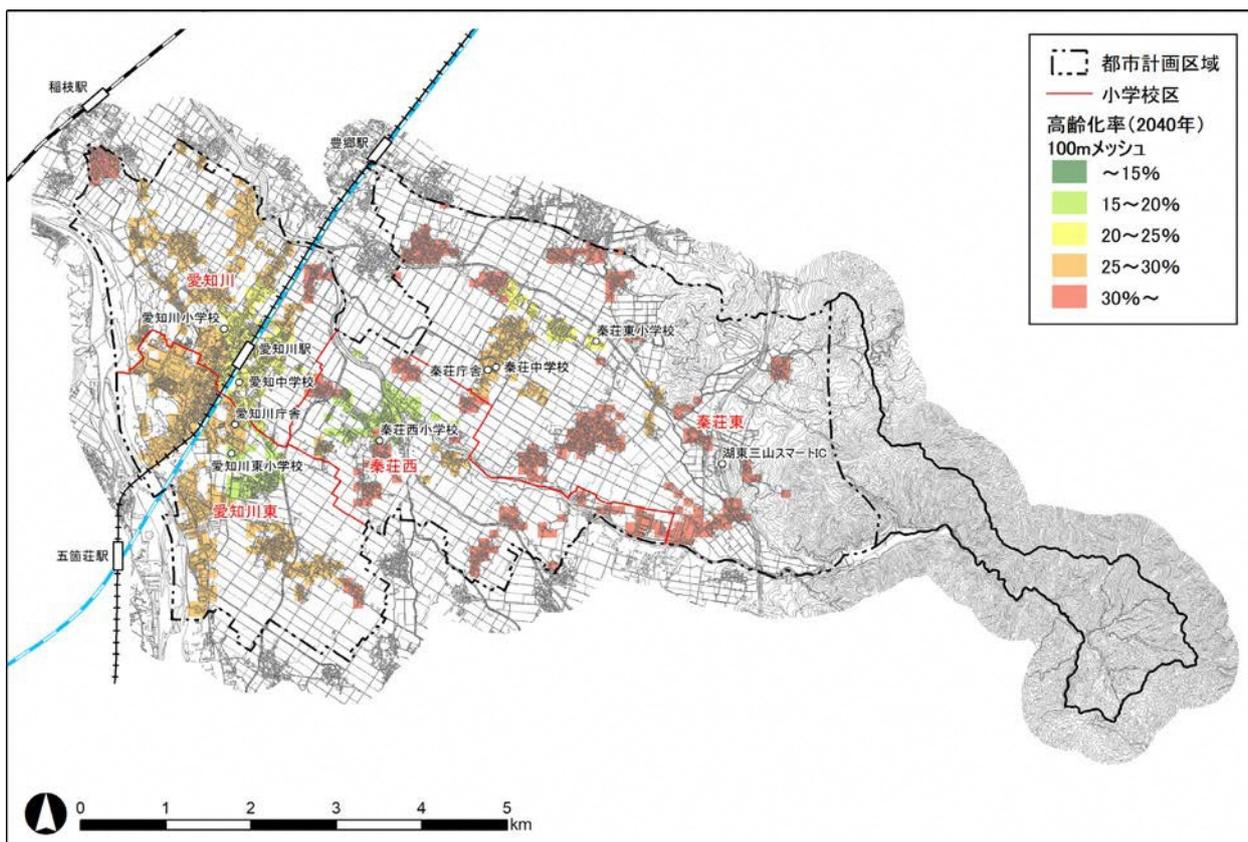
総人口の差分状況 (2040年(令和22年) - 2015年(平成27年))

資料: 将来人口・世帯予測ツールV2(国総研)により算出(社人研準拠)



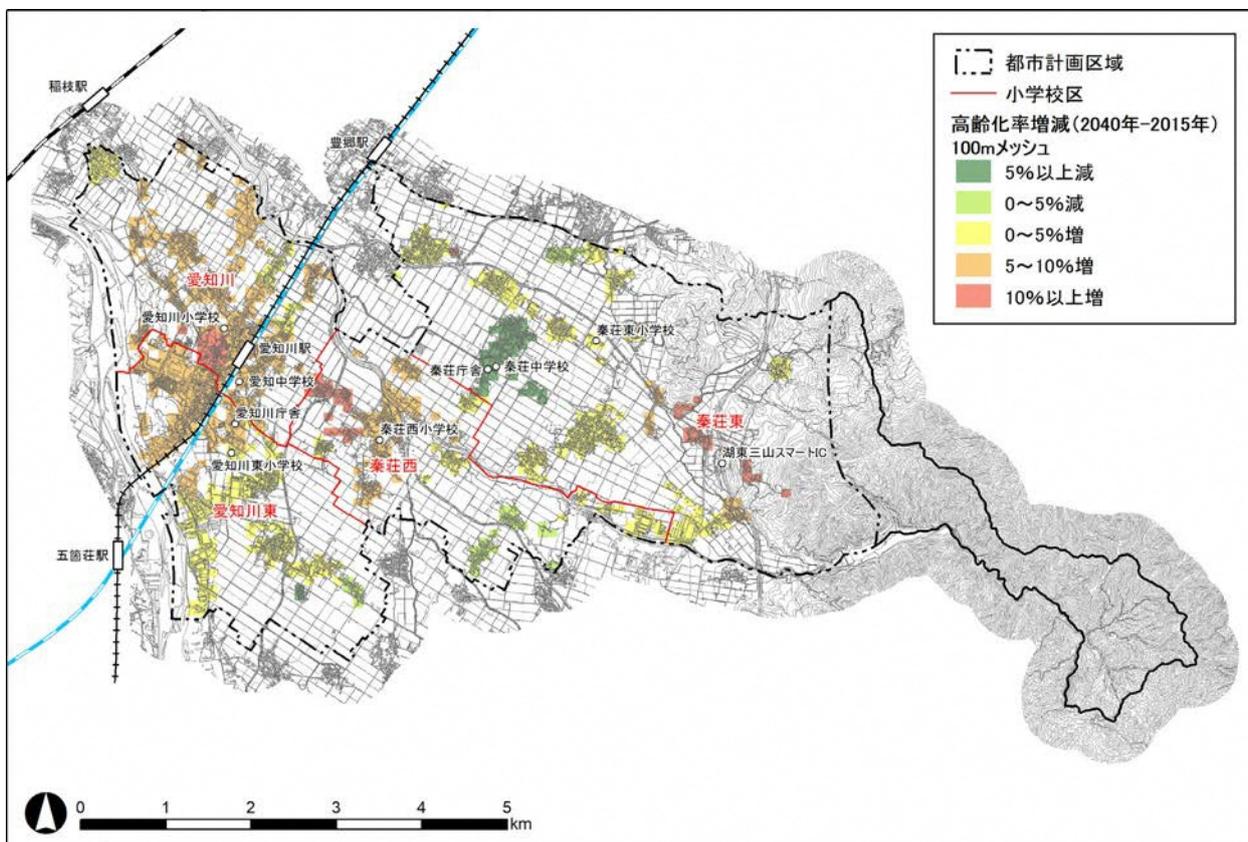
高齢化率の分布状況 (2015年(平成27年))

資料: 将来人口・世帯予測ツールV2(国総研)により算出(国勢調査人口を100mメッシュに配分)



高齢化率の分布状況 (2040年 (令和22年))

資料：将来人口・世帯予測ツールV2 (国総研) により算出 (社人研準拠)



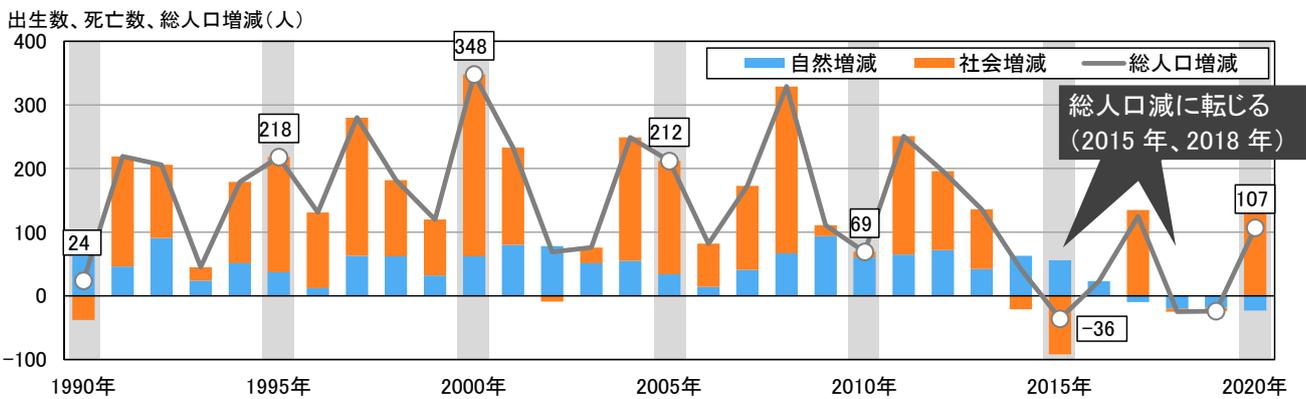
高齢化率の差分状況 (2040年 (令和22年) - 2015年 (平成27年))

資料：将来人口・世帯予測ツールV2 (国総研) により算出 (社人研準拠)

(3) 自然動態、社会動態

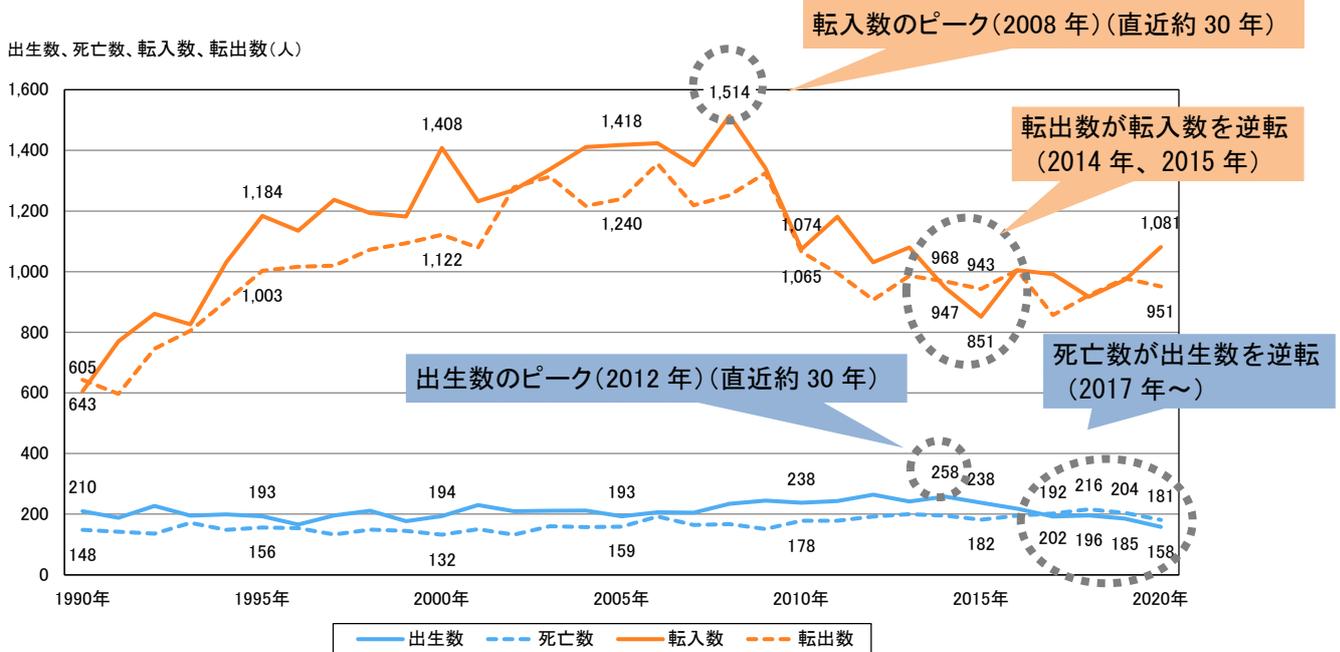
1) 自然動態（出生・死亡数）、社会動態（転入、転出数）の推移

- ・1990年（平成2年）以降の人口動態をみると、自然増減では、これまで一貫して出生数が死亡数を上回る「自然増」で推移していましたが、2017年（平成29年）以降は、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。
- ・また社会増減では、これまで、おおむね転入数が転出数を上回る「社会増」が続いていましたが、2011年（平成23年）以降、転入数と転出数の差は縮小し、2014年（平成26年）および2015年（平成27年）には転出数が転入数を上回っています。近年は社会増となる2017年（平成29年）を除き、おおむね転入数、転出数共に同程度で推移しています。
- ・自然増減と社会増減を合わせた総人口増減は、これまで、一貫して続けてきた「人口増」が2015年（平成27年）に初めて「人口減」に転じました。



自然増減、社会増減、総人口増減の推移

資料：滋賀県推計人口年報

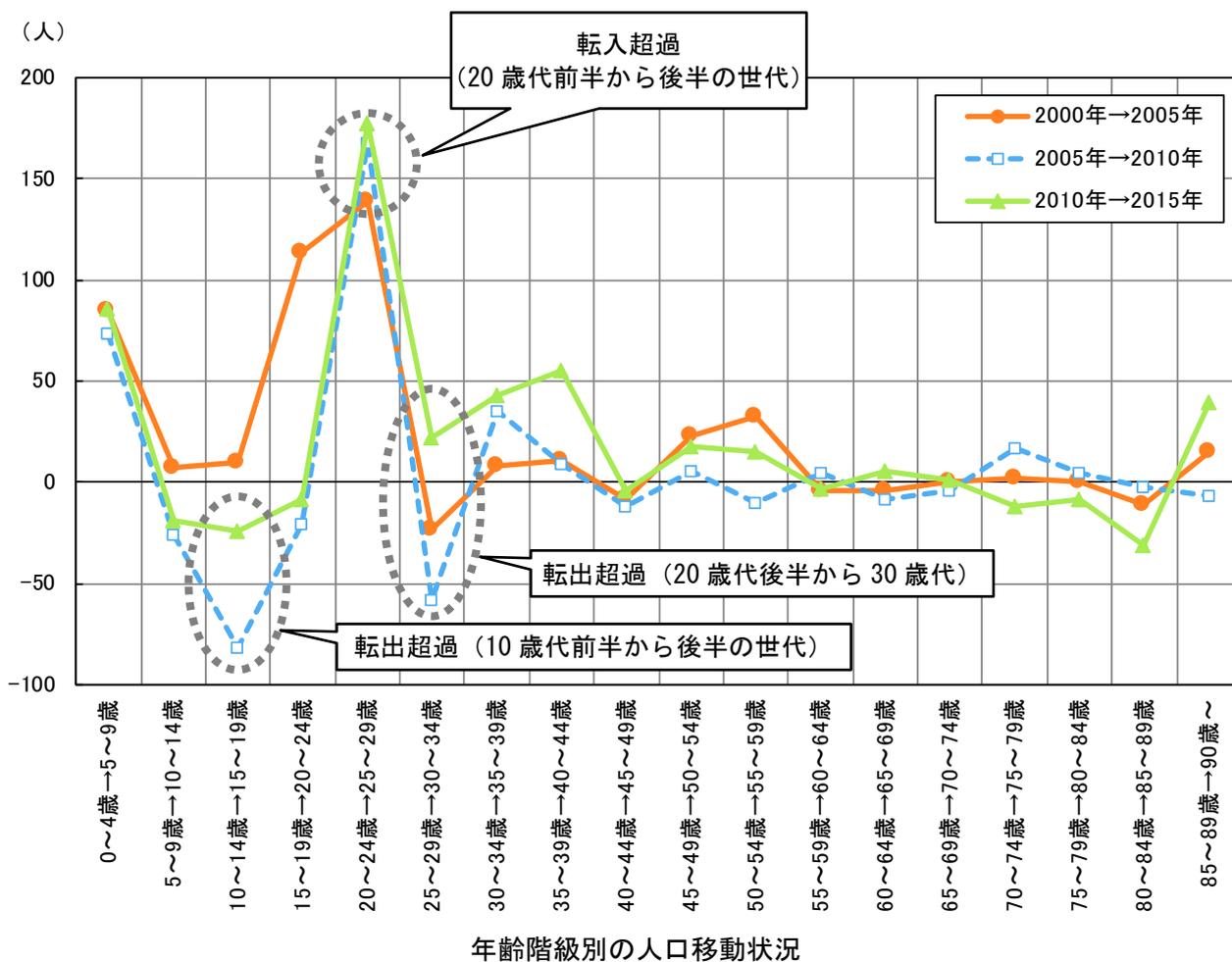


自然増減（出生数、死亡数）、社会増減（転入数、転出数）の推移

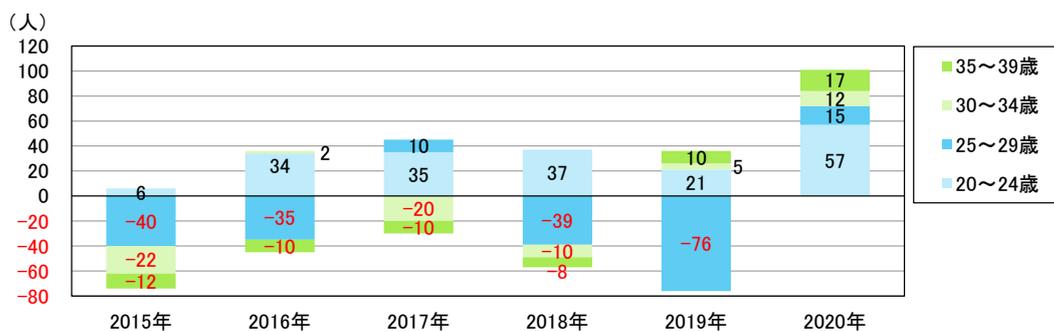
資料：滋賀県推計人口年報

2) 年齢階級別の人口移動状況

- ・2000年(平成12年)から2015年(平成27年)にかけての年齢階級別人口の移動状況を見ると、20歳代前半から後半にかけての世代の転入超過の傾向が一貫して続き、本町の社会増に大きく影響を与える状況となっています。一方で、近年、10歳代前半から後半の世代は転出超過の傾向が続いており、若年層の転出が目立つ状況となっています。
- ・20歳代から30歳代の移動状況の詳細をみると、2020年は転入超過となるものの、長期的には20歳代後半から30歳代の転出超過の傾向が目立つ状況となっています。



資料：国勢調査、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成



20歳代～30歳代の人口移動状況(転入超過数)の推移

資料：住民基本台帳人口移動報告

1-4. 土地利用等

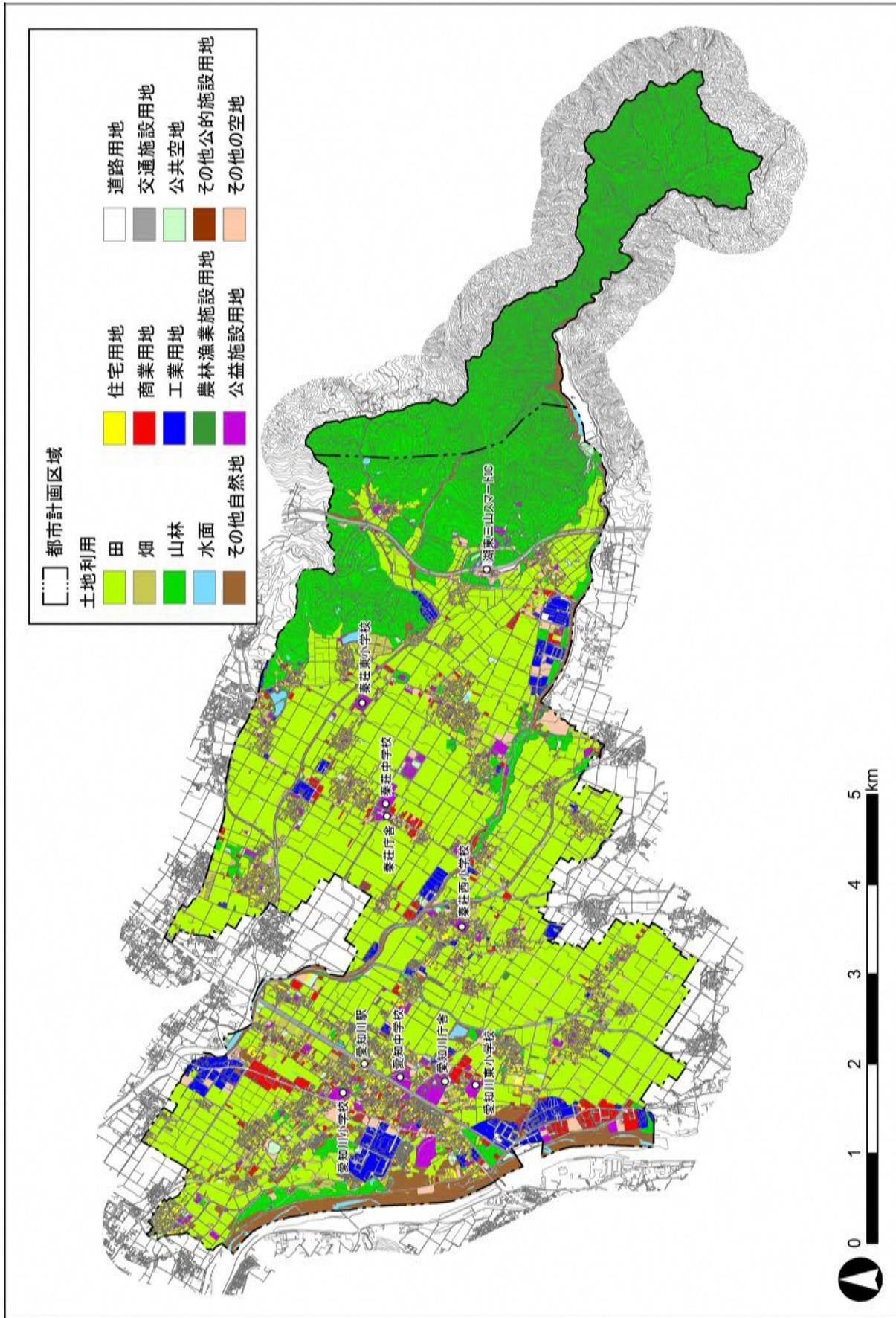
(1) 土地利用現況

- ・都市計画区域内の土地利用をみると、自然的土地利用が約 2,369.8ha（都市計画区域の70.6%）、都市的土地利用が約 988.2ha（同 29.4%）となっています。（町全域 3,797haのうち、3,358haが湖東都市計画区域に指定）
- ・自然的土地利用のうち7割近くを農地が占めており、都市計画区域の約半数が農地となっています。都市的土地利用のうち、宅地は約 531.5haであり、さらに宅地の6割以上が住宅用地となっています。

都市計画区域内 土地利用現況（2014年（平成26年））

土地利用		都市計画区域		摘要	
		面積 (ha)	構成比 (%)		
自然的 土地利用	農地	田	1,527.9	45.5	水田
		畑	104.0	3.1	畑、樹園地、採草地等
		1,631.9	48.6	—	
	山林	516.3	15.4	樹林地	
	水面	52.7	1.6	河川、湖沼、ため池等	
	その他自然地	168.9	5.0	原野、荒地、低湿地、河原等	
	小計	2,369.8	70.6	—	
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	328.4	9.8	住宅、共同住宅、店舗兼用住宅等
		商業用地	94.0	2.8	業務施設、商業施設、集合販売施設、宿泊施設等
		工業用地	109.2	3.3	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設等
		531.6	15.8	—	
	農林漁業施設用地	6.7	0.2	農業用納屋、畜舎、温室、農林漁業用作業場等	
	公益施設用地	77.3	2.3	官公庁施設、通信施設、文教厚生施設等	
	道路用地	259.4	7.7	道路、駅前広場	
	交通施設用地	11.9	0.4	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地等	
	公共空地	27.2	0.8	公園・緑地、広場、運動場、墓園	
	その他公的施設用地	0.0	0.0	防衛施設用地等	
	その他の空地	74.2	2.2	未利用地、平面駐車場、ゴルフ場等	
小計	988.2	29.4	—		
総計	3,358.0	100.0	—		

資料：都市計画基礎調査（2014年（平成26年））を基に算出

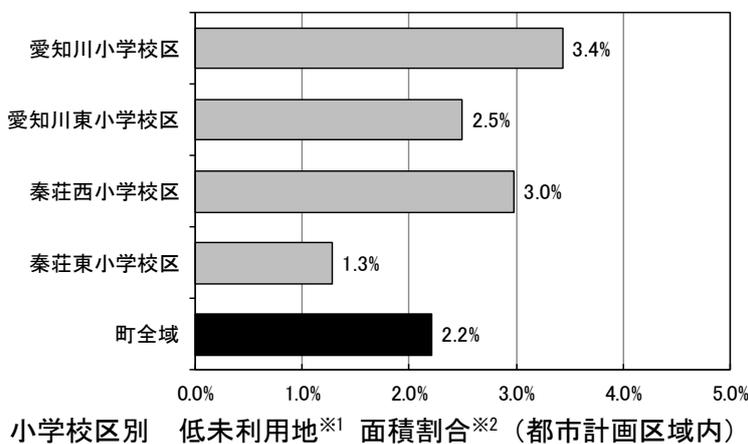


土地利用現況図 (2014年 (平成26年))

資料：都市計画基礎調査 (2014年 (平成26年)) を基に作成

(2) 低未利用地の動向

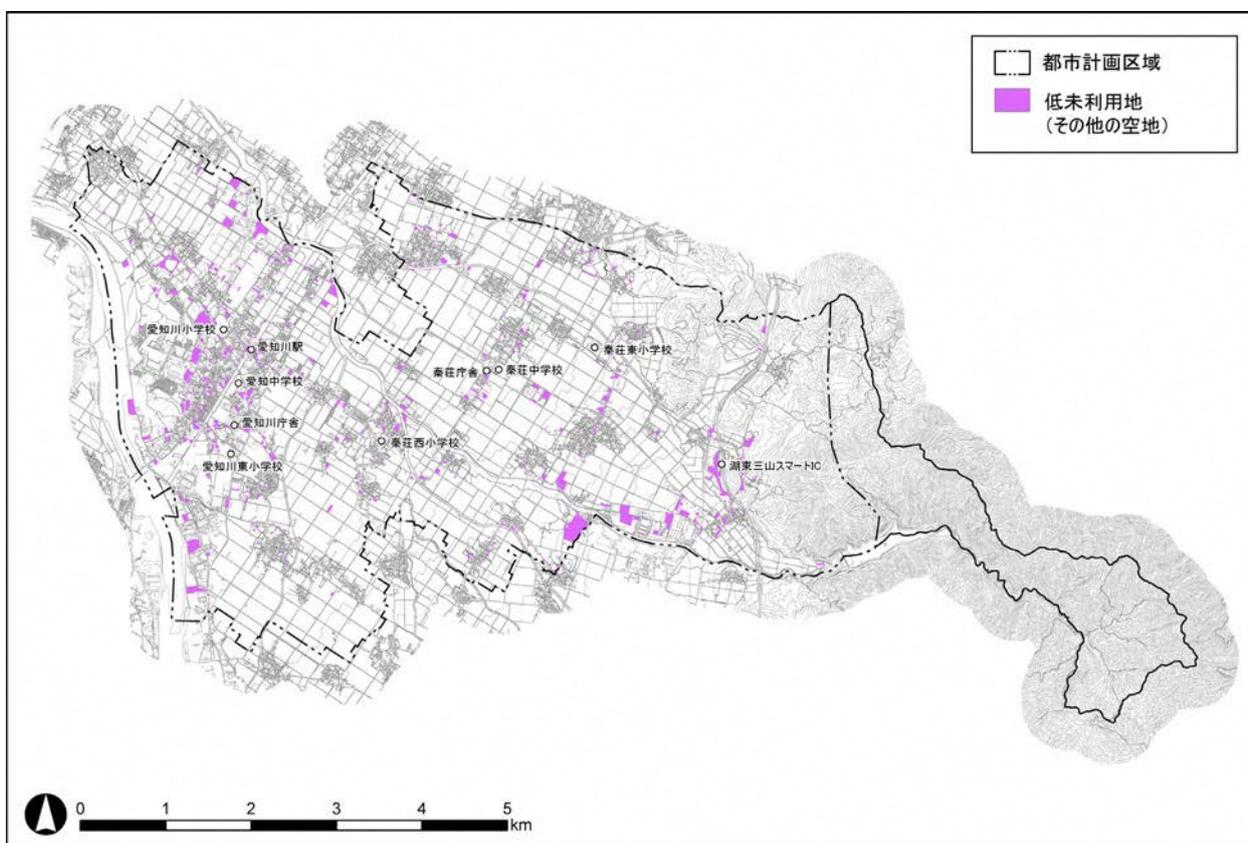
- ・町内における低未利用地は、都市計画区域内で約 74.2ha となり、区域面積の 2.2% となっています。
- ・小学校区別の低未利用地面積割合をみると、愛知川小学校区、秦荘西小学校区、愛知川東小学校区においては3%前後を占めているが、秦荘東小学校区では1.3%と低くなっています。



資料：都市計画基礎調査（2014年度（平成26年度））

※1 都市計画基礎調査における「その他の空地」（未利用地、平面駐車場、ゴルフ場等）を低未利用地として面積を図上で計測。

※2 低未利用面積を小学校区及び町面積（都市計画区域内）で除して算出。



低未利用地の分布状況

資料：都市計画基礎調査（2014年（平成26年））を基に作成

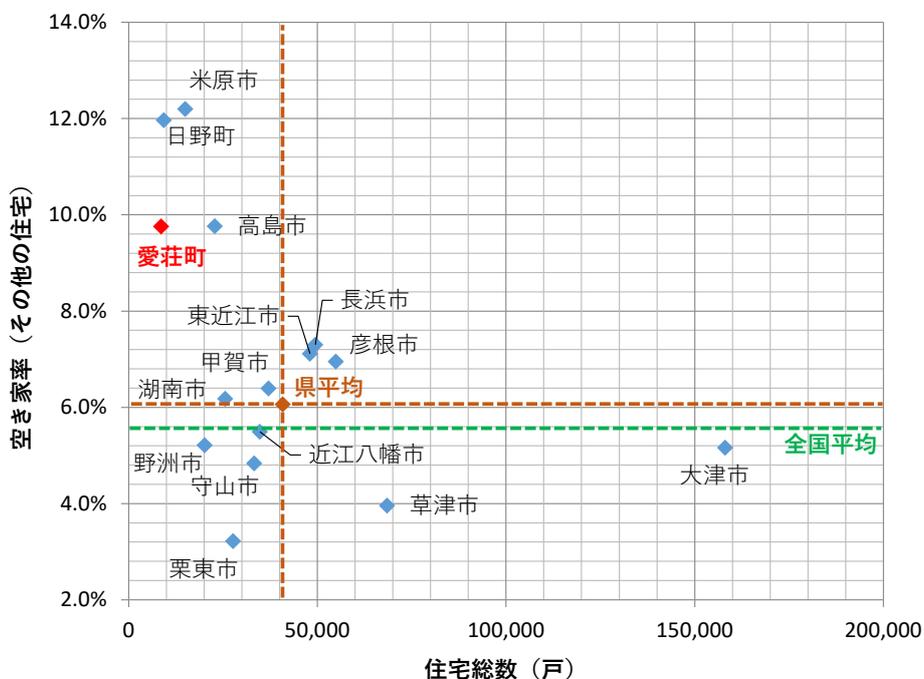
(3) 空き家等の動向

- ・住宅・土地統計調査における本町の空き家件数（総数）は、2008年（平成20年）では1,180戸、2018年（平成30年）では1,110戸とほぼ同数となっています。
- ・特に適正な管理がなされないおそれのある「その他の住宅」の空き家率をみると、2008年（平成20年）では4.5%と、全国および滋賀県を下回っているものの、2018年（平成30年）では9.8%と大きく増加し、全国および滋賀県を上回っています。
- ・また、住宅総数と空き家率の比較をみると、滋賀県下の主な市町との比較において、住宅総数は少ない一方、空き家率（その他の住宅）は県平均を上回る状況となっています。

全国、滋賀県、愛荘町 空き家数および空き家率

地域	年	住宅総数 (戸)	空き家(戸)					空き家率 (総数)	空き家率 (その他の 住宅)
			総 数	内訳					
				二次的 住宅	賃貸用の 住宅	売却用の 住宅	その他の 住宅		
全国	2008年	57,586,000	7,567,900	411,200	4,126,800	348,800	2,681,100	13.1%	4.7%
	2018年	62,407,400	8,488,600	381,000	4,327,200	293,200	3,487,200	13.6%	5.6%
滋賀県	2008年	567,600	73,300	7,500	28,400	2,100	35,300	12.9%	6.2%
	2018年	626,000	81,200	7,200	32,800	2,800	38,300	13.0%	6.1%
愛荘町	2008年	7,510	1,180	-	810	30	340	15.7%	4.5%
	2018年	8,610	1,110	10	260	-	840	12.9%	9.8%

資料：住宅・土地統計調査



滋賀県主な市町※) 住宅総数と空き家率の比較 (2018年 (平成30年))

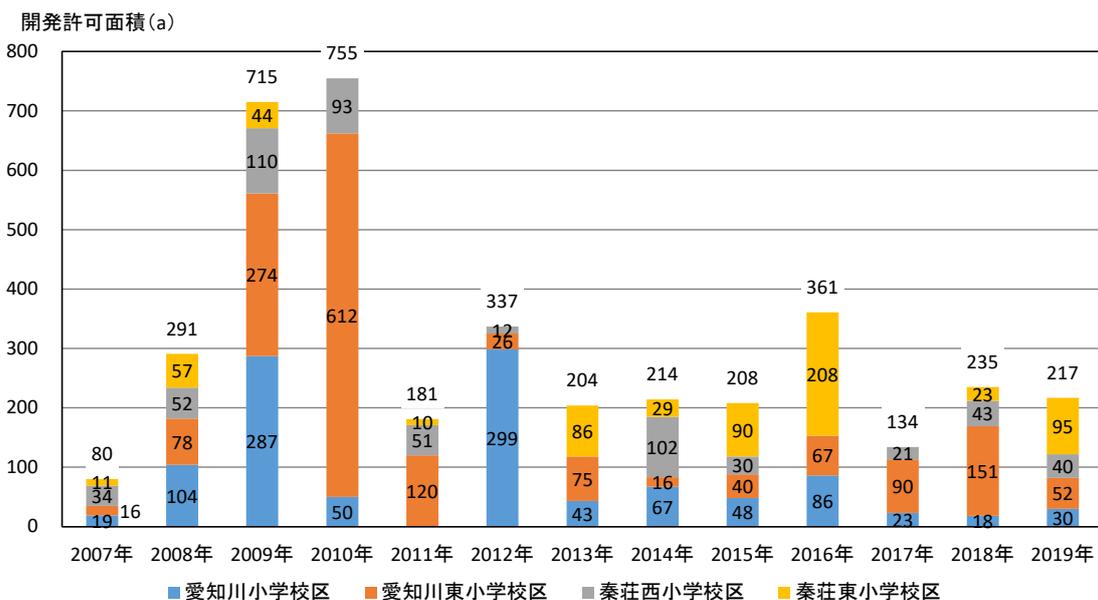
資料：住宅・土地統計調査

※) 県内の町のうち、調査時点の人口が1万5千人以上のもの

1-5. 市街化の動向

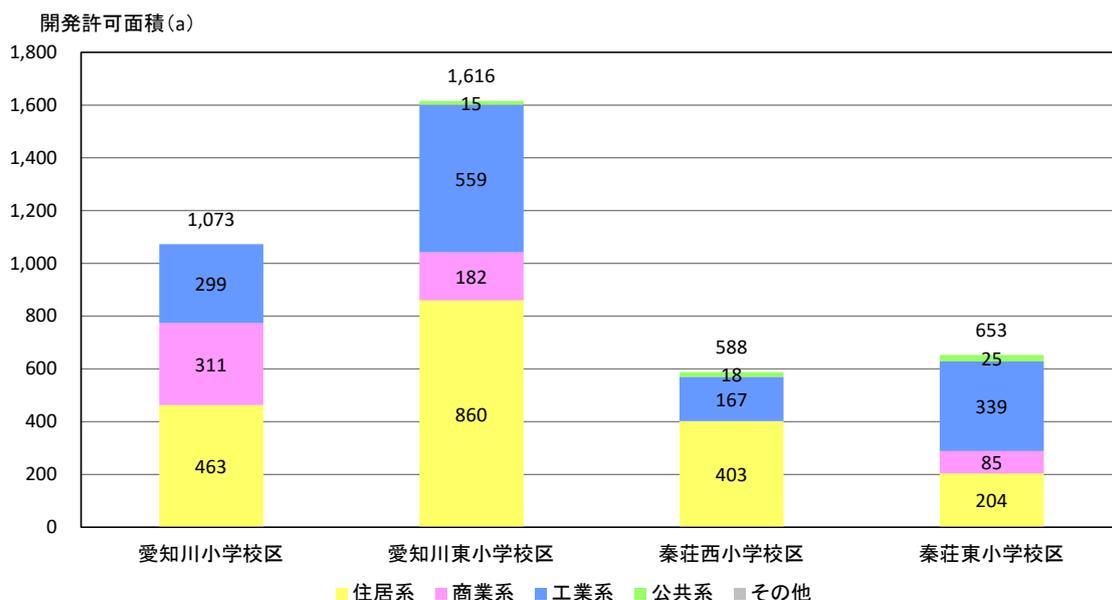
(1) 宅地開発状況

- ・町内における開発許可の動向をみると、開発許可面積は2009年（平成21年）と2010年（平成22年）に700aを超えています。それ以外の年はおおむね100～300aで推移しています。
- ・小学校区別の開発許可面積をみると、愛知川東小学校区、次いで愛知川小学校区での開発が多くなっています。用途別では秦荘東小学校区では工業系が最も多く、その他の学区では住居系が最も多くなっています。



開発許可による開発状況（2007年度（平成19年度）～2019年度（令和元年度））

資料：町資料

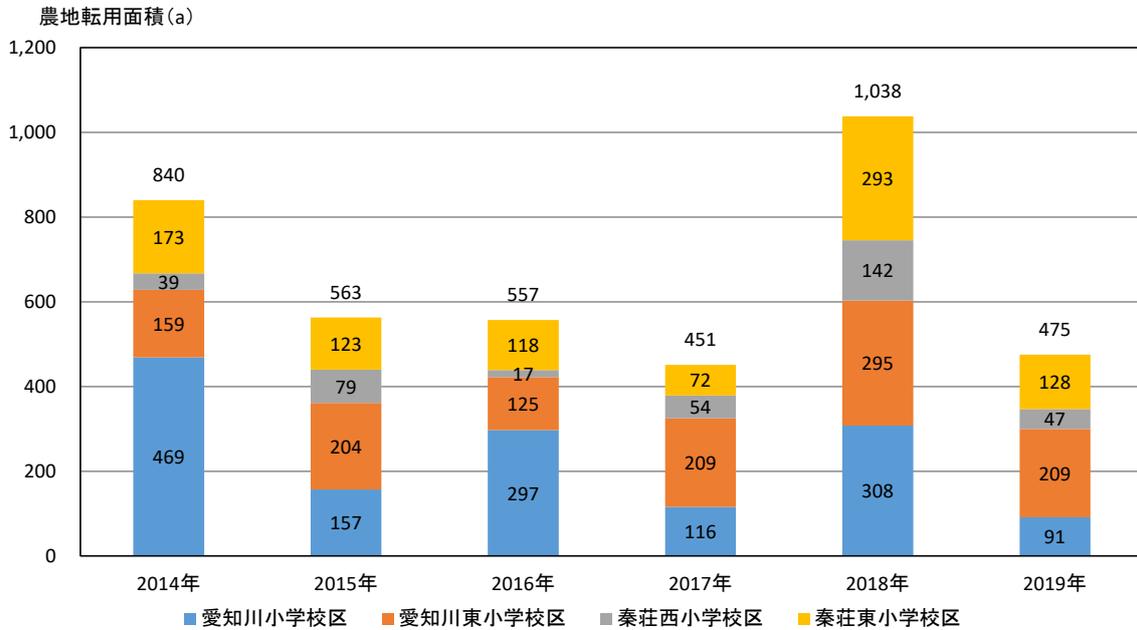


小学校区別の開発状況（2007年度（平成19年度）～2019年度（令和元年度））

資料：町資料

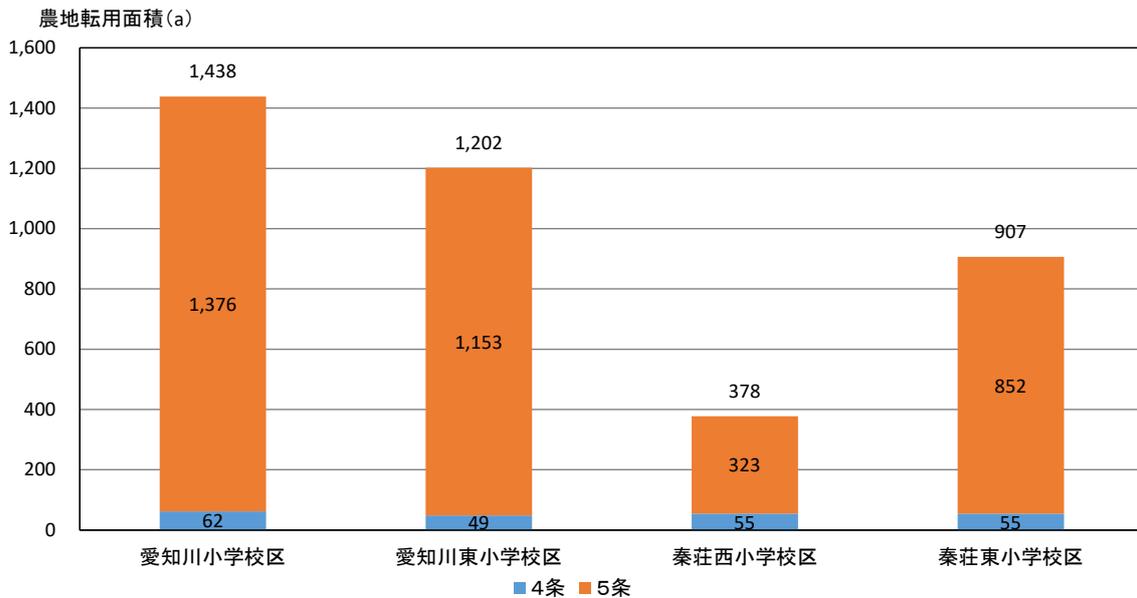
(2) 農地転用動向

- ・町内における農地転用の動向をみると、農地転用面積は2018年（平成30年）に1,000aを超えています。それ以外の年はおおむね500a程度で推移しています。
- ・小学校区別の農地転用面積をみると、愛知川小学校区、次いで愛知川東小学校区での開発が多くなっています。また、その大部分が所有権の移転を伴う5条の申請となっています。



農地転用動向（2014年度（平成26年度）～2019年度（令和元年度））

資料：町資料



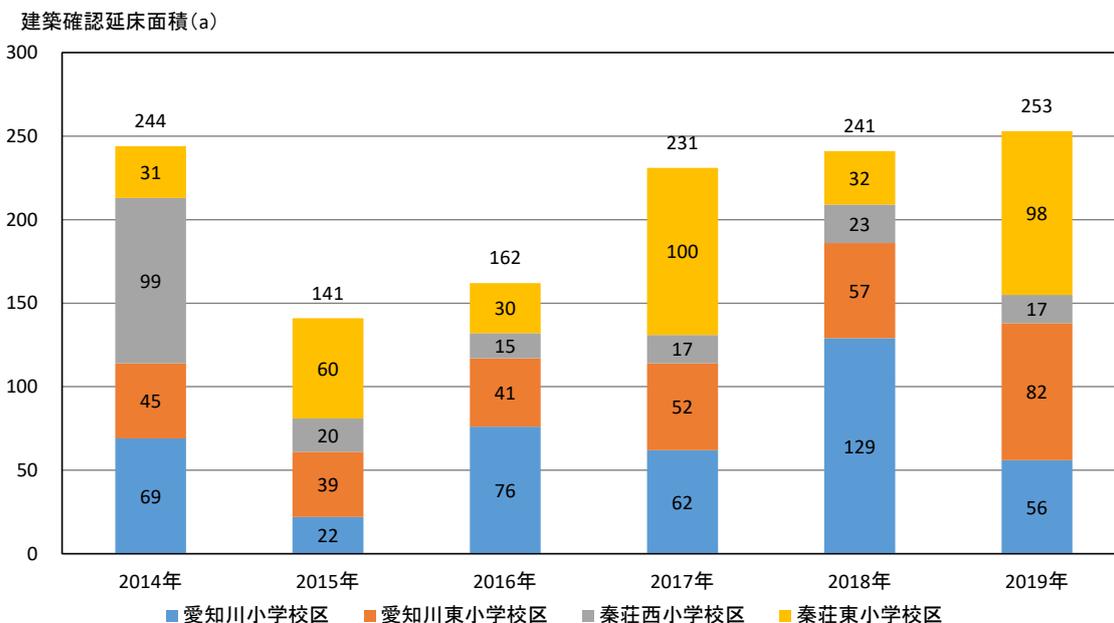
小学校区別の農地転用動向（2014年度（平成26年度）～2019年度（令和元年度））

資料：町資料

※) 4条：自己が所有する農地を農地以外に転用する場合 5条：農地を転用する為に売買・貸借する場合

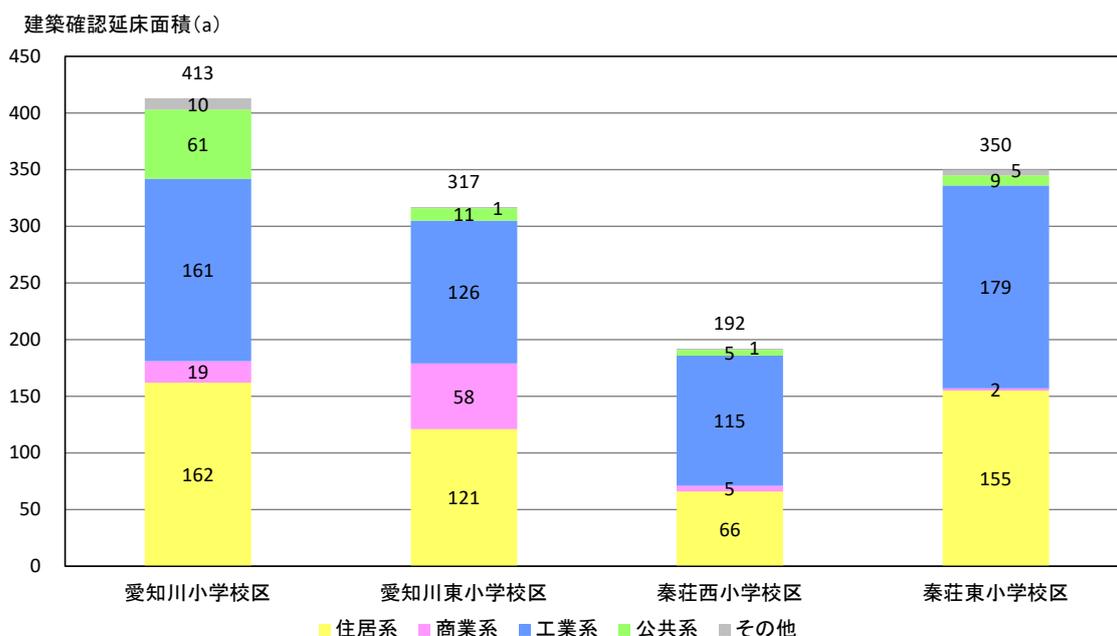
(3) 新築動向

- ・町内における新築の動向をみると、建築確認延床面積はおおむね 150～250a 程度で推移しています。
- ・小学校区別の建築確認延床面積をみると、愛知川小学校区が最も多く、次いで秦荘東小学校区、愛知川東小学校区での新築が多くなっています。また、用途別ではいずれの学区でも住居系と工業系の延床面積が多くなっています。



新築動向（2014年度（平成26年度）～2019年度（令和元年度））

資料：町資料



小学校別の新築動向（2014年度（平成26年度）～2019年度（令和元年度））

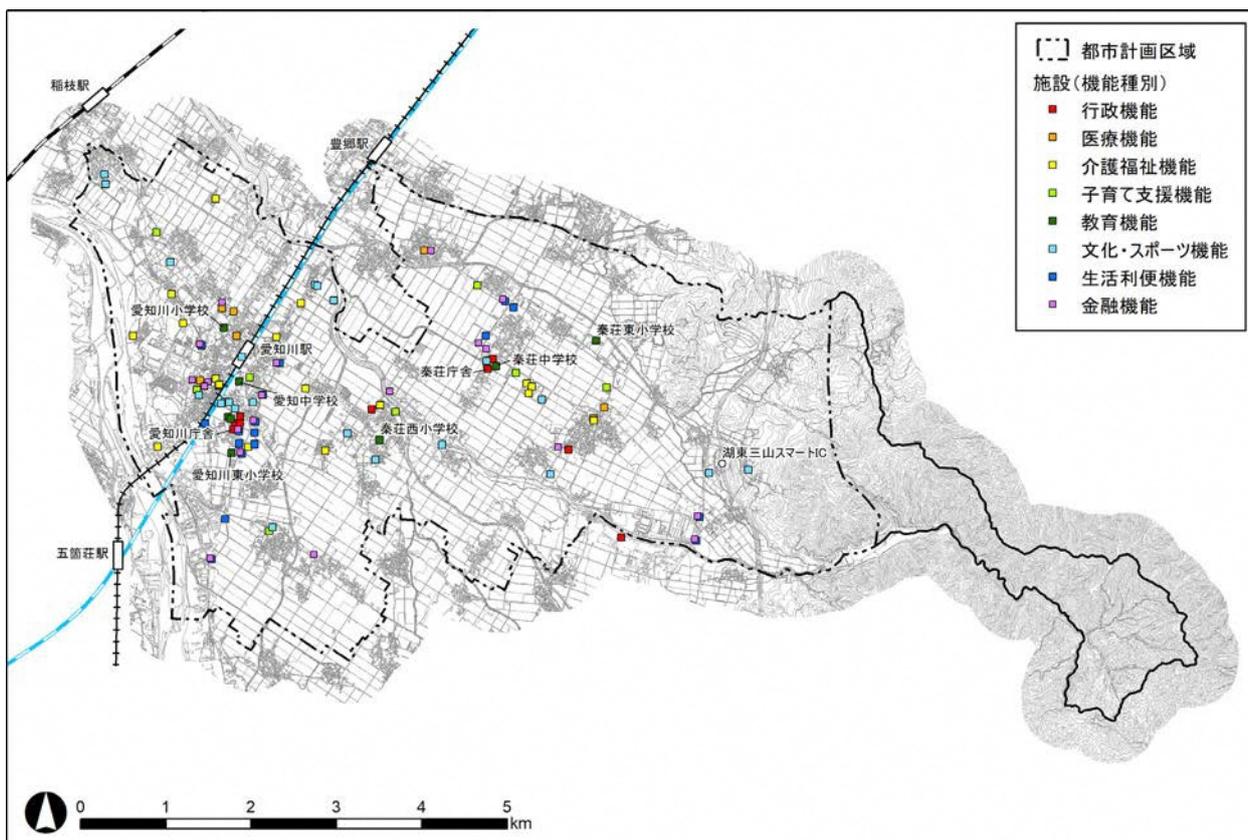
資料：町資料

1-6. 都市機能

- ・都市機能を担う施設の分布状況は、下図のとおりです。
- ・町内では、愛知川駅および愛知川庁舎周辺に都市機能が集積し、他の地域と比べ施設数が多くなっています。また、秦荘庁舎周辺にも医療機能を除き一定の集積がみられます。

都市機能を担う施設

機能種別	各機能を担う施設
行政機能	町役場、警察、消防、保健センター
医療機能	医院・診療所
介護福祉機能	介護福祉施設
子育て支援機能	幼稚園、保育所
教育機能	小学校、中学校、高等学校、養護学校
文化・スポーツ機能	図書館、博物館・資料館、体験・学習施設、観光案内所、公民館・集会所、スポーツ施設
生活利便機能	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、専門スーパー
金融機能	銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、JAバンク、ATM



施設の分布状況

資料：町資料、医療ネット滋賀 HP、介護サービス情報公表システム、i タウンページ等

1-7. 都市施設

(1) 公共交通

1) 公共交通路線

- ・町内の公共交通として、鉄道1路線（近江鉄道本線）が運行され、町西部に愛知川駅、町北部に豊郷駅が立地しています。また、路線バス1路線（近江鉄道バス角能線）、予約型乗合タクシー（愛のりタクシーあいしょう2路線）が運行されています。
- ・公共交通利用圏（鉄道駅から800m圏、バス停から300m圏）[※]と人口分布の関係をみると、町南西部など一部の地域を除き、おおむね公共交通利用圏内に人口が分布しています。

※) 公共交通利用圏の設定について

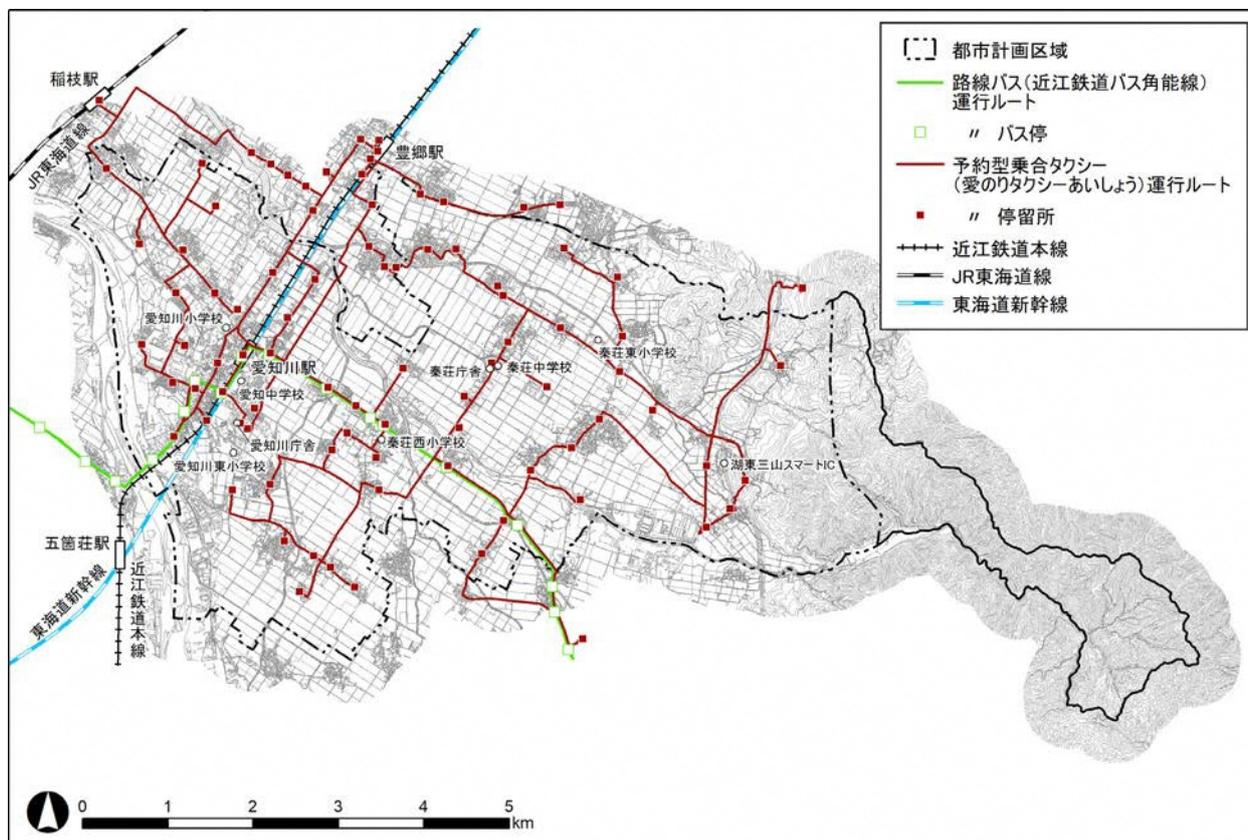
800m圏：鉄道駅の徒歩圏 300m圏：バス停の徒歩圏

資料：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省、2018年7月）

公共交通路線および運行本数

種別	路線名	町内の主な鉄道駅・バス停名 ()内は町外	運行本数 (平日・片道)
鉄道	JR東海道線	稲枝駅	47本/日
	近江鉄道本線 (湖東近江路線)	愛知川駅、 (五箇荘駅、豊郷駅)	25本/日
路線バス	近江鉄道バス角能線	愛知川駅	14本/日
予約型 乗合タクシー	愛のりタクシーあいしょう金剛輪寺線 愛のりタクシーあいしょう愛荘西部線	愛知川庁舎、秦荘庁舎 愛知川駅、(豊郷駅)	14本/日 (予約があった 便のみ運行)

資料：町資料および各交通機関資料

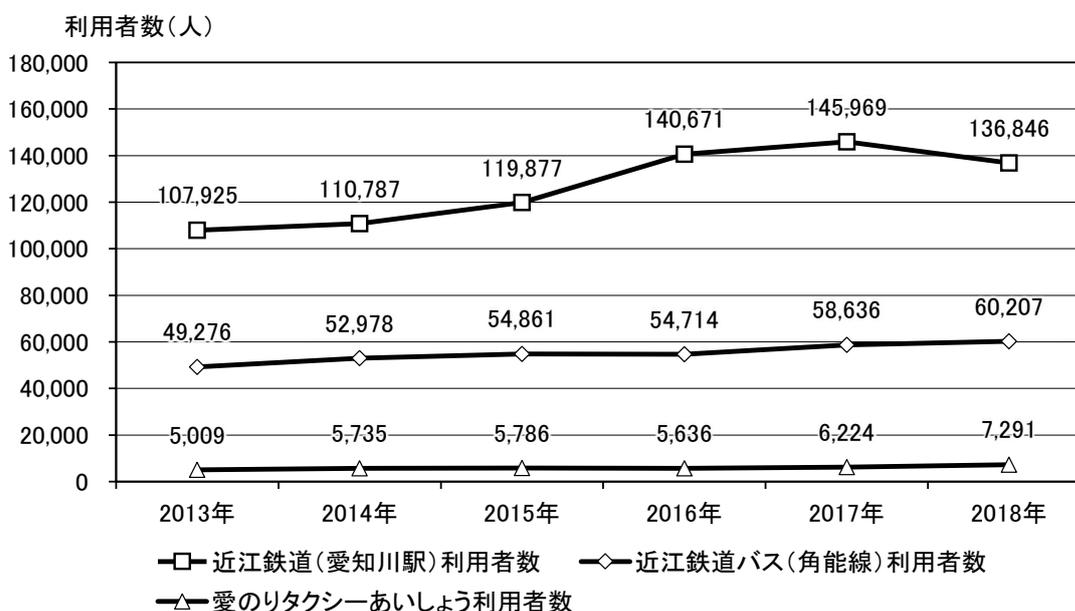


公共交通網図

資料：町資料、国土数値情報（鉄道、バスルート）

2) 公共交通利用状況

- ・愛知川駅（近江鉄道）の利用者数は、2015年（平成27年）から2016年（平成28年）にかけて約2万人増加し、その後は14万人前後の水準を維持しています。
- ・路線バスについてみると、近江鉄道バス（角能線）の利用者数は、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）にかけて約1万人増加し、2018年（平成30年）では年間約6万人が利用しています。
- ・予約型乗合タクシー（愛のりタクシーあいしょう）の利用者数は、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）にかけて約2千人増加し、2018年（平成30年）では年間約7千人が利用しています。



近江鉄道および予約型乗合タクシー（愛のりタクシーあいしょう）
年間利用者数の推移

資料：町資料

1-9. 災害リスク

(1) 土砂災害

- 土砂災害警戒区域等では、土砂災害警戒区域 28 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 13 箇所）が指定されています。また、砂防三法指定区域では、砂防指定地 19 箇所、急傾斜地崩壊危険区域 5 箇所が指定され、地すべり防止区域は指定されていません。
- 人口集積地（人口密度 40 人/ha 以上、以下同）周辺には土砂災害の危険のある地区はありませんが、町東部の山際の集落の中には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に含まれるものや近接しているものが存在しています。

土砂災害警戒区域等・砂防三法指定区域

区域	種別	指定箇所数
土砂災害警戒区域	土石流	15(5)
	急傾斜地の崩壊	13(8)
	地すべり	0(0)
	計	28(13)
砂防三法指定区域	砂防指定地	19
	急傾斜地崩壊危険区域	5
	地すべり防止区域	0

※（ ）内は、土砂災害特別警戒区域

資料 土砂災害警戒区域等：滋賀県資料（2021 年（令和 3 年）7 月 16 日）

砂防三法指定区域：愛荘町地域防災計画（砂防指定地は滋賀県防災情報マップから図上カウントによる）

(2) 浸水想定

- ・本町には、一級河川が10河川あり、愛知川および宇曾川が琵琶湖に流入しています。これら河川の堤防の決壊等による外水のはん濫や、町内の雨水幹線や農業排水路等からの内水のはん濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生しています。
- ・愛知川、宇曾川、犬上川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）をみると、町の西側のほぼ全域が浸水することが想定され、愛知川駅周辺の人口集積地の大部分で1階床上浸水に相当する0.5～3.0mの浸水が想定されます。特に愛知川や宇曾川沿いでは、浸水深3.0m以上が広い範囲に分布しています。
- ・地先の安全度マップ（200年確率降雨）をみると、浸水深3.0m以上の区域が愛知川沿いのごく一部にみられます。浸水深0.5～3.0mの区域が愛知川や宇曾川沿いに広く分布しており、人口集積地の一部も含まれています。
- ・滋賀県流域治水の推進に関する条例においては、200年確率降雨時における想定浸水深が3.0m以上の区域について「浸水警戒区域」に指定し、この区域においては知事が想定水位以上の避難空間確保や構造等の耐水化が図られているかを確認した上で許可する制度を定めていますが、現時点で本町内での指定は行われていません。

(参考) 浸水想定的前提条件

洪水浸水想定区域図（外水はん濫による最大浸水深図）

- ・はん濫が発生した場合、本町に影響を及ぼすと想定される愛知川、宇曾川、犬上川のシミュレーション結果に基づく洪水浸水想定。

指定年月日：愛知川（2020年6月9日）、宇曾川（2019年3月29日）、犬上川（2019年3月19日）

○想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図

- ・想定最大規模降雨（1000年に1回程度）に伴う洪水により河川がはん濫した場合の最大浸水深。
- ・各河川流域の前提となる降雨：
愛知川 714mm（24時間）、宇曾川 700mm（12時間）、犬上川 870mm（24時間）

○計画規模降雨による洪水浸水想定区域図

- ・計画規模降雨（100年に1回程度）に伴う洪水により河川がはん濫した場合の最大浸水深。
- ・各河川流域の前提となる降雨：
愛知川 188mm（3時間）、宇曾川 480mm（24時間）、犬上川 109mm（1時間）

○浸水継続時間の洪水浸水想定区域図

- ・想定最大規模降雨に伴う洪水により河川がはん濫した場合の浸水継続時間。

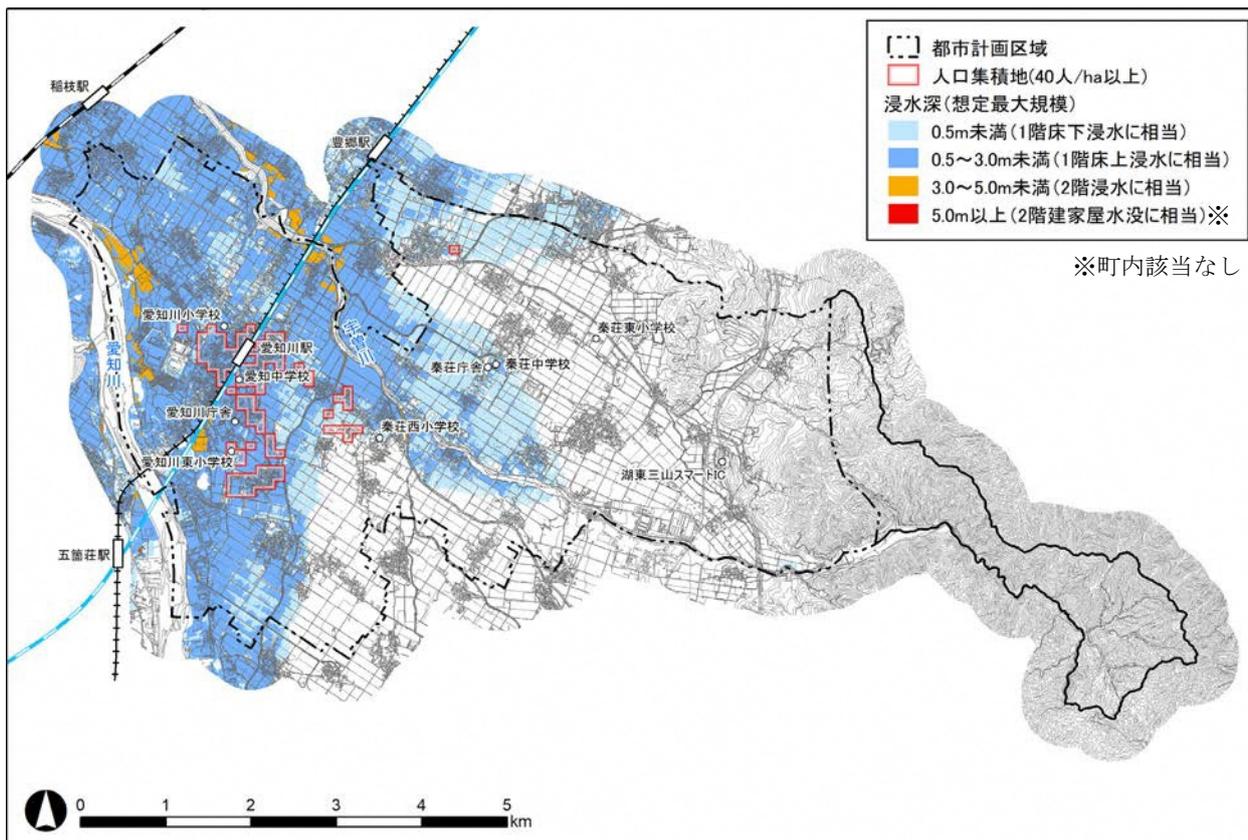
地先の安全度マップ（外水・内水はん濫による最大浸水深図）

- ・大河川だけでなく中小河川や農業用排水路など身近な水路のはん濫も考慮した、大雨が降った時の最大浸水深の想定。
- ・更新日：2020年3月31日

○200年確率降雨時：時間最大雨量 131mm/h、24時間総雨量 634mm/24h

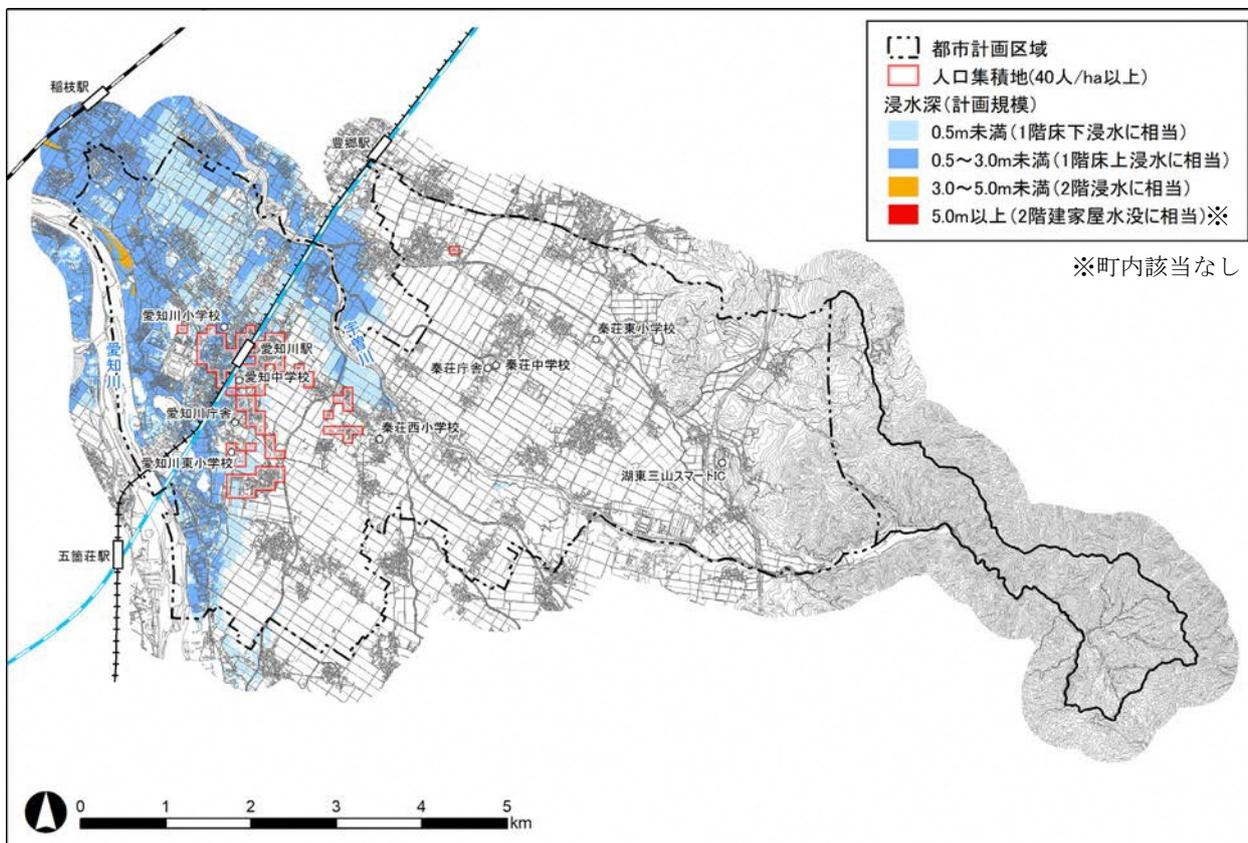
○100年確率降雨時：時間最大雨量 109mm/h、24時間総雨量 529mm/24h

○10年確率降雨時：時間最大雨量 50mm/h、24時間総雨量 170mm/24h



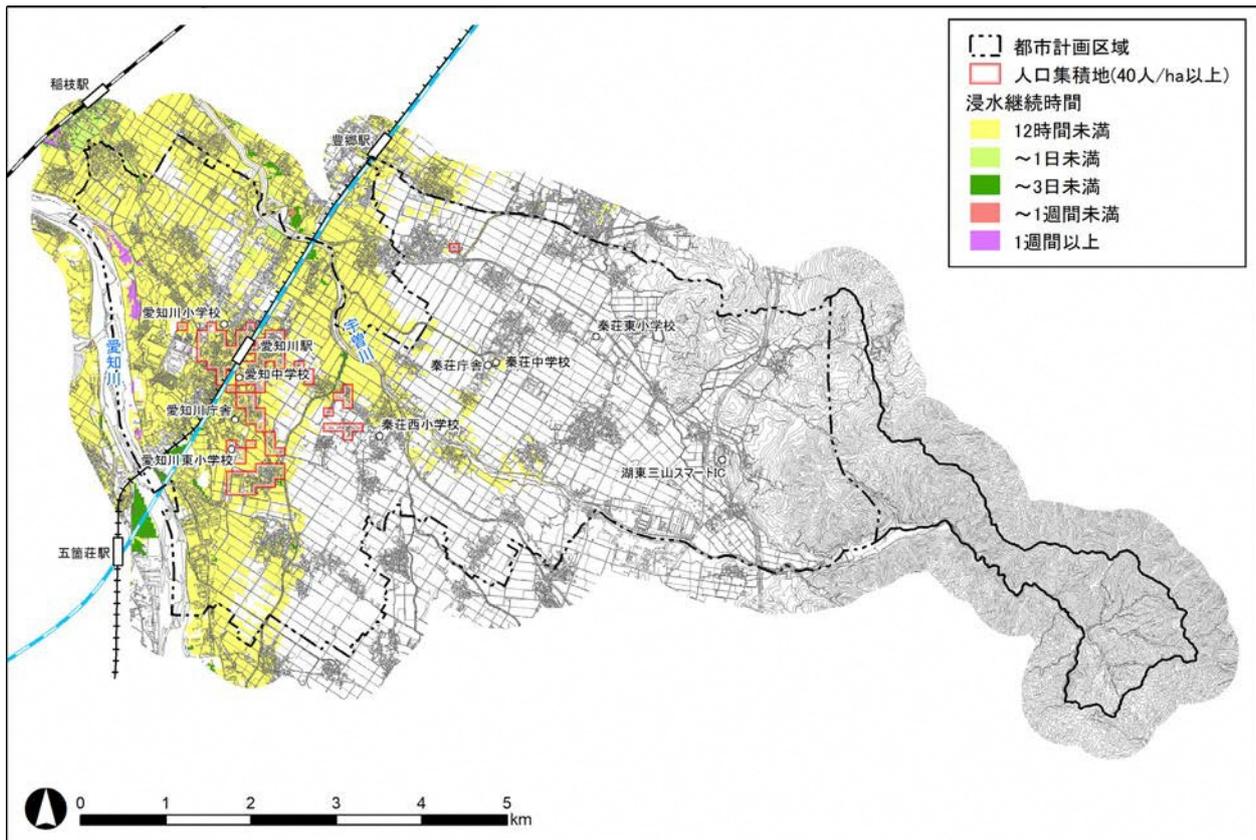
想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図

資料：2015年国勢調査(人口集積地)、滋賀県防災情報マップ



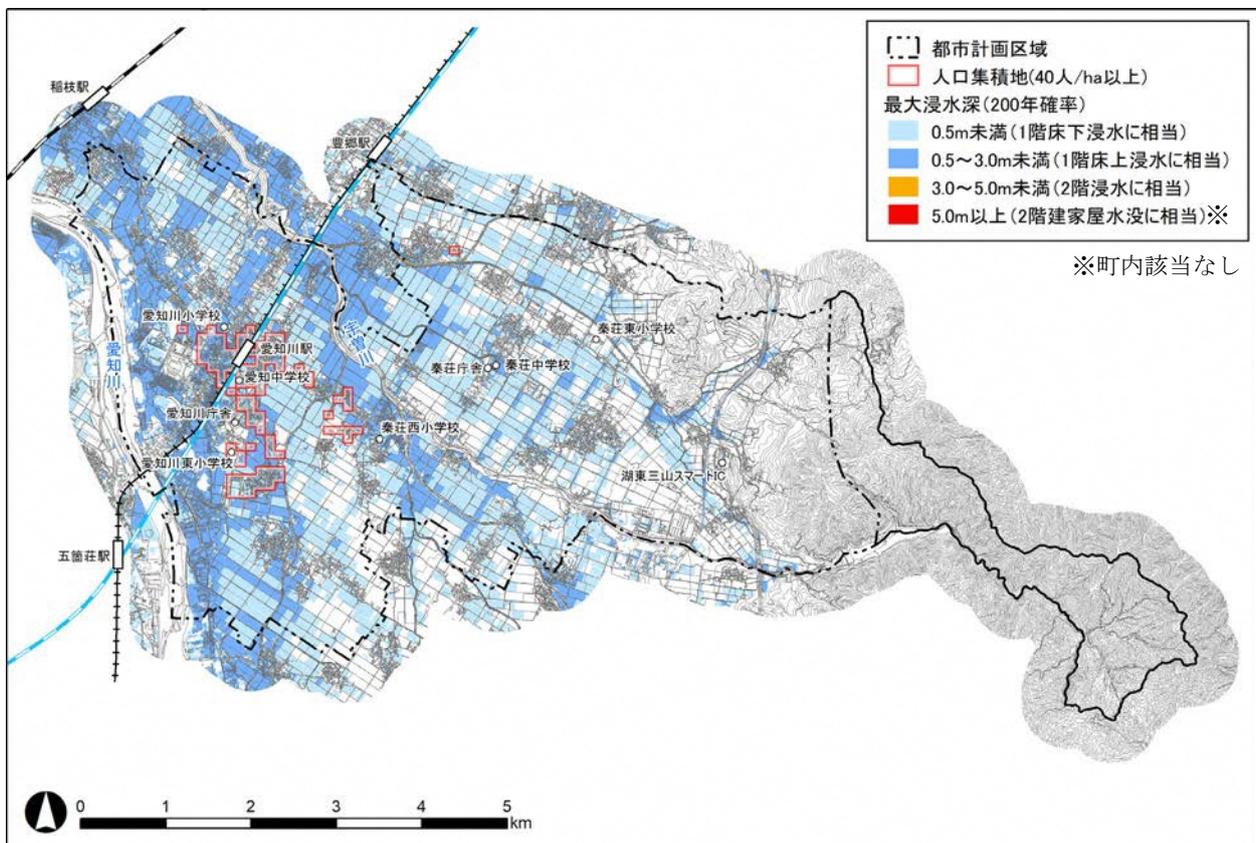
計画規模降雨による洪水浸水想定区域図

資料：2015年国勢調査(人口集積地)、滋賀県防災情報マップ



浸水継続時間の洪水浸水想定区域図

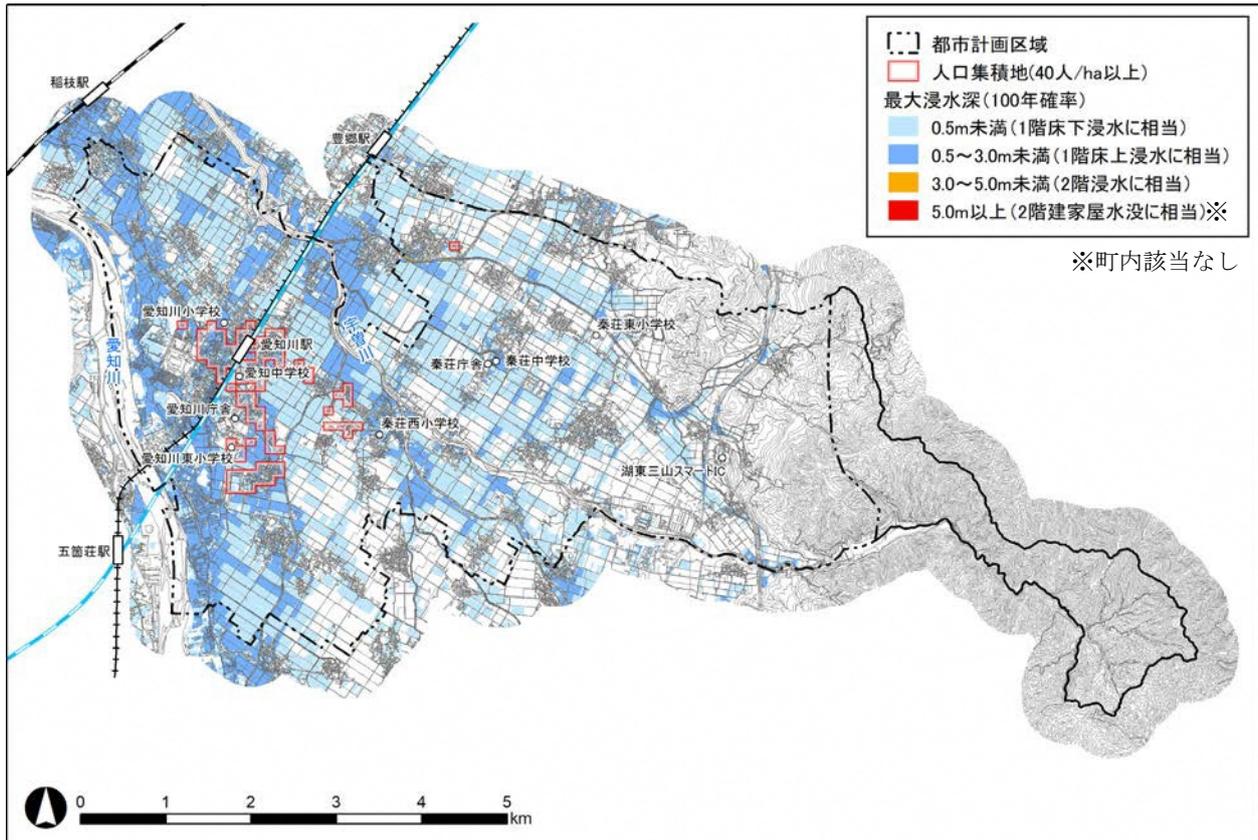
資料：2015年国勢調査（人口集積地）、滋賀県防災情報マップ



地先の安全度マップ（200年確率降雨時の最大浸水深）

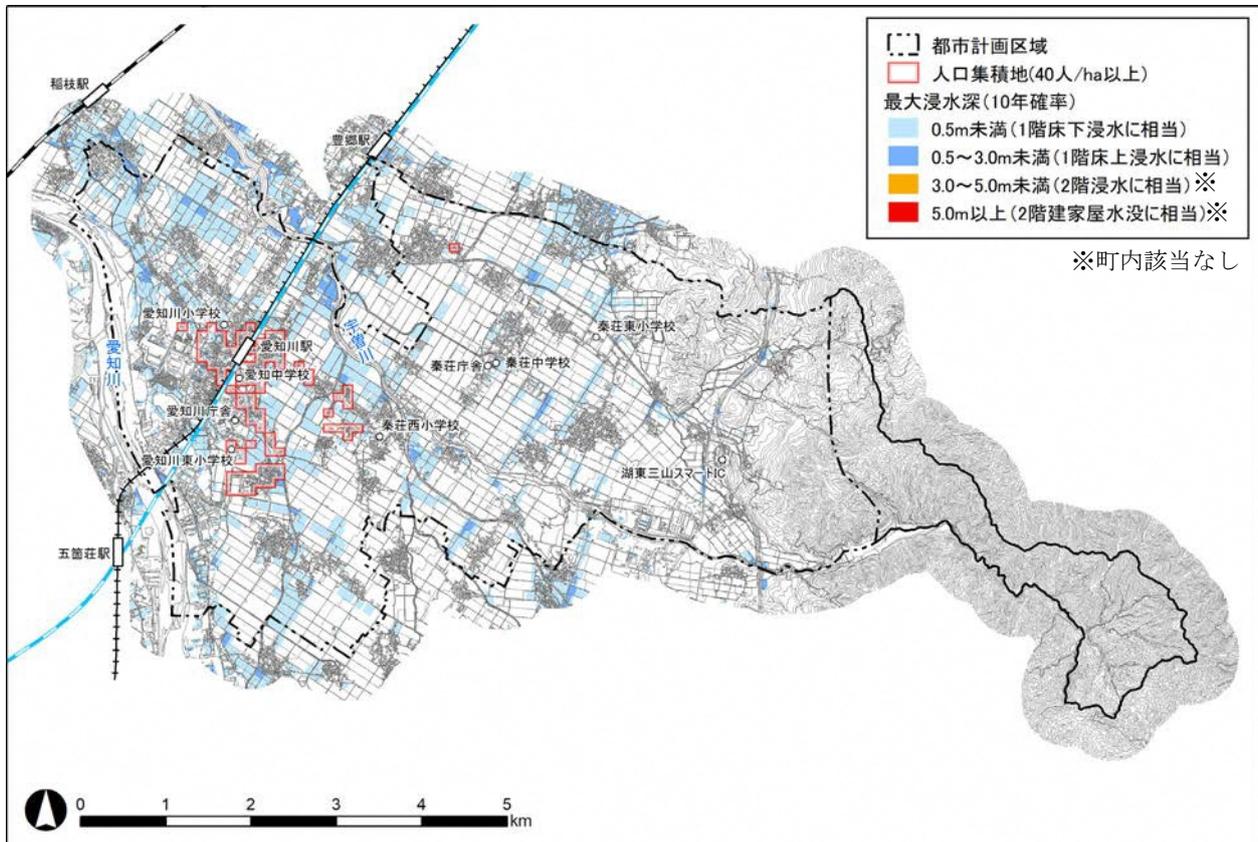
資料：2015年国勢調査（人口集積地）、滋賀県防災情報マップ

第2章. 愛荘町の現状と課題



地先の安全度マップ (100年確率降雨時の最大浸水深)

資料：2015年国勢調査(人口集積地)、滋賀県防災情報マップ

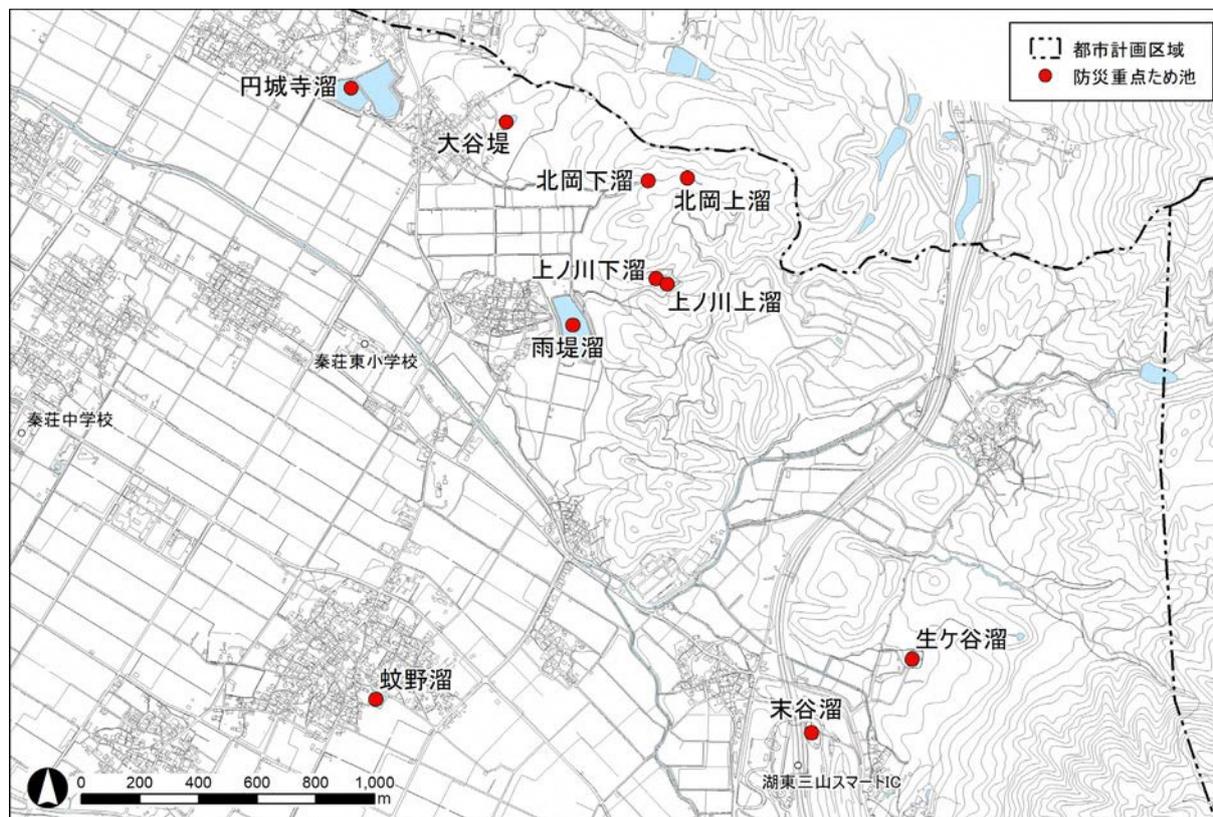


地先の安全度マップ (10年確率降雨時の最大浸水深)

資料：2015年国勢調査(人口集積地)、滋賀県防災情報マップ

(3) ため池災害

- ・「防災重点ため池」とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものを一定の基準により選定したもので、本町内では東部の山麓に10箇所存在しています。
- ・これらのため池が大雨や地震により決壊した場合、大量の貯水が下流に流下し、集落や公共施設、場合によっては人命にかかわるものとなります。



防災重点ため池の位置図

資料：ため池ハザードマップ

(4) 避難施設

- ・町内には、指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）として小中学校や公民館などの12箇所（18施設）が指定されています。
- ・人口の比較的多い40人/ha以上の地域は、その多くが高齢者の一般的な徒歩圏である500m※1)の圏内に含まれますが、町西部の一部は500mの圏外となっています。
- ・町東部の山麓部の集落については、高齢者や子どもの歩行限界とされる2,000m※2)の圏外となっています。

徒歩圏の設定について

※1) 500m圏：避難路や一次避難地への到達距離、高齢者の一般的な徒歩圏

※2) 2,000m圏：広域避難地の避難圏域、高齢者や子どもの歩行限界距離とされる距離

資料：「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省、2018年7月）

「改訂 都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引」（都市防災実務ハンドブック編集委員会 2005年2月）

指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）

No	施設名	指定避難所	指定緊急避難場所		
			地震	土砂災害	洪水・内水
1	つくし保育園	○	○	○	○
2	秦荘東小学校(教室棟_校舎)	○	○	○	○
	秦荘東小学校(体育館)	○	○	○	○
3	秦荘西小学校(教室棟_校舎)	○	○	○	○
	秦荘西小学校(体育館)	○	○	○	○
4	愛知川小学校(普通教室棟)	○	○	○	○
	愛知川小学校(体育館)	○	○	○	○
5	愛知川東小学校(管理棟・低学年棟)	○	○	○	○
	愛知川東小学校(体育館)	○	○	○	○
6	福祉センター愛の郷※1	○	○	○	○
7	福祉センターラポール秦荘いきいきセンター※1	○	○	○	○
8	愛知中学校(管理棟・普通教室棟)※2	○	○	○	○
	愛知中学校(体育館)	○	○	○	○
9	秦荘中学校(管理教室棟)	○	○	○	×
	秦荘中学校(体育館)	○	○	○	×
10	子育て支援センターあいつ子	○	○	○	○
11	愛知川公民館	○	○	○	○
12	愛知川保健センター	○	○	○	○

※1 福祉避難所としても指定されている施設。

※2 愛知中学校校舎は2020年度（令和2年度）より大規模改修工事が行われている。（2023年（令和5年）3月完成予定）

×印は、浸水の危険性があるため避難場所として使用しない。

資料：愛荘町地域防災計画（2021年12月）

2. 町民の意向

2-1. 調査対象および配布数

2019年(令和元年)に実施した「愛荘町 暮らしと次代のまちづくりに関する町民アンケート調査」における今後のまちづくりに対する意向は以下のとおりです。

調査対象	18歳以上の愛荘町在住の町民(2019年(令和元年)8月1日現在)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2019年(令和元年)8月29日配布、9月20日回収締め切り
配布・回収数	2,000票配布、864票回収、回収率43.2%

2-2. 今後のまちづくりに対する意向

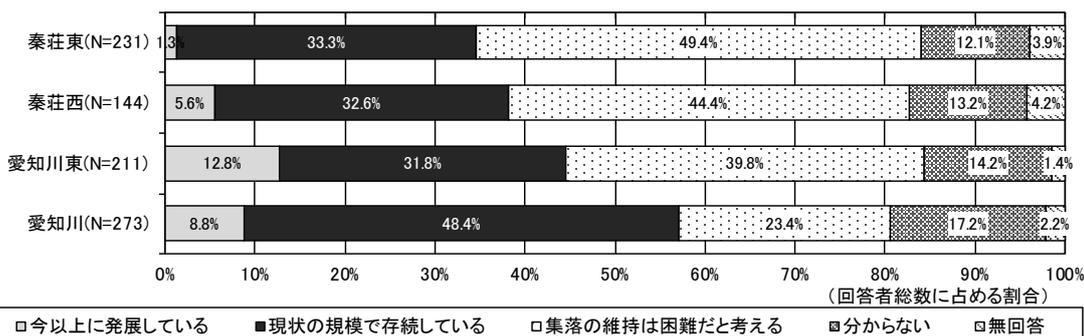
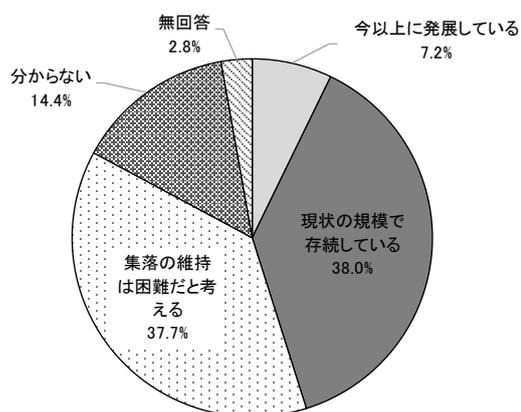
(1) 地域の10年後の姿

問. あなたがお住まいの地域(集落)について、このままだと10年後にはどのようなと思いますか。

- ・お住まいの地域(集落)の10年後の姿について、「現状の規模で存続している」が328人(38.0%)、「集落の維持は困難だと考える」326人(37.7%)で、ほぼ同程度の割合となっています。「今以上に発展している」は62人(7.2%)にとどまります。
 - ・居住地別では、愛知川小学校区で「今以上に発展している」(8.8%)または「現状の規模で存続している」(48.4%)とする回答者が合わせて過半数を超えています。
- 一方で、秦荘東小学校区では「集落の維持は困難だと考える」(49.4%)とする回答者が5割近くと高い割合になっています。

地域の10年後の姿(町全体および居住地別割合)

項目	回答数(人)	割合(%)
地域(集落)は今以上に発展している	62	7.2%
地域(集落)は現状の規模で存続している	328	38.0%
集落の維持は困難だと考える	326	37.7%
分からない	124	14.4%
無回答	24	2.8%
合計	864	100.0%



(2) “コンパクトなまちづくり”の必要性

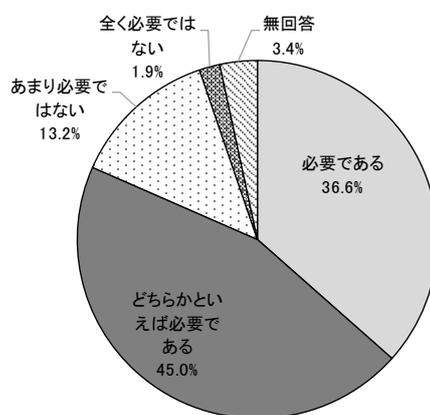
問. 今後のまちづくりとして、店舗や病院など生活に必要な施設と住居がまちの中心部などにまとまり、公共交通により便利にアクセスできる“コンパクトなまちづくり”を進めていくことが重要であると言われていました。

あなたは、愛荘町において、この“コンパクトなまちづくり”が必要だと思いますか。

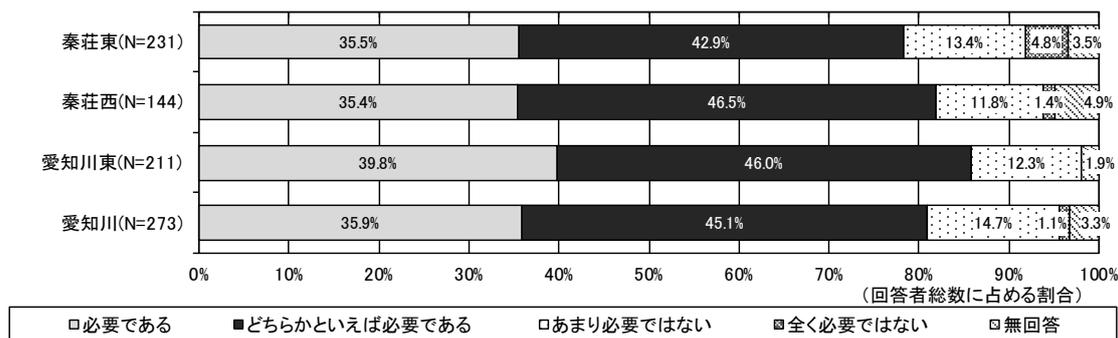
- ・“コンパクトなまちづくり”の必要性について、「どちらかといえば必要である」が389人(45.0%)と最も多く、次いで「必要である」316人(36.6%)となり、“コンパクトなまちづくり”について肯定的な意向が約8割を占めています。
 - ・居住地別では、各小学校区共におおむね同様の傾向ですが、愛知川東小学校区で「必要である」(39.8%)がその他の学区と比べて多く挙げられています。
- 一方で、秦荘東小学校区では「必要である」および「どちらかといえば必要である」を合わせた意見は8割未満となり、その他の学区と比べて低くなっています。

“コンパクトなまちづくり”の必要性（町全体および居住地別割合）

項目	回答数(人)	割合(%)
必要である	316	36.6%
どちらかといえば必要である	389	45.0%
あまり必要ではない	114	13.2%
全く必要ではない	16	1.9%
無回答	29	3.4%
合計	864	100.0%



(N=864)



2-3. 町内での居住に対する意向

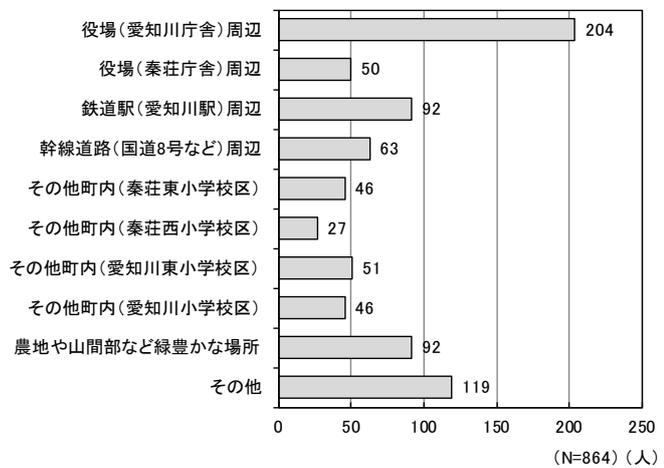
問. 今後、仮に今のお住いから町内で住み替えを行う場合、町内のどのような場所に住み替えたいと思いますか。町内で①住んでみたい場所と②その理由、③その場所にあれば良いと思う施設、についてそれぞれ該当する番号を選んでください。

(1) 住んでみたい場所

- ・今後、仮に町内で住み替えを行う場合に住んでみたい場所としては、「役場（愛知川庁舎）周辺」が204人（23.6%）と最も多く、次いで「鉄道駅（愛知川駅）周辺」92人（10.6%）および「農地や山間部など緑豊かな場所」92人（10.6%）、「幹線道路（国道8号など）周辺」63人（7.3%）となっています。

住んでみたい場所

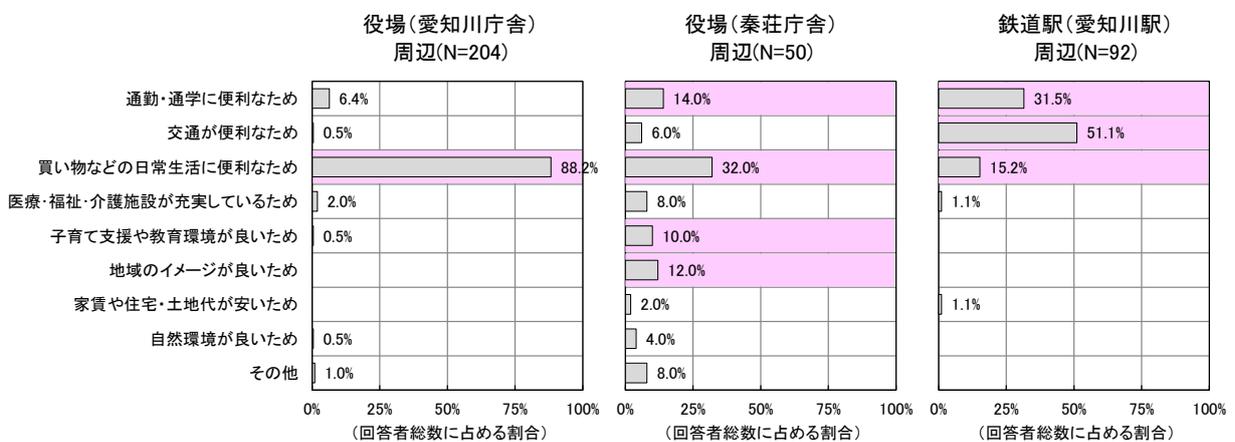
項目	回答数 (人)	回答者総数に 占める割合 (%)
役場(愛知川庁舎)周辺	204	23.6%
役場(秦荘庁舎)周辺	50	5.8%
鉄道駅(愛知川駅)周辺	92	10.6%
幹線道路(国道8号など)周辺	63	7.3%
その他町内(秦荘東小学校区)	46	5.3%
その他町内(秦荘西小学校区)	27	3.1%
その他町内(愛知川東小学校区)	51	5.9%
その他町内(愛知川小学校区)	46	5.3%
農地や山間部など緑豊かな場所	92	10.6%
その他	119	13.8%
回答者総数	864	-



(2) その場所に住んでみたい理由

- ・役場（愛知川庁舎）周辺、役場（秦荘庁舎）周辺、鉄道駅（愛知川駅）周辺について、住んでみたい理由として回答率の高い選択肢を抽出すると、役場（愛知川庁舎・秦荘庁舎）周辺では「買い物などの日常生活に便利のため」が最も高く、次いで「通勤・通学に便利のため」が高くなっています。鉄道駅周辺では、「交通が便利のため」が最も高く、次いで「通勤・通学に便利のため」が高くなっています。

その場所に住んでみたい理由

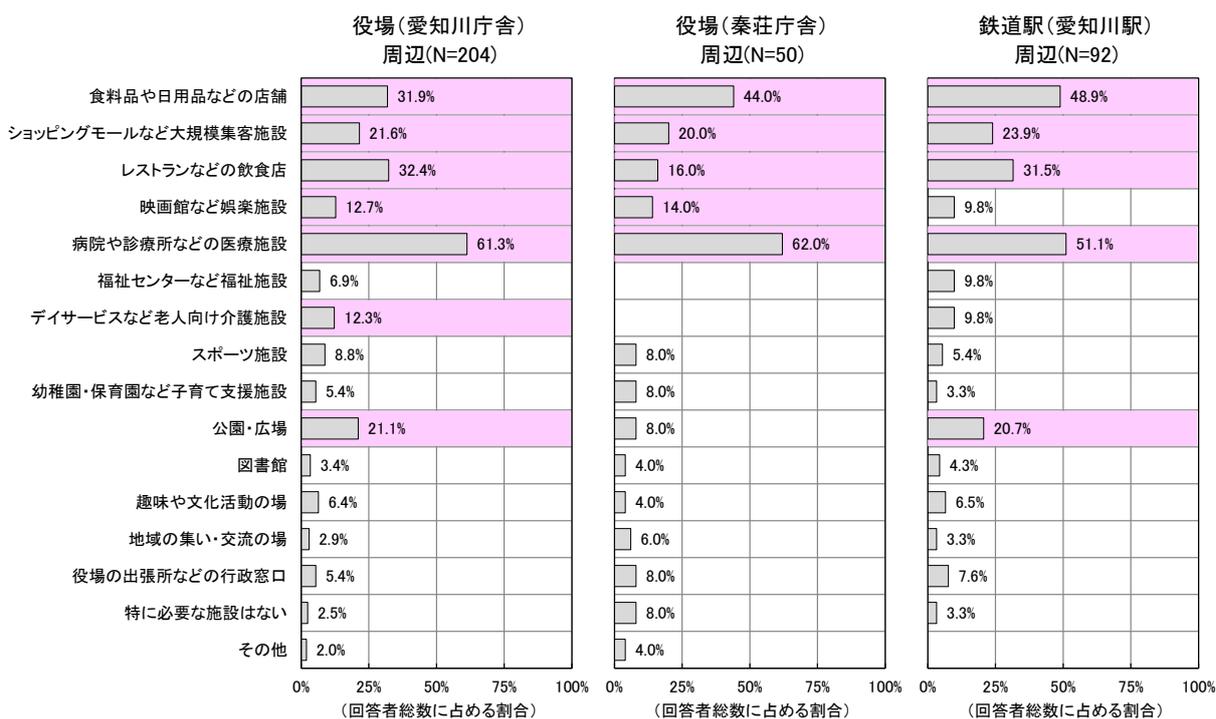


■ : 回答率の高い選択肢 (10%以上)

(3) その場所であれば良いと思う施設

- ・同様に、役場（愛知川庁舎）周辺、役場（秦荘庁舎）周辺、鉄道駅（愛知川駅）周辺について、その場所であれば良いと思う施設として回答率の高い選択肢を抽出すると、各地域とも「病院や診療所などの医療施設」が最も高く、次いで「食料品や日用品などの店舗」が高くなっています。
- ・それ以外では、「ショッピングモールなどの大規模集客施設」、「レストランなどの飲食店」が3地域に共通して高くなっています。

その場所であれば良いと思う施設



■: 回答率の高い選択肢 (10%以上)

3. 都市構造の分析・評価

(1) 都市構造分析の考え方

本町の現状の暮らしやすさについて、都市の現状に示す都市機能の立地状況や人口の分布状況、交通利便性等の都市構造の視点から全国の都市との比較分析による評価を行いました。

評価にあたっては、「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省、平成30年(2018年)7月12日)に示す評価指標について現状値を算出し、全国平均値との比較を行いました。

同ハンドブックに準拠し、本町並びに全国の入手可能なデータの状況に応じて評価指標の算出方法の適宜調整を行い、本町では算出できない項目(市街化区域等本町に該当しない項目、本町の値が把握できない項目)および比較対象となる全国平均値がない項目について除外した、以下の29項目を評価指標としました。

評価指標一覧

分類	NO	評価指標	算出方法および資料
①生活利便性	1	日常生活サービスの徒歩圏充足率	医療施設、福祉施設、商業施設、基幹的公共交通路線の徒歩圏の全てが重複するエリアに居住する人口を都市の総人口で除して算出(徒歩圏:バス停は300m、その他は800m) 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	2	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療)	医療施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出 医療施設:内科又は外科を有する病院・診療所 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	3	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(福祉)	福祉施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出 福祉施設:通所系、訪問系施設および小規模多機能施設 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	4	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(商業)	商業施設を有するメッシュの中心から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出 商業施設:専門・総合スーパー、百貨店 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	5	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	運行頻度が片道30本/日以上サービスの水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏(鉄道については半径800m、バス停については半径300m)に居住する人口を都市の総人口で除して算出 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	6	公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	市町村別の最寄りの交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅まで1km圏内、もしくはバス停まで200m圏内の住宅数の割合 資料:住宅・土地統計調査(2018)
	7	公共交通の機関分担率	「鉄道分担率」と「バス分担率」を集計して算出 ※平日の発生集中計の代表交通手段を集計 資料:近畿圏パーソントリップ調査(2010)
	8	町民一人当たりの自動車総走行台キロ	乗用車の市区町村別自動車走行台キロ(台キロ/日)を都市の総人口で除して算出 ※町内に観測地点のある調査区間により算出 資料:道路交通センサス(2015)、国勢調査(2015)
	9	通勤・通学時の公共交通分担率	利用交通手段「鉄道」および「バス」利用者数を総数で除して算出 資料:国勢調査(2010)※2015年は該当の調査なし
	10	公共交通沿線地域の人口密度	鉄道駅から半径800m、およびバス停から半径300mの圏域に該当するメッシュについてそれぞれの人口密度を算出してその平均値を算出 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)

分類	NO	評価指標	算出方法
②健康・福祉	11	徒歩・自転車の機関分担率	「徒歩分担率」と「自転車分担率」を集計して算出 ※平日の発生集中計の代表交通手段を集計 資料:近畿圏パーソントリップ調査(2010)
	12	高齢者の外出率	高齢者の外出者数を高齢者調査対象者数で除して算出 ※平日 資料:近畿圏パーソントリップ調査(2010)
	13	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	市町村別の最寄りの医療機関までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合 資料:住宅・土地統計調査(2018)
	14	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	高齢者福祉施設の半径1km圏域の65歳以上人口を、都市の65歳以上総人口で除して算出 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	15	保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率	保育所の半径800m圏域の0~4歳人口を、都市の0~4歳総人口で除して算出 資料:国勢調査(2015)、社人研推計結果(2018推計)
	16	買い物への移動手段における徒歩の割合	「私事目的」の代表交通手段分担率の「徒歩・その他」を集計 ※平日の発生集中計の自由目的の代表交通手段を集計 資料:近畿圏パーソントリップ調査(2010)
	17	高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	市町村別の最寄りの公園までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合 資料:住宅・土地統計調査(2018)
	18	歩道整備率	歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出 ※町内に観測地点のある調査区間により算出 資料:道路交通センサス(2015)
③安全・安心	19	町民一人あたりの交通事故死亡者数	1万人あたり死者数 資料:交通事故統計表データ(2018)、滋賀県推計人口年報(2018)
	20	最寄りの緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出 資料:住宅・土地統計調査(2018)
	21	空き家率	空き家数(その他住宅)を住宅総数で除して算出 資料:住宅・土地統計調査(2018)
④地域経済	22	従業者一人当たり第三次産業売上高	第三次産業売上高を第三次産業従業者人口で除して算出 資料:経済センサス(2016)
	23	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	都市全域における小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出 資料:経済センサス(2016)
⑤行政運営	24	町民一人当たりの歳出額	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出 資料:市町村別決算状況調(2018)、住民基本台帳登録人口(2019.1.1現在)
	25	財政力指数	財政力指数 資料:市町村別決算状況調(2018)
	26	町民一人当たり税収額(個人町民税・固定資産税)	市町村民税および固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出 資料:市町村別決算状況調(2018)、住民基本台帳登録人口(2019.1.1現在)
⑥エネルギー・低炭素	27	町民一人当たりの自動車CO2排出量	小型車の自動車交通量(走行台キロ/日)に、実走行燃費を除いて燃料消費量を求め、燃料別CO2排出係数(ガソリン)を乗じて、年換算してCO2排出量を算出 ※町内に観測地点のある調査区間により算出 ※燃料をすべてガソリンと仮定して算出 資料:道路交通センサス(2015)、国勢調査(2015)、自動車燃料消費量調査(2019)、算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(環境省)
	28	家庭部門における一人当たりのCO2排出量	家庭部門CO2排出量/人口 資料:都道府県別エネルギー消費統計(2017)、滋賀県推計人口年報(2017)
	29	業務部門における従業者一人当たりのCO2排出量	業務部門CO2排出量/従業者人口 資料:都道府県別エネルギー消費統計(2017)、経済センサス(2014)

資料:「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省、2018年7月)より作成

(2) 都市構造の評価 ～全国との比較～

各評価指標の算出結果について、全国都市の平均値を『50点』としたときの本町の評価点は以下のような傾向になっています。

① 生活利便性、健康・福祉

施設の充実

- ・「3. 生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（福祉）」が79点、「14. 高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率」が67点、「15. 保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」が76点と全国を上回り、福祉施設や保育所が充実しています。
- ・一方、「1. 日常生活サービスの徒歩圏充足率」は30点と低く、特に「2. 生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（医療）」が37点、「17. 高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合」が36点と、医療施設や公園の充実度は低い水準となっています。

公共交通アクセス

- ・「9. 通勤・通学時の公共交通分担率」が74点と、全国と比べて、通勤・通学時に公共交通を利用する傾向が高くなっています。
- ・一方、「5. 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」が17点、「6. 公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合」が24点と、公共交通へのアクセスは低い水準となっています。
- ・公共交通は人口密度の低い地域を含む広範囲を運行しており、「10. 公共交通沿線地域の人口密度」は23点と低く、また「8. 町民一人当たりの自動車総走行台キロ」は68点と高い水準であり、移動手段として自動車への依存がみられます。

② 安全・安心、地域経済

- ・「20. 最寄りの緊急避難場所までの平均距離」が22点と、緊急避難場所へのアクセスは低い水準となっています。
- ・その他の安全・安心の指標および地域経済に関する指標は、全国平均とおおむね同様の傾向を示しています。

③ 行政運営

- ・行政運営に関する指標では、「24. 町民一人当たりの歳出額」が66点、「25. 財政力指数」が71点と高い値となっており、比較的健全な財政状況と考えられます。

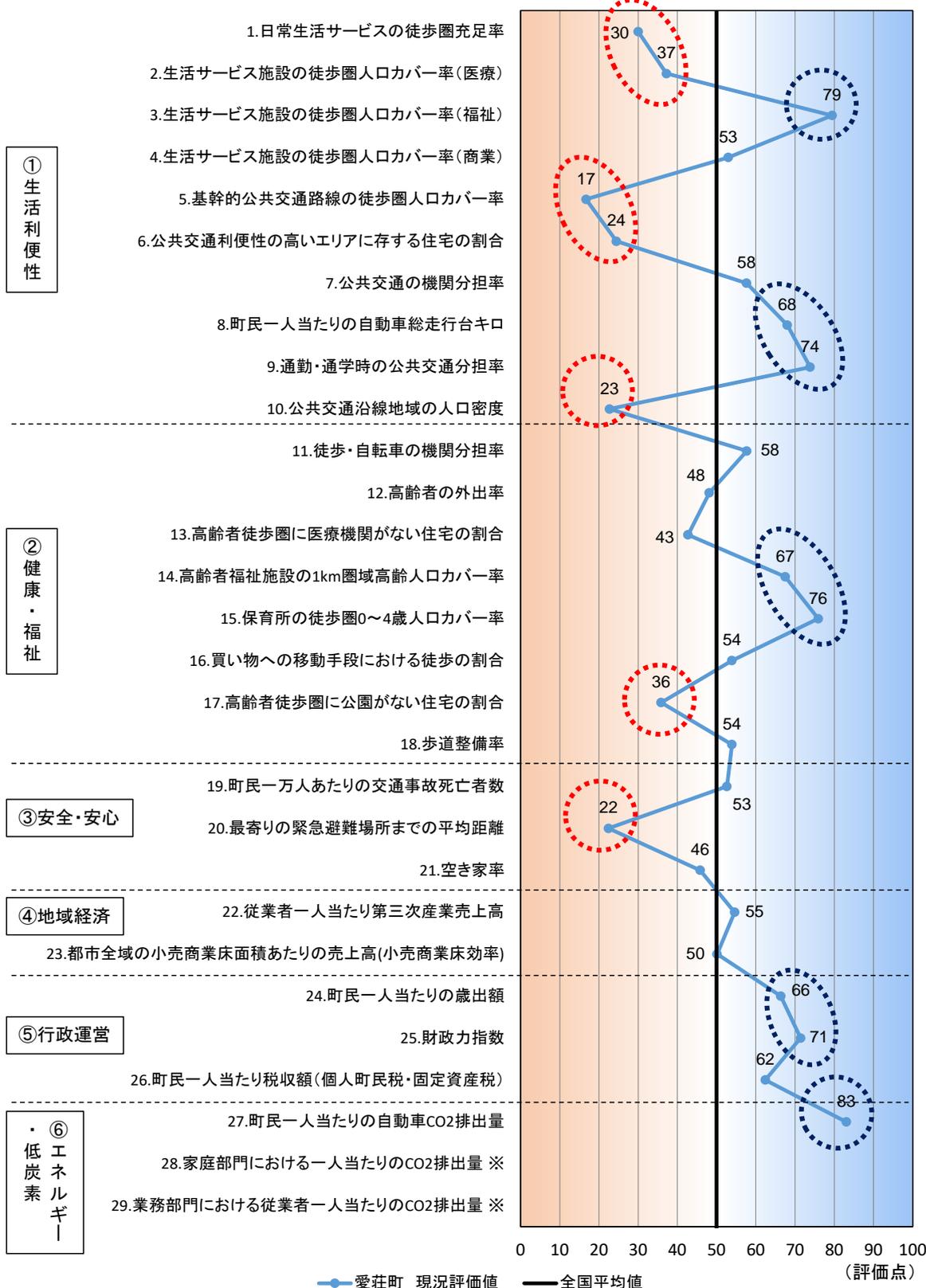
④ エネルギー・低炭素

- ・エネルギー・低炭素に関する指標では、「27. 町民一人当たりの自動車CO₂排出量」が83点と非常に高い値となっています。これは交通量の多い幹線道路が町内の南北方向に走っており、その延長が短いためと考えられます。
- ・「28. 家庭部門における一人当たりのCO₂排出量」、「29. 業務部門における従業者一人当たりのCO₂排出量」は、共に全国平均を大きく上回っており（約3倍程度）、点数換算でも0点未満となります。ただし、これらの現況値は滋賀県全体のCO₂排出量をもとに人口や従業者数の比率により按分した値であるため、全国平均値との算出方法の違いが要因である可能性があります。

全国都市との比較による愛荘町の都市構造評価

全国平均値(50点)
の水準を下回る

全国平均値(50点)
の水準を上回る



※ 評価点が35点以下または65点以上の項目

※ 「28. 家庭部門における一人当たりのCO2排出量」および「29. 業務部門における従業者一人当たりのCO2排出量」は点数換算で0点未満となる。

4. 都市構造上の課題

都市の現状および町民意向、都市構造の評価などを踏まえ、コンパクトなまちづくりを推進する上での課題を以下に整理します。

(1) 人口

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2045年（令和27年）までの将来人口は現状から大きな変化はみられませんが、年少人口や生産年齢人口は減少し、老年人口は大幅に増加することが推定されています。 ・ 2045年（令和27年）の人口分布では、人口が愛知川駅周辺では増加し、町東部では減少することが推定されています。 ・ 町民アンケートでは、集落の維持は困難との回答が全体の4割を占め、特に秦荘東小学校区で困難との回答が多くなっています。 ・ 近年の人口移動では、10歳代および20歳代後半から30歳代の町外への転出が多くなっています。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後予想される高齢者の増加に対応し、町民が安全で快適・健康に暮らしていくための住環境の整備が必要です。 ・ 将来の人口の維持・増加に向け、若い世代や子育て世代の居住誘導策が必要です。
----	--

(2) 土地利用・産業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家率は全国や県平均を超過し、特に愛知川駅周辺には低未利用地や空き家が集中する一方で、郊外では農地転用等による市街化が進んでいます。 ・ 本町の産業は、製造業が町内の従業者数の約5割を占めるなど主要産業であり、工業系の宅地開発も進んでいます。 ・ 愛知川駅周辺、秦荘庁舎周辺、既存の集落地を除き、大部分が農用地区域、保安林、自然公園（特別地域）として良好な自然環境が保全されています。
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な農地や自然環境を保全するとともに、公共交通の利便性が高い市街地への居住誘導策が必要です。 ・ 市街地の人口減少や賑わいの低下を食い止めるため、低未利用地や空き家の増加の抑制が必要です。
----	--

(3) 都市機能

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知川駅および愛知川庁舎周辺では、都市機能を担う施設が集積し、町内の他地域と比べ施設数が多くなっています。 ・秦荘庁舎周辺では、医療機能以外の都市機能を備えています。 ・将来的に人口構成が高齢者に偏ることが想定され、現状の都市機能の維持が難しくなる可能性があります。 ・徒歩圏内における施設の充実について、全国都市の平均と比較すると、福祉施設や保育所へのアクセスは良好ですが、医療施設や公園へのアクセスが全国の水準を下回っています。 ・町民アンケートでは、コンパクトなまちづくりについて肯定的な意見が約8割と多くの人が必要性を認識しています。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の集積を活かした都市機能の維持・向上が必要です。
----	---

(4) 災害

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町西部のほぼ全域に洪水による浸水の危険性があります。大部分は浸水深2m未満ですが、愛知川や宇曾川沿いには3.0m以上の範囲も分布しています。 ・東部の山地部やその山麓では、土砂災害（特別）警戒区域など土砂災害の危険性がある範囲やため池災害の危険性のある範囲が存在しています。 ・避難施設は人口密度の高い地域をおおむねカバーしていますが、郊外部の集落などは徒歩圏内に避難施設がない地域が存在しています。 ・全国都市の平均と比較すると、避難施設へのアクセスは全国の水準を下回っています。
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の生命や財産を守るため、災害リスクに強い土地利用の形成や地域特性に応じた防災機能の強化が必要です。
----	--

(5) 公共交通

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通（路線バスと予約型乗合タクシー）は、町南部の一部を除き町内の集落をおおむねカバーしています。 ・予約型乗合タクシーは、町役場、駅、主要な病院にアクセスし、30～60分前の予約で利用できるため、時間に余裕のある利用者にとって利便性の高い運用となっています。 ・路線バス、予約型乗合タクシー共に利用者数は増加傾向にあります。 ・人口密度の低い集落もカバーしているため、全国都市の平均と比較すると、公共交通沿線地域の人口密度は全国の水準を下回っています。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内各地と都市機能集積地を結ぶアクセス手段の維持および利便性の向上が必要です。
----	--

第3章. 立地適正化の基本方針

1. 都市の将来像

「第2次愛荘町総合計画」では、人々が集い、交流し、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長し、みんなが誇れる住みよいまちづくりを進めるために「めざすまちの姿（将来像）」を「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち」としています。

この将来像の実現に向け、また、「愛荘町グランドデザイン2040」、「愛荘町都市計画マスタープラン」に位置付けられた少子高齢化への対応、防災の視点、農業や自然との共生の視点等を勘案し、本計画で目指すべき都市の将来像を「多様な世代が安全・快適に生活できるまち」と位置付けます。

第2次愛荘町総合計画

【めざすまちの姿】

愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち

【まちづくりの基本方針】

- ・健康でいきいき暮らせるまちづくり
- ・夢と志を育む学びのまちづくり
- ・活力あふれるにぎわいのまちづくり
- ・安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり
- ・快適でうるおいのあるまちづくり
- ・町民が輝き活気にあふれるまちづくり

愛荘町グランドデザイン2040

【まちの将来ビジョン】

つながりを生む田園空間都市

【基本方針】

- ・多様な人々が訪れ交流し活力を生むまち
- ・地域交通が充実した誰もが快適に過ごせるまち
- ・農・自然と共存した美しいまち
- ・年を重ねても健康で安心して暮らせるまち

愛荘町都市計画マスタープラン

【都市づくりのテーマ】

安心、快適な暮らしと人々の交流が織りなす

愛着と誇りをつむぐまちづくり

【基本目標】

- 1 多様な人々が訪れ交流し活力を生むまち
- 2 地域交通が充実した誰もが快適に過ごせるまち
- 3 農・自然と共存した美しいまち
- 4 年を重ねても健康で安心して暮らせるまち

【将来都市構造】

「拠点連携型のまちづくり」の形成

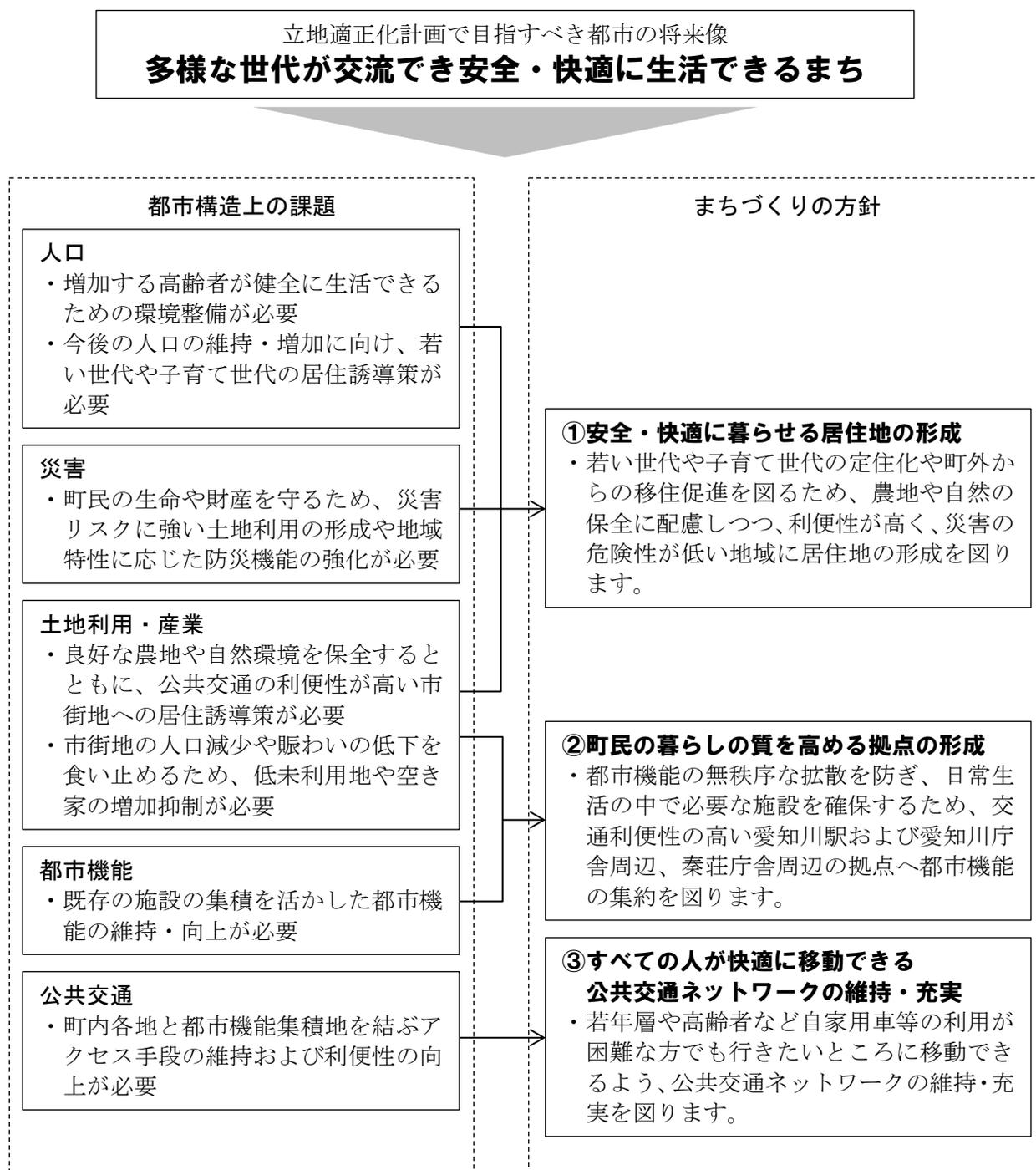
立地適正化計画で目指すべき都市の将来像

多様な世代が交流でき安全・快適に生活できるまち

愛着と誇りの源泉である豊かな自然や歴史文化、美しい田園風景など、本町の魅力を活かしつつ、都市機能と居住をコンパクトに誘導し交流・連携を図ることで、子どもから高齢者までの多様な世代が安全・快適に住み続けることのできるまちを目指します。

2. まちづくりの方針

都市構造上の課題と都市の将来像を踏まえ、まちづくりの方針を以下のとおり設定します。



3. 目指すべき都市の骨格構造

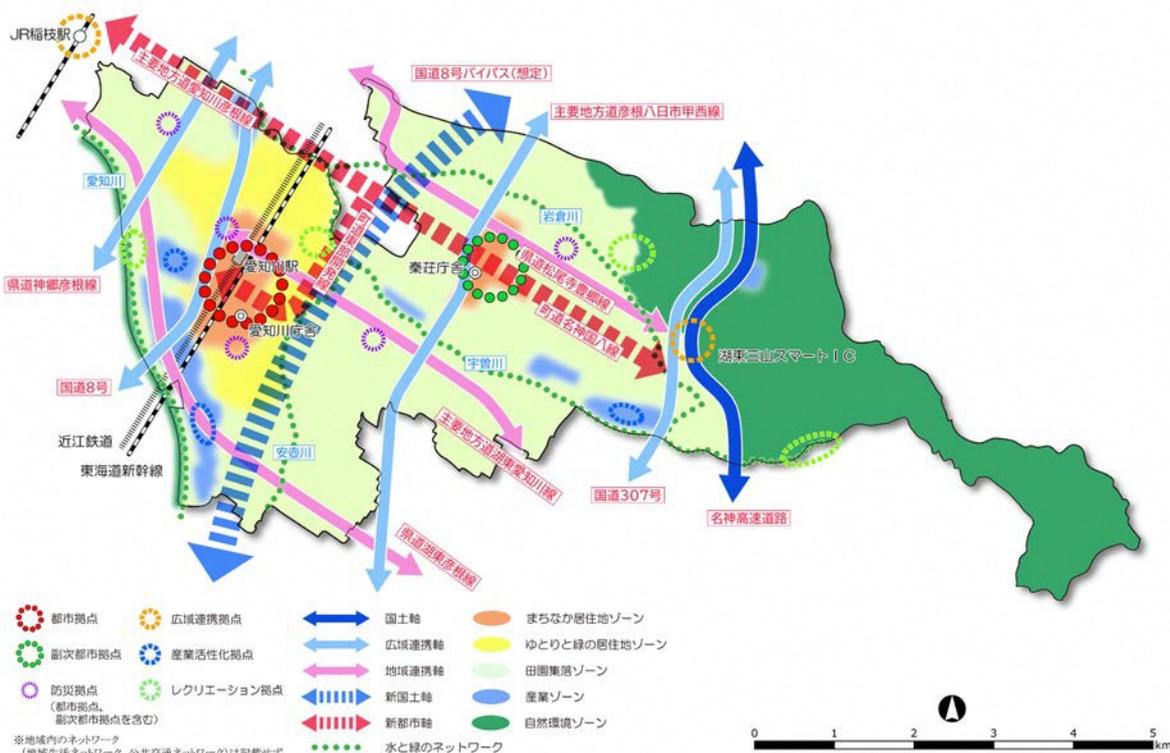
「愛荘町グランドデザイン 2040」や「愛荘町都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市の将来像を実現するために目指すべき都市の骨格構造を以下に示します。

都市の骨格構造は、「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省 2021年（令和3年）4月改訂）を参考に、中心拠点、地域拠点、基幹的な公共交通軸の3つの要素から構成します。

都市の骨格構造の位置付け

種別 ・は都市計画マスタープランにおける位置付け	立地適正化計画の手引きでの定義	本計画における位置付け
中心拠点 ・都市拠点	町域各所から公共交通によるアクセス性に優れ、町民に行政機能（役所・役場）、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点。	人口密度が比較的高く、町役場や大規模な商業施設などの高次の都市機能が集積している愛知川駅および愛知川庁舎周辺を「中心拠点」と位置付けます。
地域拠点 ・副次都市拠点	周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、町民（地域住民）に行政機能（支所等）、食品スーパーなど、主として日常生活サービス機能を提供する拠点。	町東部エリアの中心地であり、現在も行政機能を有している秦荘庁舎周辺を「地域拠点」と位置付けます。
基幹的な公共交通軸 ・広域連携軸 ・地域連携軸 ・新国土軸 ・新都市軸 ・公共交通軸	中心拠点と地域拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸。	中心拠点と地域拠点、各拠点と集落を結ぶ主要な交通軸で、路線バスと予約型乗合タクシーの運行路線等を「基幹的な公共交通軸」と位置付けます。

都市の骨格構造（都市計画マスタープラン 将来都市構造）



4. 施策・誘導方針

まちづくりの方針の具体化に向け、課題を解決するための施策・誘導方針等を以下に示します。

まちづくりの方針① **安全・快適に暮らせる居住地の形成****施策・誘導方針：拠点周辺への居住誘導**

利便性の高い拠点周辺の快適性を高め、若い世代・子育て世代を中心とした多様な世代の居住を誘導します。

【施策の方向性】

- ・若い世代や子育て世代の居住促進
- ・利便性の高いエリアへの高齢者等の住み替え促進
- ・空き家・空き地の活用促進
- ・市街地の快適性向上
- ・豊かな農村環境との共生

施策・誘導方針：災害に強いまちづくり

洪水や土砂災害などの災害リスクを緩和するため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策を進めます。

【施策の方向性】

- ・災害リスクの回避
- ・災害リスクの低減（ハード）
- ・災害リスクの低減（ソフト）

まちづくりの方針② **町民の暮らしの質を高める拠点の形成****施策・誘導方針：拠点への日常生活サービス施設の立地誘導**

中心拠点および地域拠点への日常生活サービス施設の立地誘導などにより、拠点としての都市機能の維持・充実を図ります。

【施策の方向性】

- ・日常生活サービス施設の移転誘導
- ・地域商業・観光の活性化
- ・まちなかウォークアブルの推進
- ・既存公共施設の最適化

まちづくりの方針③ **すべての人が快適に移動できる公共交通ネットワークの維持・充実****施策・誘導方針：公共交通の利便性向上**

拠点と町内各地（自治会）をつなぐ路線バス・予約型乗合タクシーを持続的に運営できるよう、利用者の掘り起こしや利便性の向上を図ります。

【施策の方向性】

- ・多様な移動ニーズへの対応
- ・交通結節点の機能充実
- ・公共交通の利用促進

第4章. 居住誘導区域

1. 居住誘導区域の基本的な考え方

(1) 区域設定の目的

- ・居住誘導区域は、都市機能が集積する拠点や公共交通が利用しやすい場所に居住を誘導することにより、町民全体の生活利便性を高め、暮らしやすいまちを実現することを目的として設定します。
- ・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域に設定します。

(2) 区域設定の効果

- ・都市機能が集積する地域やその周辺に居住を誘導することで、町民が日常生活サービスを楽しみやすくなり、また都市機能の需要が増えることにより、都市機能が維持されやすくなり、持続可能な活力ある都市の形成が期待できます。

(3) 居住誘導区域の設定の考え方

- ・区域の設定の基準については、都市計画運用指針等において、以下のように定められています。本計画ではこれらの位置付けを踏まえ、居住誘導区域を設定します。

1. 人口集積・生活利便性

- ・将来、医療・福祉・商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準[※]が確保される範囲とする。
- ・都市機能誘導区域となるべき拠点へ徒歩や自転車等で容易にアクセスすることができ、鉄道やバス停の徒歩・自転車利用圏域から構成される範囲とする。

2. 災害リスク

- ・土砂災害、浸水被害等により、甚大な被害を受ける危険性が少ない居住に適した範囲とする。

※) 日常生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度として、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となります。

2. 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定の考え方にに基づき、具体的には下記のすべての条件を満たす区域を居住誘導区域として設定します。

各設定条件が示す範囲は次頁以降のとおりです。

居住誘導区域の設定条件

設定の考え方	設定条件	備考
中心拠点や地域拠点へ徒歩や自転車等で容易にアクセスすることができ、鉄道やバス停の徒歩・自転車利用圏域から構成される地域	①路線バスと予約型乗合タクシーの徒歩圏（バス停、停留所から 300m 圏 ^{※1)} 、 または、鉄道駅の徒歩圏（鉄道駅から 800m 圏 ^{※1)}	・町内の拠点と連絡する公共交通路線の徒歩利用圏
日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される地域	②2015年（平成27年）の100mメッシュ人口が40人/ha ^{※2)} 以上の地域 または、町役場（愛知川庁舎、秦荘庁舎）の徒歩圏（800m 圏 ^{※1)}	・今後も市街化区域の設定基準に準じる人口密度を維持することが想定される地域、または都市機能が集積する拠点周辺
甚大な被害を受ける危険性が少ない居住に適した地域	③次の区域を含まない ・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 ・愛知川、宇曾川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）および地先の安全度マップ（200年確率降雨）の浸水深3m以上の区域 ^{※3)}	・「都市計画運用指針」で原則として含まないこととすべき地区 ・「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の浸水警戒区域の考え方に準じ、2階建ての住宅において人命被害が発生するおそれのある3mを基準として設定
その他、居住誘導を図るべきではない地域	④次の区域を含まない ・農用地区域（農業振興地域に整備に関する法律） ・特別地域（自然公園法） ・保安林（森林法）	・「都市計画運用指針」により、居住誘導区域に含まないこととされている地域

上記の抽出結果に対して、以下の補正を行い居住誘導区域として設定

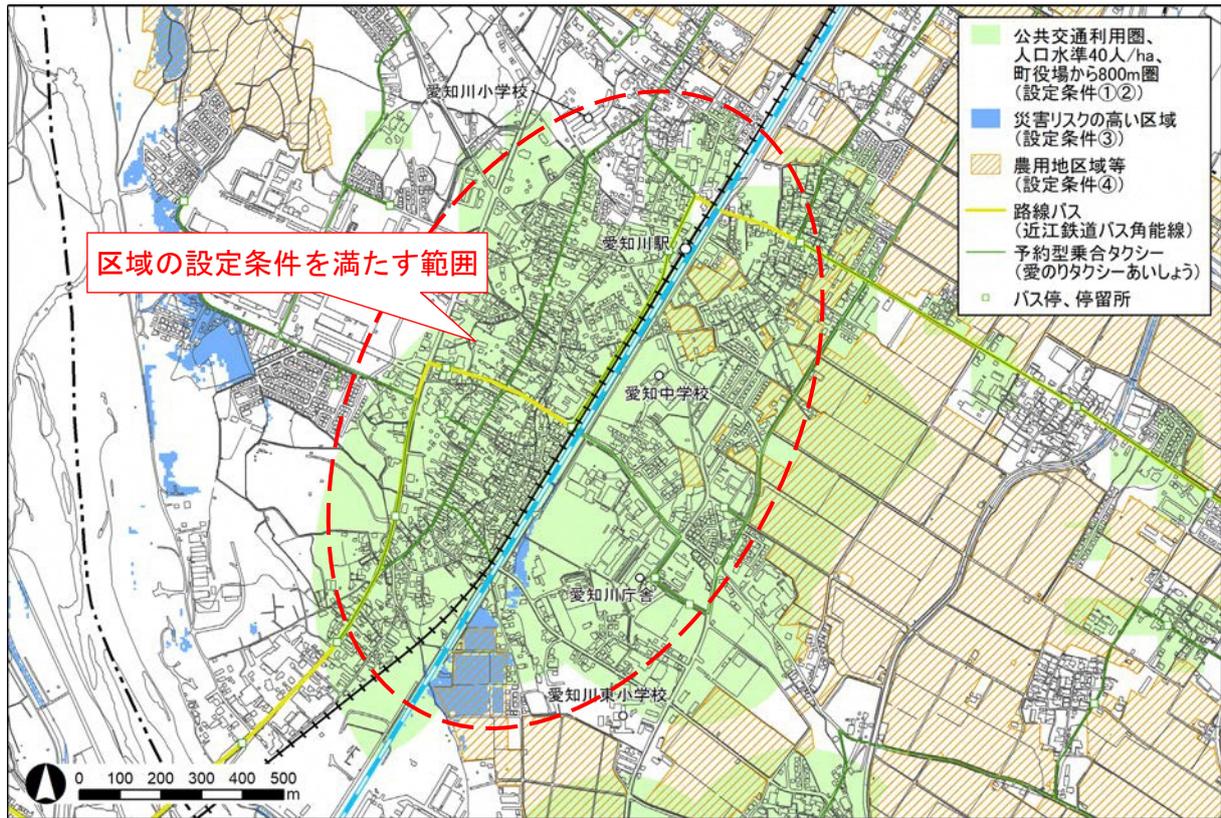
- ・上記の区域に隣接する公共施設用地を含める
- ・小規模な飛び地や道路のみの細長い区域を除く
- ・境界線が河川・水路、道路等の明確な地形・地物、または、③・④の境界線になるように補正

※1) 「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省、2018年7月）に示す一般的な徒歩圏800m、バスの徒歩圏300mにより設定

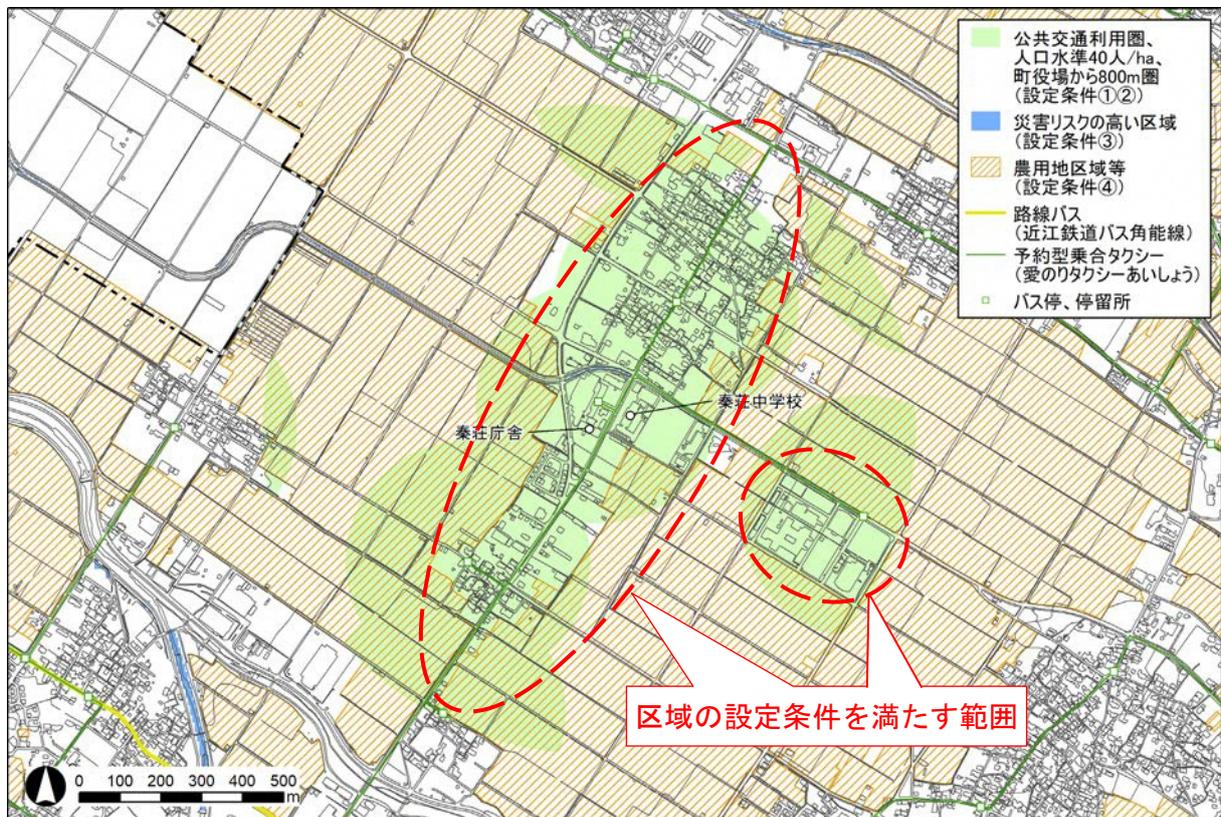
※2) 市街化区域の設定基準40人/haにより設定

※3) 想定浸水深はメッシュ単位の想定結果のため、滑らかな境界線となるよう地形・地物により補正
水路や水面等の理由で深くなっている浸水深3m以上の区域は加味しない

愛知川駅および愛知川庁舎周辺



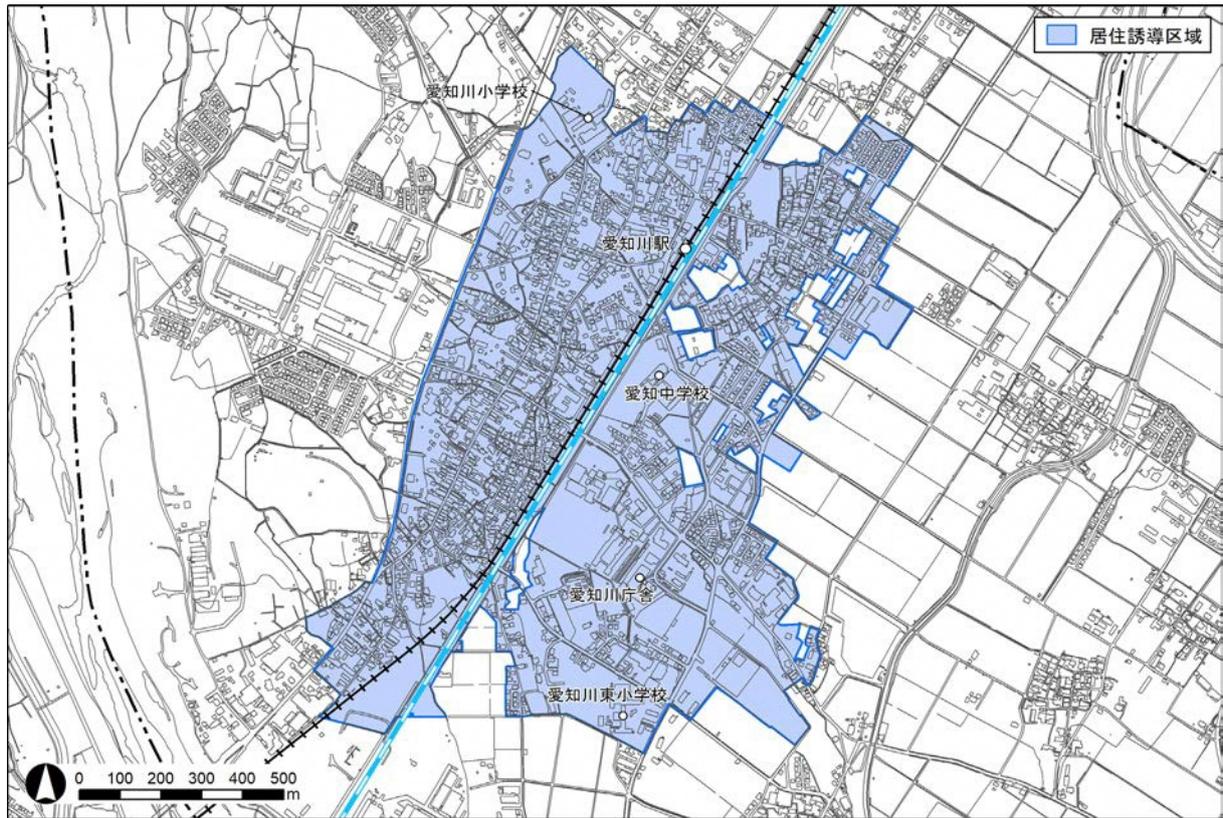
秦荘庁舎周辺



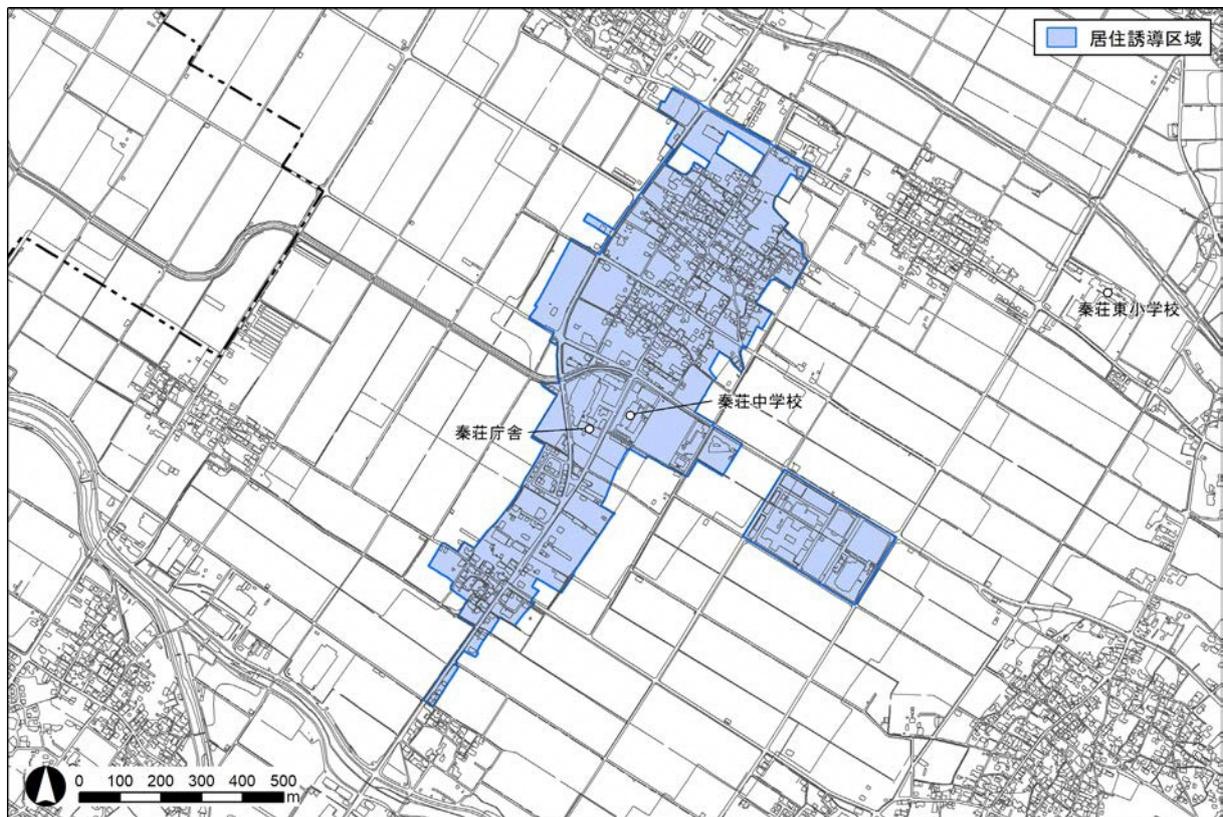
居住誘導区域の設定根拠

※設定条件①～④の詳細は前頁の表を参照

愛知川駅および愛知川庁舎周辺



秦荘庁舎周辺



居住誘導区域

第5章. 都市機能誘導区域および誘導施設

1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

(1) 区域設定の目的

- ・都市機能誘導区域は、本町の拠点の周辺に都市機能を誘導し、集約することにより、その周辺への居住誘導を促進し、よりコンパクトな暮らしやすいまちを実現することを目的として、居住誘導区域内に設定します。

(2) 区域設定の効果

- ・地域の特性に応じた都市機能を誘導することにより、町民が日常生活サービスを享受しやすくなり、また、地域の魅力が高まることで、賑わいの創出等が期待できます。
- ・公共交通等によって拠点にアクセスしやすい環境を整備することにより、より多くの人が集まり、さらなる賑わいが創出されます。

(3) 都市機能誘導区域の設定の考え方

- ・区域の設定の基準については、都市計画運用指針等において、以下のように定められています。本計画ではこれらの位置付けを踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。

1. 都市機能の集積

- ・鉄道駅やバス停、公共施設に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実し、それらの間が徒歩や自転車等で容易に移動できる範囲とする。

2. 都市の拠点

- ・周辺からの公共交通によるアクセス性が高い範囲等、都市の拠点となるべき区域とする。

2. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定の考え方にに基づき、下記の条件を満たす区域を都市機能誘導区域として設定します。

①都市機能誘導区域の設定条件

設定の考え方	設定条件	備考
周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域	①居住誘導区域内	・公共交通によるアクセス性が高い拠点周辺の居住誘導区域内に都市機能誘導区域を設定
都市機能が一定程度充実し、それらの間が徒歩や自転車等で容易に移動できる範囲	②100m メッシュの高齢者徒歩圏(500m 圏 ^{※1})に含まれる生活サービス施設等 ^{※2} の施設数が相対的に高く、既に複数の都市機能が立地している区域	・高齢者の移動を考慮し、都市機能の充実度を評価
その他、町として重点的に都市機能の強化を図る区域	③上記以外で今後の機能強化が予定されている以下の区域 ・まちなかウォークアブルの推進エリアとして位置付けている愛知川駅や中山道周辺 ・多世代の交流、健康づくり・生きがいつくり等の拠点となるラポール秦荘周辺	

上記の抽出結果に対して、以下の手順により補正を行い都市機能誘導区域として設定

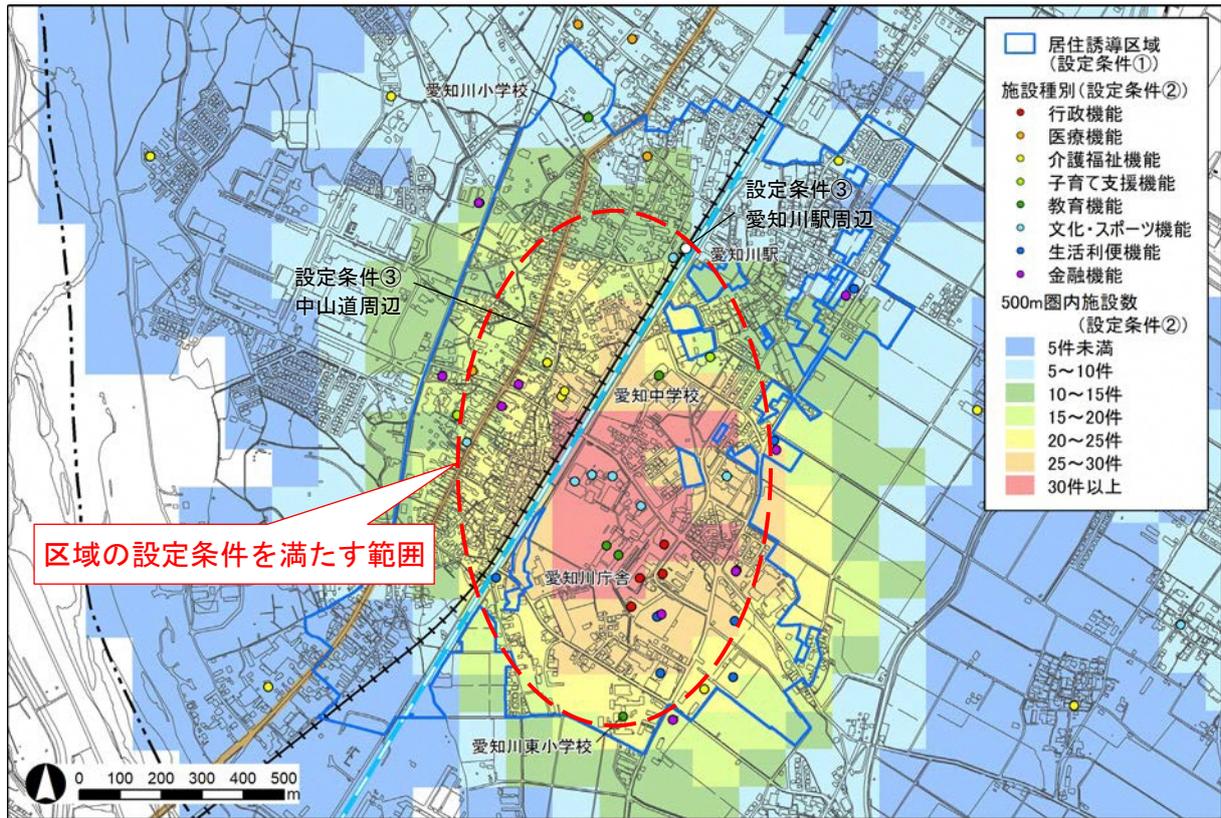
- ・生活サービス施設等の分布を勘案しつつ、境界線が河川・水路、道路等の明確な地形・地物、または居住誘導区域の境界線になるように補正

※1) 「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省、2018年7月)に示す高齢者徒歩圏500mにより設定

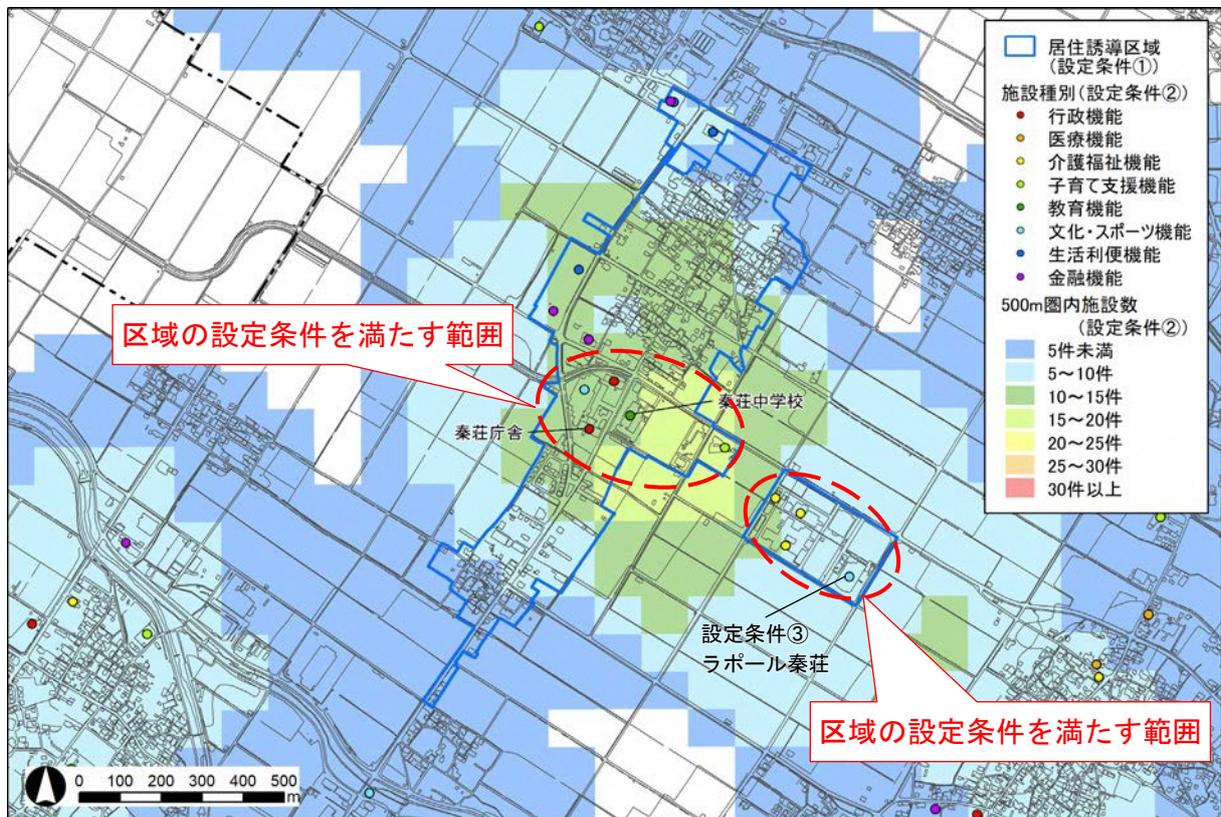
※2) 生活サービス施設等：都市機能として抽出した行政施設、医療施設、介護福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化・スポーツ施設、生活利便施設、金融施設

※3) 施設数の閾値は各地区の中心である愛知川庁舎と秦荘庁舎が位置するメッシュの施設数を参考に設定

愛知川駅および愛知川庁舎周辺



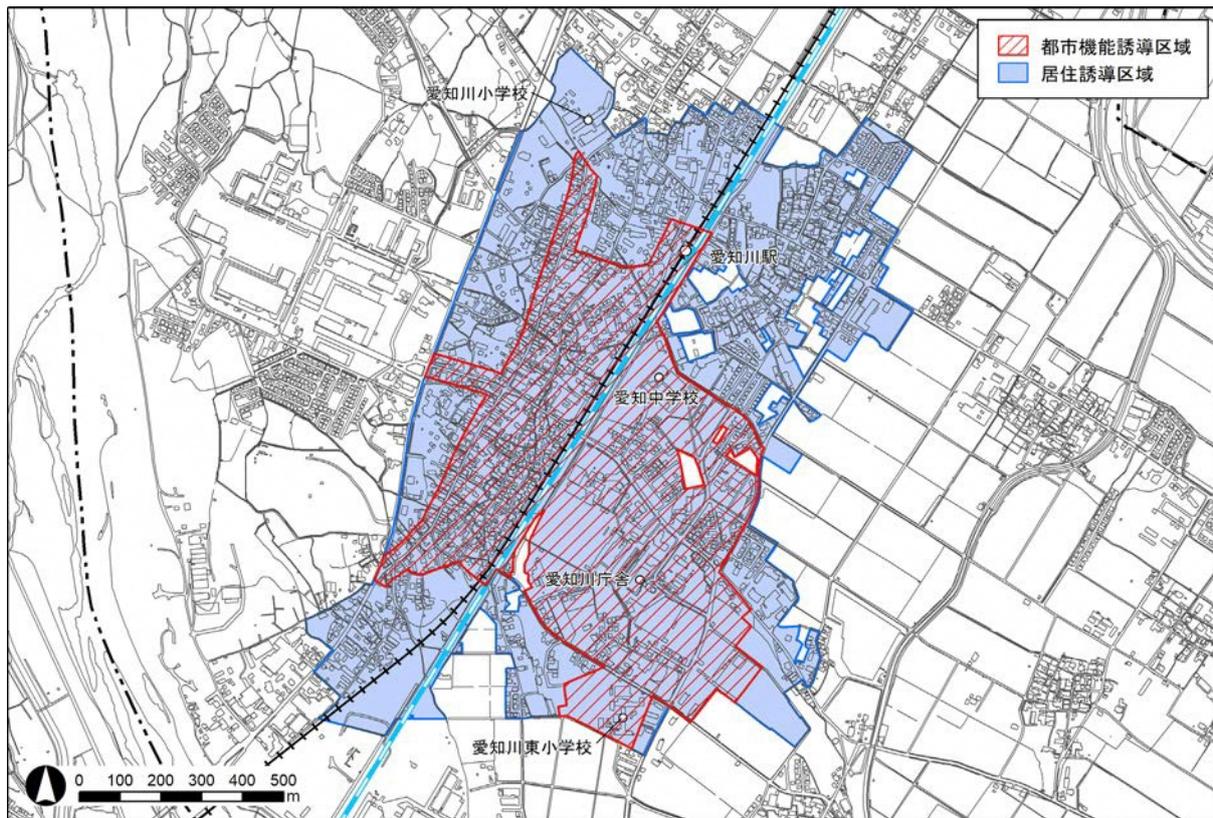
秦荘庁舎周辺



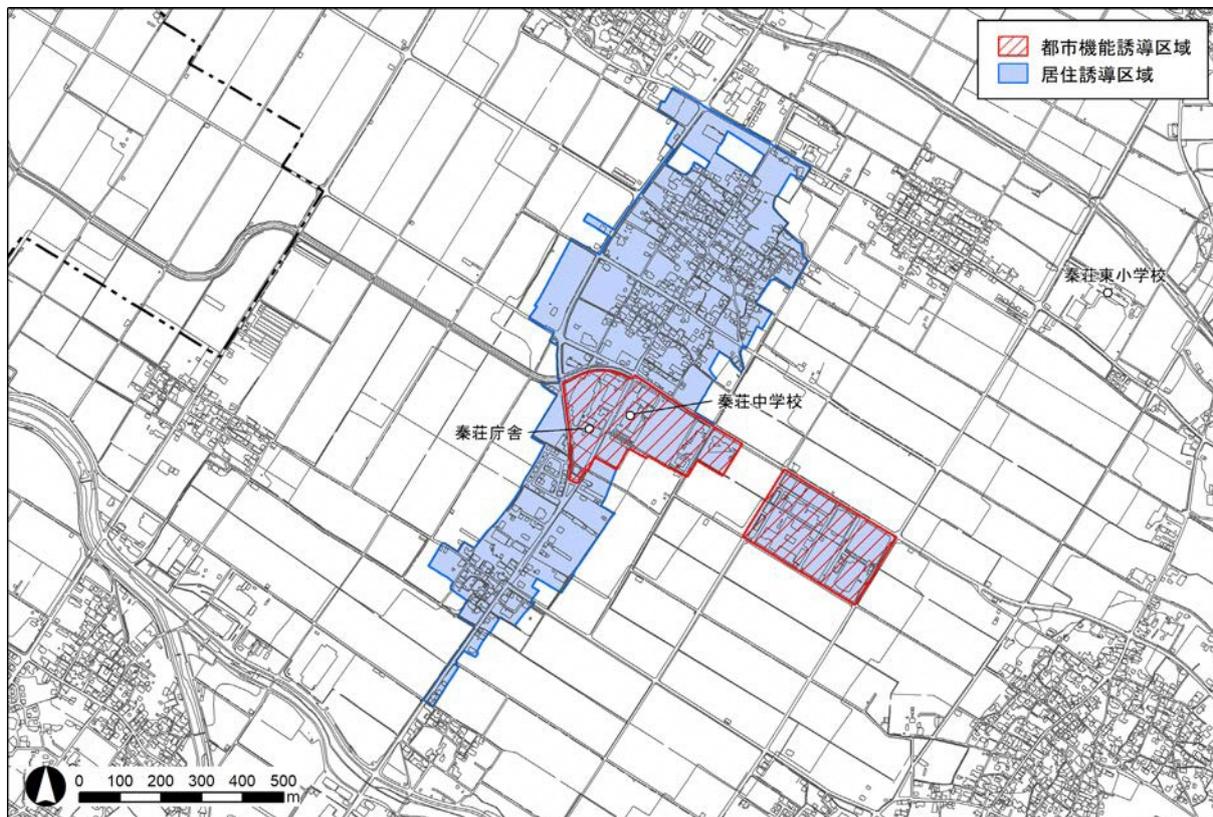
都市機能誘導区域の設定根拠

※設定条件①～③の詳細は前頁の表を参照

愛知川駅および愛知川庁舎周辺



秦荘庁舎周辺



都市機能誘導区域

3. 誘導施設の設定

3-1. 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る上で必要な施設であり、都市機能を増進させるために各都市機能誘導区域内に誘導すべき施設のことで、「都市計画運用指針」(第12版、2022年(令和4年)4月一部改正)、「立地適正化計画作成の手引き」(2022年(令和4年)4月改訂)では、以下のような施設が誘導施設として例示されています。

「都市計画運用指針」における誘導施設の例

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
など

「立地適正化計画作成の手引き」における誘導施設の例

分類	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	中枢的な行政機能 例. 本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	町全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	町全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院	日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	町民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

3-2. 町民の意向から求められる都市機能

2019年(令和元年)に実施した「愛荘町 暮らしと次代のまちづくりに関する町民アンケート調査」より、都市機能誘導区域に求められる都市機能は、教育・文化機能、商業機能、子育て機能、医療機能、介護福祉機能等となっています。

(1) 住んでみたい理由の回答と都市機能の対応

選択肢	関連する都市機能	回答率の高い選択肢	
		愛知川駅および愛知川庁舎周辺	秦荘庁舎周辺
通勤・通学に便利のため	教育・文化機能	○	○
交通が便利のため	—	○	
買い物などの日常生活に便利のため	商業機能	○	○
医療・福祉・介護施設が充実しているため	医療機能 介護福祉機能		
子育て支援や教育環境が良いため	子育て機能 教育・文化機能		○
地域のイメージが良いため	—		○
家賃や住宅・土地代が安い	—		
自然環境が良い	—		
その他	—		



求められる機能 愛知川駅および愛知川庁舎周辺：教育・文化機能、商業機能
秦荘庁舎周辺：教育・文化機能、商業機能、子育て機能

(2) あれば良いと思う施設の回答と都市機能の対応

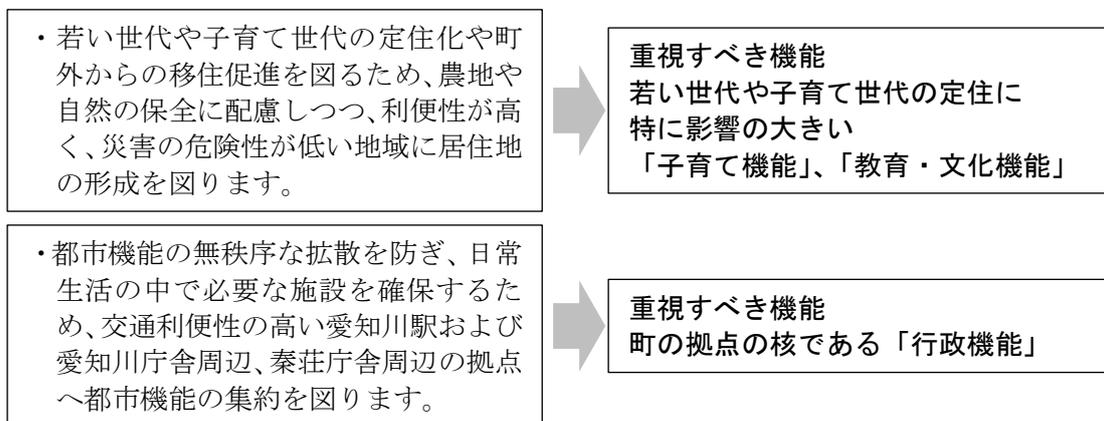
選択肢	関連する都市機能	回答率の高い選択肢	
		愛知川駅および愛知川庁舎周辺	秦荘庁舎周辺
食料品や日用品などの店舗	商業機能	○	○
ショッピングモールなど大規模集客施設		○	○
レストランなどの飲食店		○	○
映画館など娯楽施設		○	○
病院や診療所などの医療施設	医療機能	○	○
福祉センターなど福祉施設	介護福祉機能		
デイサービスなど老人向け介護施設		○	
スポーツ施設	—		
幼稚園・保育園など子育て支援施設	子育て機能		
公園・広場	—	○	
図書館	教育・文化機能		
趣味や文化活動の場			
地域の集い・交流の場			
役場の出張所などの行政窓口	行政機能		
特に必要な施設はない	—		
その他	—		



求められる機能 愛知川駅および愛知川庁舎周辺：商業機能、医療機能、介護福祉機能
秦荘庁舎周辺：商業機能、医療機能

3-3. まちづくりの方針から重視すべき都市機能

将来、想定される人口減少・少子高齢化への対応としては、若い世代や子育て世代の定住化に向けた取組が重要であると考えられ、日常生活サービスの充実や生活利便性の確保が求められることから、子育て機能や教育・文化機能、行政機能は、今後のまちづくりを進める上で重視すべき機能と考えます。



3-4. 誘導施設の設定

「町民の意向から求められる都市機能」および「まちづくりの方針から重視すべき都市機能」を満たす、誘導が必要と考えられる都市機能は以下と整理されます。

誘導が必要な都市機能の整理表

愛知川駅および愛知川庁舎周辺

都市機能	町民の意向から求められる都市機能		まちづくりの方針から重視すべき機能	誘導が必要な都市機能
	住んでみたい理由	あれば良いと思う施設		
行政機能			○	○
介護福祉機能		○		○
子育て機能			○	○
商業機能	○	○		◎
医療機能		○		○
金融機能				△
教育・文化機能	○		○	◎

秦荘庁舎周辺

都市機能	町民アンケートからの評価		まちづくりの方針から重視すべき機能	誘導が必要な都市機能
	住んでみたい理由	あれば良いと思う施設		
行政機能			○	○
介護福祉機能				△
子育て機能	○		○	◎
商業機能	○	○		◎
医療機能		○		○
金融機能				△
教育・文化機能	○		○	◎

◎：特に必要と考えられる機能 ○：必要と考えられる機能 △：その他の機能

「都市計画運用指針」並びに「立地適正化計画作成の手引き」に例示された誘導施設を参考として、また前掲に示す誘導が必要と考えられる都市機能および現状の施設立地状況を鑑みて、各区域における都市機能を担う施設（誘導施設）を以下と設定します。

都市機能誘導区域における誘導施設の設定（その1）

都市機能	誘導施設	定義	現状立地している施設*	
			愛知川駅および愛知川庁舎周辺	秦荘庁舎周辺
行政機能	町役場	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所 	愛荘町役場愛知川庁舎	愛荘町役場秦荘庁舎
介護福祉機能	福祉センター 地域包括支援センター 高齢者福祉施設 障害者福祉サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター 介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター 老人福祉法、介護保険法等に規定する介護保険施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害者福祉サービスのため設置する施設 	地域包括支援センター 福祉センター愛の郷 ハーモニーハウス愛荘 ふれあい共同作業所	ラポール秦荘
子育て機能	子育て支援センター 子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として設置する施設 母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センター 	愛荘町愛知川庁舎子育て世代包括支援センター	子育て支援センター「あいつ子」
	保育所 幼稚園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第39条に規定する保育所 学校教育法第22条に規定する幼稚園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 	愛知川幼稚園	秦荘幼稚園

*現状立地している施設は、都市機能誘導区域内または区域に近接して既に立地している施設を表します。
(2022年（令和4年）3月現在）

都市機能誘導区域における誘導施設の設定（その2）

都市機能	誘導施設	定義	現状立地している施設*	
			愛知川駅および 愛知川庁舎周辺	秦荘庁舎周辺
商業機能	大規模小売店舗 (1000 m ² 以上の 小売店舗)	・大規模小売店舗立 地法第2条第2項に 規定する大規模小 売店舗	平和堂愛知川店 ドラッグコスモス愛知川店	セブン-イレブン秦荘安孫子店 フレンドマート秦荘店 コメリハード&グリーン 秦荘店
医療機能	病院 診療所	・医療法第1条の5第 1項に規定する病 院 ・医療法第1条の5第 2項に規定する診 療所	矢部医院 成宮クリニック	—
金融機能	銀行 郵便局	・銀行法第4条に規 定する銀行、信用 金庫法第4条に規 定する信用金庫、 労働金庫法第6条 に規定する労働金 庫 ・日本郵便株式会 社法第2条第4項に 規定する郵便局	滋賀銀行愛知川支店 ・秦荘代理店 滋賀中央信用金庫 愛知川支店・秦荘支店 JA 東びわこ愛知川支店 愛知川郵便局	JA 東びわこ秦荘支店
教育・ 文化機能	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	・学校教育法第29条、 第45条、第50条、第 72条に規定する小 学校、中学校、高等 学校、特別支援学 校	愛知川小学校 愛知川東小学校 愛知中学校 愛知高等学校 愛知高等養護学校	秦荘中学校
	図書館 公民館 その他教育文化 施設	・図書館法第2条第1 項に規定する図書 館 ・社会教育法第21条 に規定する公民館 ・その他条例に規定 する各種教育文化 施設	愛知川図書館 愛知川公民館 町民センター愛知川 ゆめまちテラスえち 愛知川駅コミュニティハウス 愛知川武道館・愛知川体育館 愛知川びんてまりの館 中山道愛知川宿街道交流 館 愛知川ふれあい本陣	秦荘図書館 ハーティーセンター秦荘

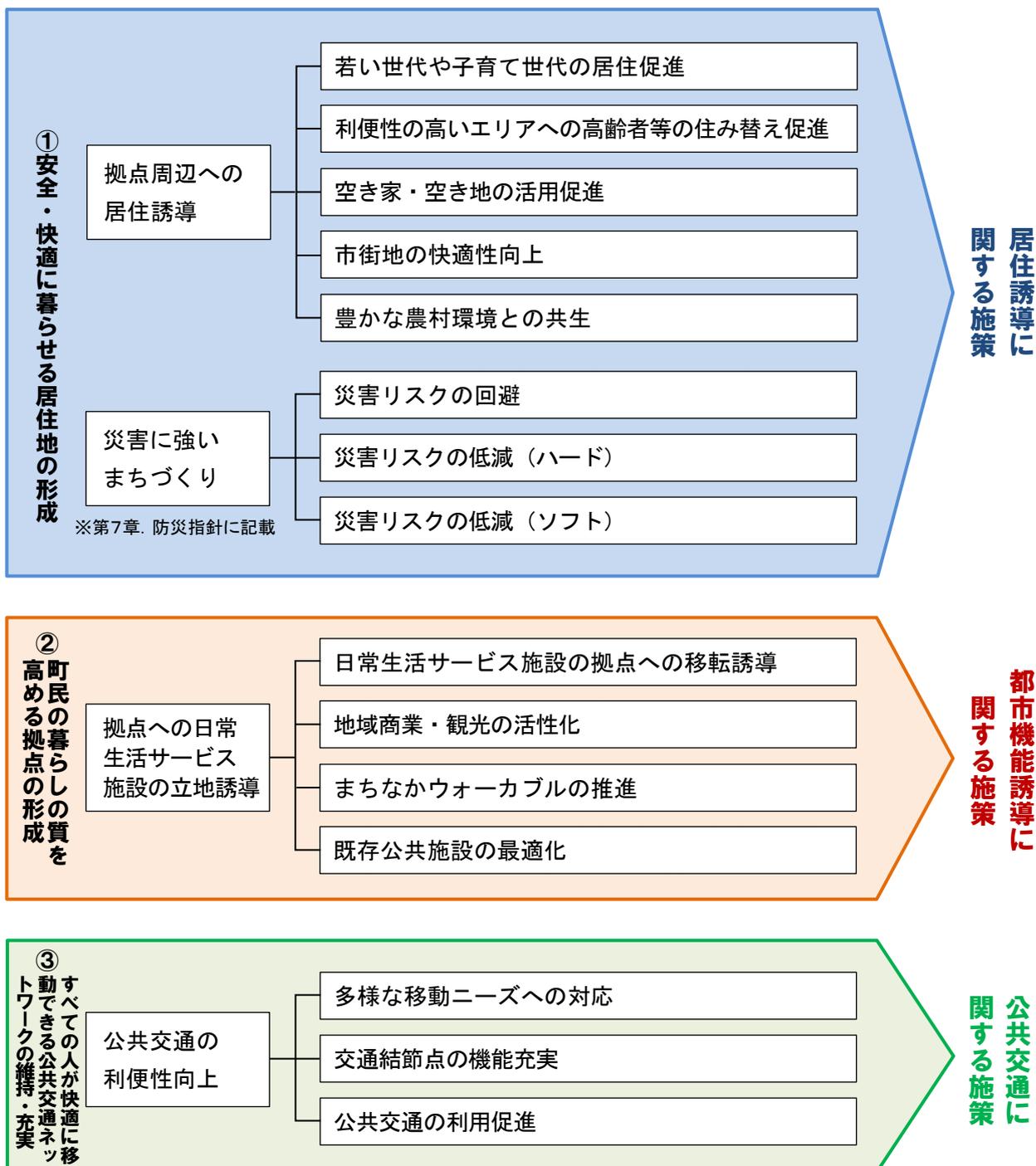
※現状立地している施設は、都市機能誘導区域内または区域に近接して既に立地している施設を表します。
(2022年(令和4年)3月現在)

第6章. 誘導施策

これまでの検討を踏まえ、居住および都市機能の誘導のために実施する施策（誘導施策）は以下のとおりです。

【まちづくりの方針】
【施策・誘導方針】

【施策の方向性】



1. 居住誘導に関する施策

以下の施策により、居住誘導区域内への居住の誘導を図ります。

(1) 若い世代や子育て世代の居住促進

- ・若い世代や子育て世帯の移住・定住を促進するため、移住に関する情報提供の充実や住宅の新築や改修に関する支援等について検討します。
- ・「愛荘町移住・定住ポータルサイト」による一元的・総合的な情報提供を進めるとともに、関係機関と協力し、空き家・空き地などの既存ストックの有効活用を進めます。
- ・子育て家庭向けの相談体制や情報提供の充実、子育て経験を活かした支援ボランティアの育成、延長保育や一時預かり保育の充実等、総合的な子育て支援環境の整備を推進します。
- ・ICTを活用した学校教育の充実や生涯学習・文化芸術・スポーツ体験等の機会の創出を通じ、若い世代や子育て世代に選ばれる、子育てと教育の魅力あふれる住環境づくりに取り組みます。

(2) 利便性の高いエリアへの高齢者等の住み替え促進

- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の立地誘導、物件情報提供や転居の支援等により、支援の必要な高齢者等の住み替えを促進します。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた住宅改修支援策等を検討し、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰にもやさしい住環境づくりに取り組みます。

(3) 空き家・空き地の活用促進

- ・町民の居場所や交流の場を創出するため、地域コミュニティ等による空き家・空き地の活用を促進します。

(4) 市街地の快適性向上

- ・歩行者空間や自転車走行空間の整備、沿道の緑化や公園整備等、安全で快適な住環境の形成を推進します。
- ・今後の住宅供給の動向に合わせた交通安全対策や交差点改良等、町民が安全かつ快適に生活できる住環境整備の形成を推進します。
- ・本町の原風景となる山林や河川等の豊かな自然的景観に調和した農地・集落景観の保全・育成や魅力的な都市景観の形成を図り、居住地の魅力の向上を図ります。
- ・町保有の公共施設等の長寿命化・集約化・多機能化等を総合的かつ計画的に推進し、町民の生活を支える行政サービスの維持・提供に資する都市基盤の安全性や機能の持続的な確保を図ります。
- ・低未利用地の活用促進のため、空き家等の解体に対する支援を検討します。

(5) 豊かな農村環境との共生

- ・居住誘導にあたり、市街地周辺等に広がる農地と住宅地とが調和し、多くの人が住みたいと感じる美しい田園風景の形成を図ります。
- ・農用地区域内の農用地については、農地の遊休化の防止および生産性の向上を図り、農道

や水路などの農業生産基盤の整備を進め、長期的に優良農地として活用できるよう保全します。

- ・農地と宅地が混在する地域および居住誘導区域周辺は、他用途への転換等が発生する可能性があることから関係機関と十分に協議を行い慎重に判断し、農用地利用効率の向上に努めるよう推進します。

2. 都市機能誘導に関する施策

以下の施策により、都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を図ります。

(1) 日常生活サービス施設の拠点への移転誘導

- ・都市機能誘導区域内に立地する日常生活サービス施設の機能強化や立地誘導を促進するために、容積率の割増や財政支援等のインセンティブを付与する制度導入を検討します。

(2) 地域商業・観光の活性化

- ・関係機関と連携した空き家および空き地、空き店舗の活用、創業支援による地域商業や伝統産業を活用した観光の活性化を図ります。

(3) まちなかウォークブルの推進

- ・まちなかウォークブルの推進エリアとして、中山道沿道および町道愛知川栗田線沿道等を徒歩や自転車で快適に移動ができるよう空間形成や公共空間の緑地化など、来訪者との交流を育む「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進します。
- ・商業機能の充実やものづくり文化を活かした観光振興等、魅力的な拠点形成を図り、まちなかの回遊性や快適性を高めていくための賑わいのあるまちづくりを推進します。

(4) 既存公共施設の最適化

- ・町公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、公共施設の最適配置の推進および整備等を推進します。
- ・都市機能誘導区域に既に立地している公共施設の機能強化や未利用地の活用を図るとともに、都市機能誘導区域外の既存施設については、その再編にあたり、都市機能誘導区域への誘導も検討します。
- ・健診業務や各種相談業務、子どもおよびその家庭ならびに妊産婦に対する総合的な支援業務を実施する拠点施設の整備を推進します。
- ・福祉センターラポール秦荘「いきいきセンター」を総合的な福祉拠点として位置付け、福祉センター「愛の郷」については、現在の利用団体に加え公民館等を利用している各種団体が活動する複合施設として整備を推進します。
- ・「愛知川公民館」および「町民センター愛知川」は解体し、隣接する町有地との一体的な活用について検討を図ります。

3. 公共交通に関する施策

以下の施策により、公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

(1) 多様な移動ニーズへの対応

- ・予約型乗合タクシー（愛のりタクシーあいしょう）について、利用状況を踏まえつつ、通学や観光等の多様なニーズに対応した路線・ダイヤの見直し等の利便性の向上について検討します。また、観光や通学、日常生活に利用できるよう路線・ダイヤ改正、1日乗車券など新たな仕組みについて検討を行います。
- ・持続可能な公共交通網の形成に向け、地域コミュニティ等が運営する送迎サービスや自動運転等の新たな交通システムの導入・支援に向け、調査・検討を行います。

(2) 交通結節点の機能充実

- ・交通結節点において、待合環境（バス停、停留所）を充実させることやMaaSを見据えた乗り換えの利便性向上について検討します。
- ・愛知川駅周辺の環境整備を推進し、公共交通利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 公共交通の利用促進

- ・公共交通に対する抵抗をなくし、自動車からの利用転換を促すため、公共交通を身近な乗り物であると感じてもらうための乗車体験や日頃使い慣れていない方の目線に立った広報等を行い、公共交通の利用促進につなげます。
- ・公共交通を身近な乗り物であると感じてもらうための乗車体験等の実施に加え、利用者目線に立った広報を行い、利用促進につなげます。
- ・潜在的な利用者の声に耳を傾け、不安や疑問を解決し、利便性の向上につなげます。
- ・高齢者を含む移動制約者の支援に向けた方策を検討します。

第7章. 防災指針

1. 防災指針の考え方と検討手順

(1) 防災指針について

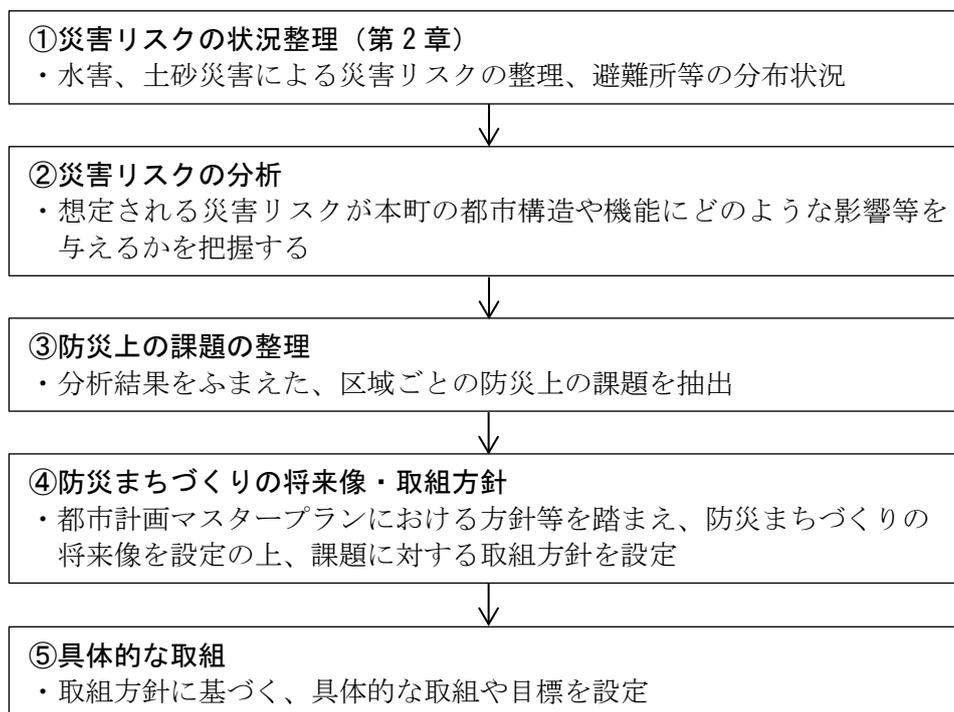
防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、立地適正化計画の一部として定められるものです。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域は居住誘導区域から除くことが望ましいものの、本町西部では愛知川駅および愛知川庁舎周辺を含む広い範囲に水害のリスクがあり、この範囲をすべて居住誘導区域から除くことは現実的ではありません。

このため、本計画では、近年頻発・激甚化する水災害（水害や土砂災害）を主なターゲットとして、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を位置付けることとします。

(2) 防災指針の検討手順

本計画における防災指針は以下の手順に沿って検討しました。



防災指針の検討フロー

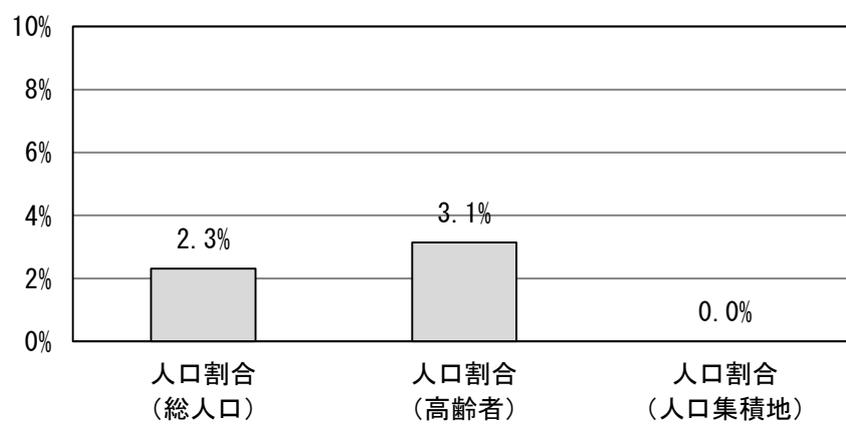
2. 災害リスクの分析および課題整理

2-1. 災害リスクの分析

(1) 土砂災害リスク

1) 土砂災害と人口分布の関係性

- ・本町において土砂災害の危険のある地区（土砂災害警戒区域および同特別警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）は、町東部の山地部一帯に広がっており、その麓には、同範囲に含まれる集落が存在しています。
- ・土砂災害の危険のある地区の人口割合をみると、2015年人口の約2.3%が同地区に居住している一方、高齢者（65歳以上）に限ると、その割合は約3.1%に上昇します。
- ・人口集積地周辺には土砂災害の危険のある地区はありません。



土砂災害の危険のある地区^{※1}に居住する人口割合（2015年人口）^{※2}

※1 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域のいずれかの区域に含まれる地区

（資料：滋賀県資料（2021年7月））

※2 将来人口・世帯予測ツールV2（国総研）を用いて、人口を100mメッシュに配分し、地区の内外に位置するメッシュの人口を集計し算出

（2015年人口は国勢調査を基に算出）

(2) 浸水リスク

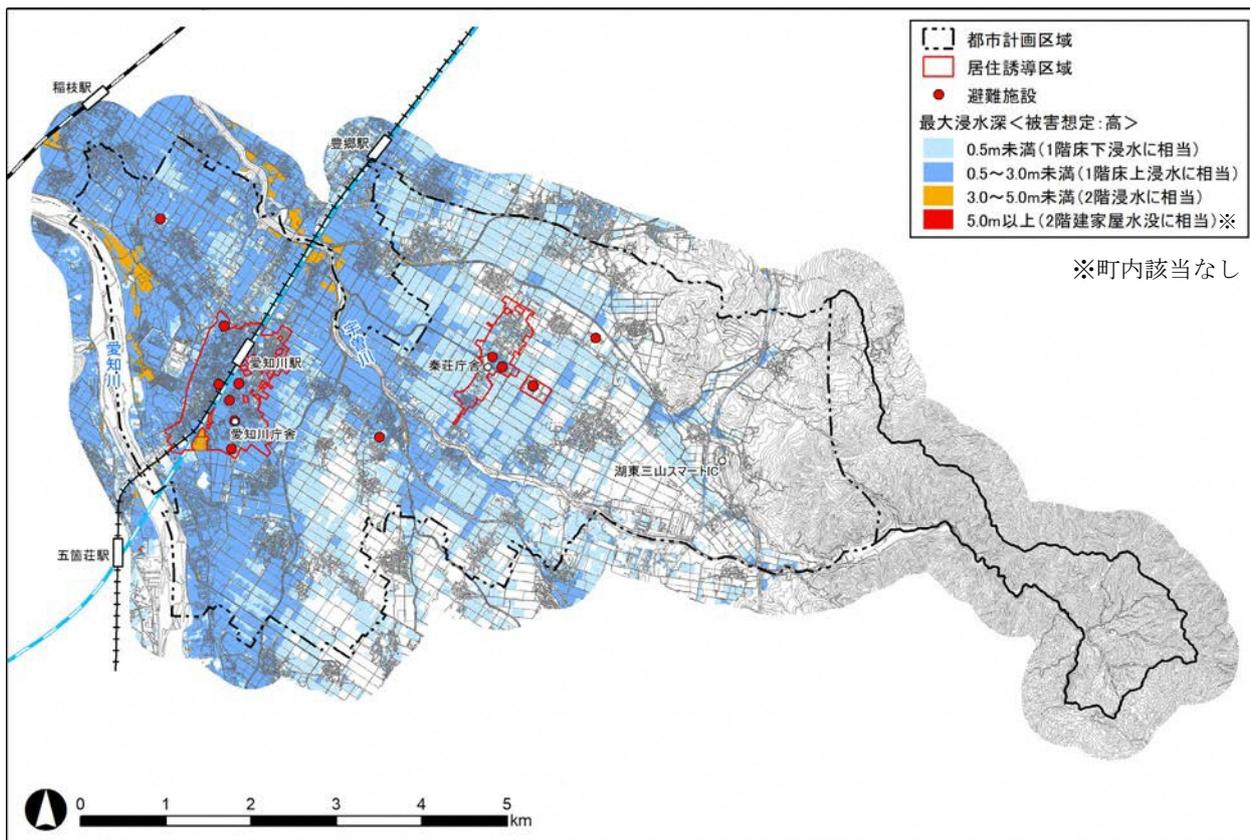
1) 浸水による被害想定 of 整理

- ・ 既往のシミュレーションに基づく浸水想定として、愛知川、宇曾川、犬上川の洪水浸水想定区域図（外水はん濫による最大浸水深図）および地先の安全度マップ（外水・内水はん濫による最大浸水深図）があり、それぞれ複数の条件設定による想定が行われていることから、それら外水および内水はん濫の条件を整理、統合し、浸水被害想定（高・中・低の3レベル）を以下と設定しました。
- ・ なお、「愛荘町防災ガイドブック」（2021年3月改訂）に示す、愛荘町ハザードマップ（洪水）の浸水想定（洪水浸水深）は、内水はん濫（おおむね200年に1回程度起こり得る大雨により、普通河川、雨水幹線や農業排水路の排水能力を超過した場合に発生）と、外水はん濫（おおむね100年に1回程度起こり得る大雨により愛知川および宇曾川がはん濫した場合に発生）を重ね合わせた最大の浸水深を示しており、下表に照らし合わせると、おおむね<被害想定：中>に相当します。

浸水被害想定 of 設定

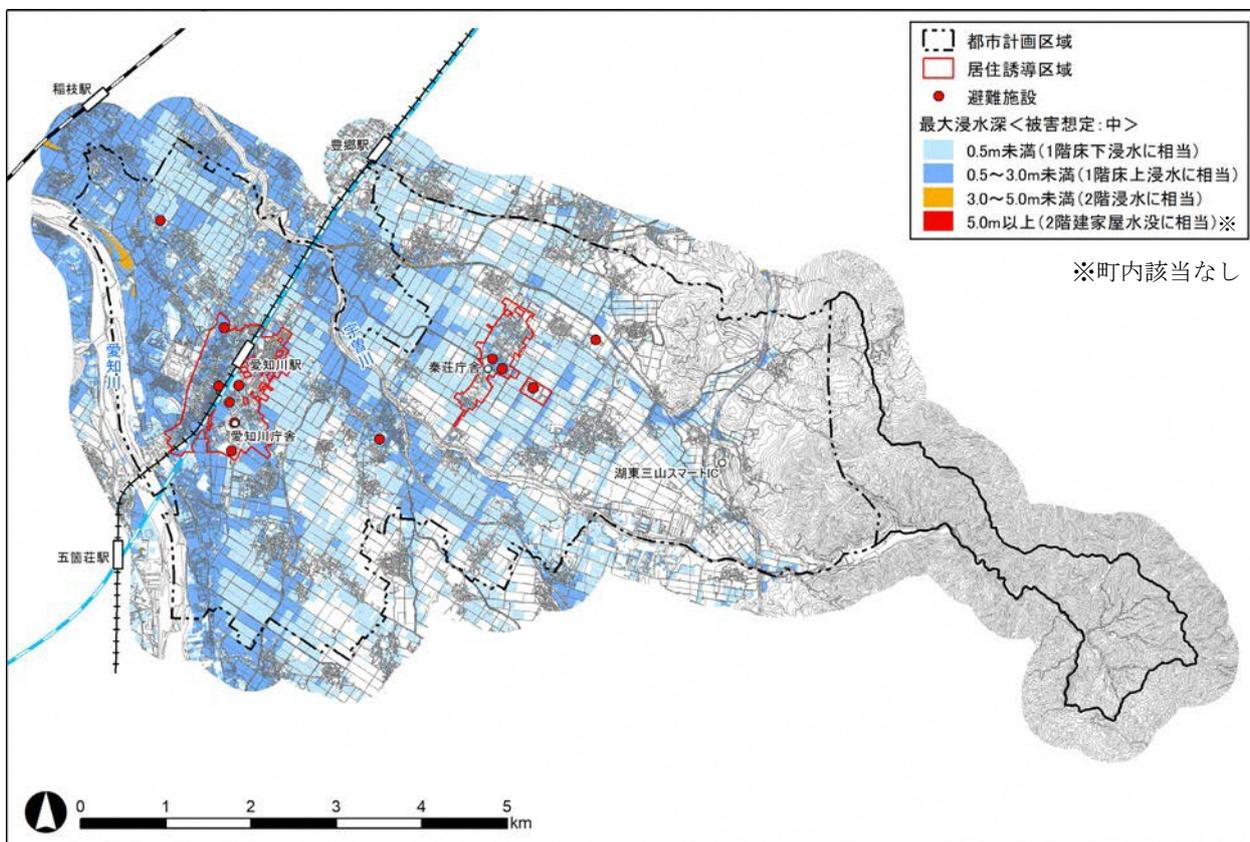
浸水被害 of レベル	洪水浸水想定区域図および地先の安全度マップのうちより深い方の洪水浸水深を採用	
	洪水浸水想定区域図	地先の安全度マップ
被害想定：高	想定最大規模降雨（1000年に1回程度）に伴う愛知川、宇曾川、犬上川のはん濫	200年確率降雨時の河川および身近な水路等からのはん濫
被害想定：中	計画規模降雨（100年に1回程度）に伴う愛知川、宇曾川、犬上川のはん濫	200年確率降雨時の河川および身近な水路等からのはん濫
被害想定：低	計画規模降雨（100年に1回程度）に伴う愛知川、宇曾川、犬上川のはん濫	100年確率降雨時の河川および身近な水路等からのはん濫

※外水はん濫および内水はん濫の各要素の詳細条件等については第2章. 1-9. (2) (p27) 参照



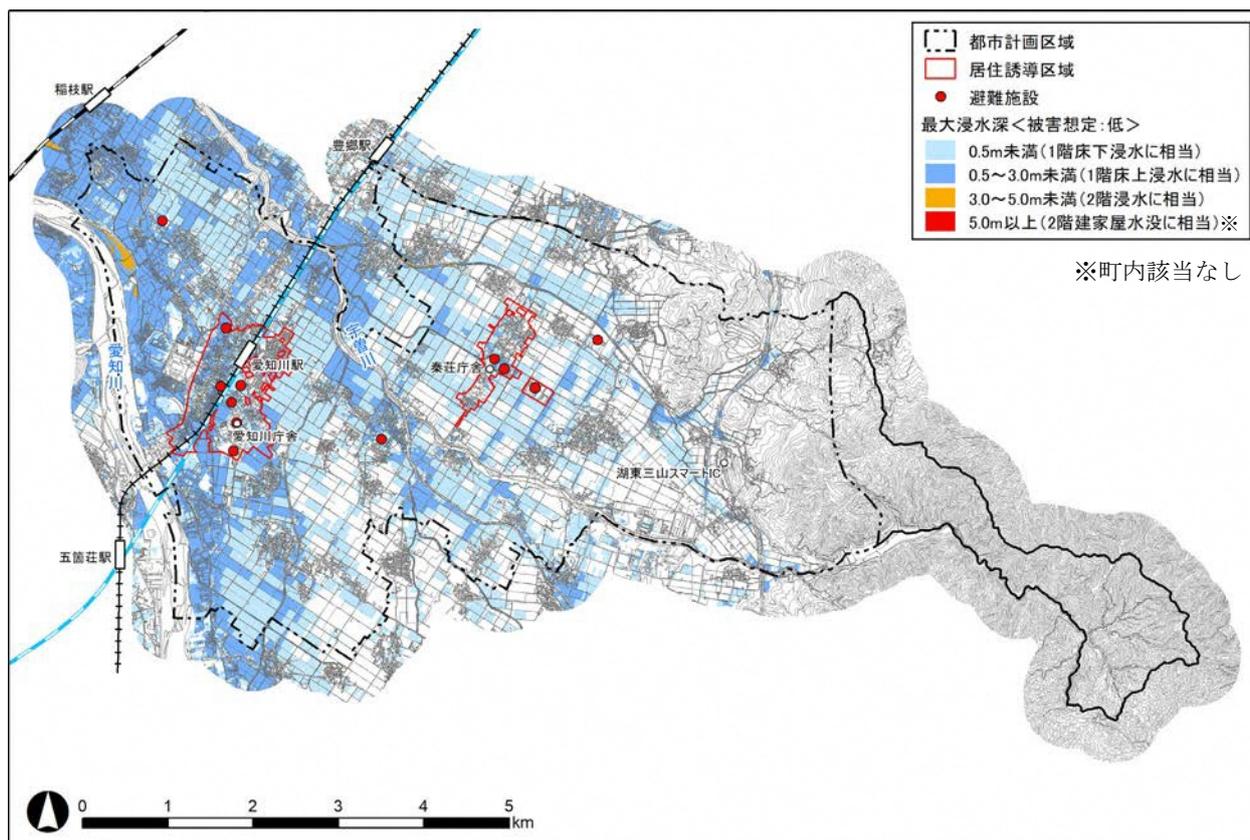
浸水リスク図<被害想定:高>

資料: 滋賀県防災情報マップ、町資料より作成



浸水リスク図<被害想定:中>

資料: 滋賀県防災情報マップ、町資料より作成



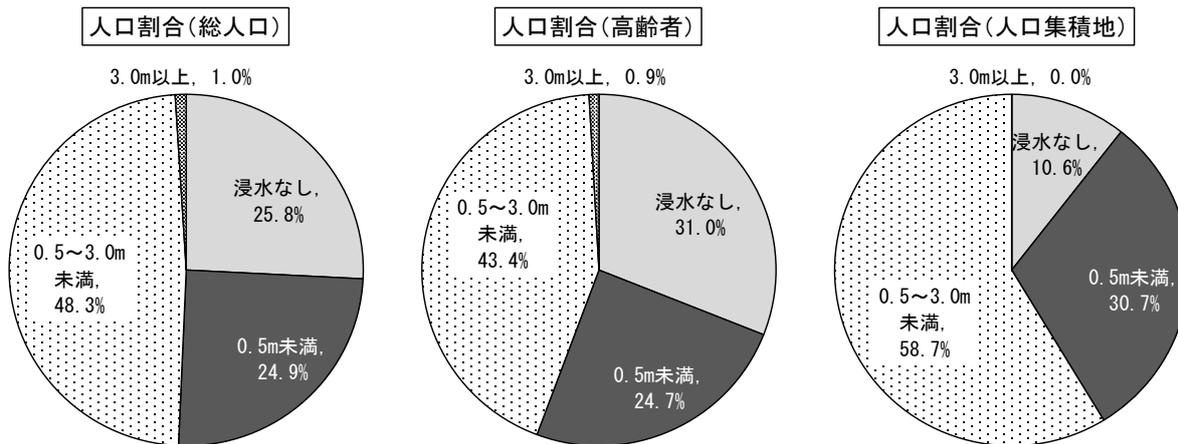
浸水リスク図<被害想定:低>

資料: 滋賀県防災情報マップ、町資料より作成

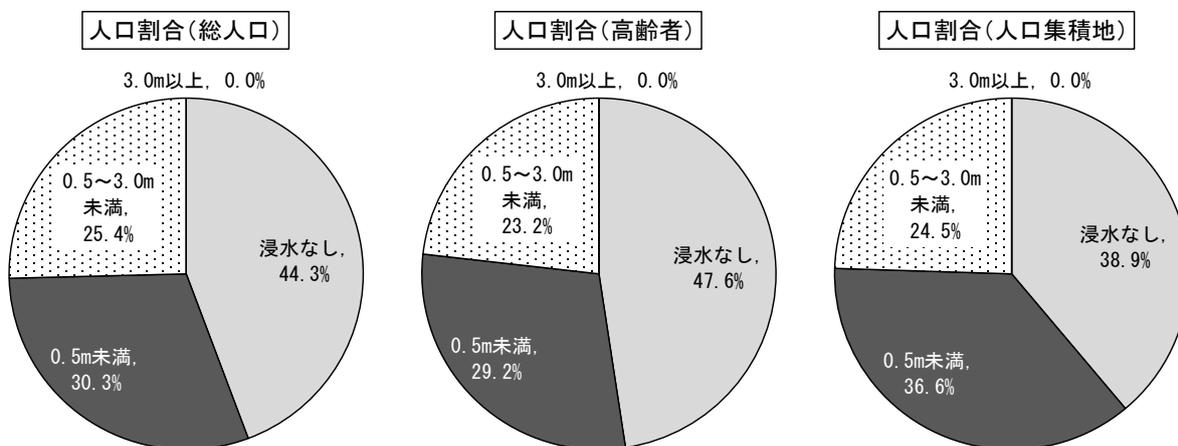
2) 人口分布と浸水リスク

- ・洪水浸水の被害が想定される範囲に居住する人口割合をみると、<被害想定:中>の場合では、人口の約44%が浸水なしの範囲に居住する一方、1階床上浸水に相当する0.5~3.0mの範囲に、4人に1人となる約25%が居住しています。
- ・高齢者の場合、浸水なしが約48%に増加します。
- ・人口集積地に限ると、1階床下浸水に相当する0.5m未満が約37%と比較的多くなります。
- ・<被害想定:高>の場合、<中>と比較して全体的に浸水深の深い範囲の人口分布が増える傾向にあり、特に人口集積地では0.5~3.0mが約59%と大きく増加します。
- ・<被害想定:低>の場合、<中>と比較して全体的に浸水深の浅い範囲の人口分布が増える傾向にあります。

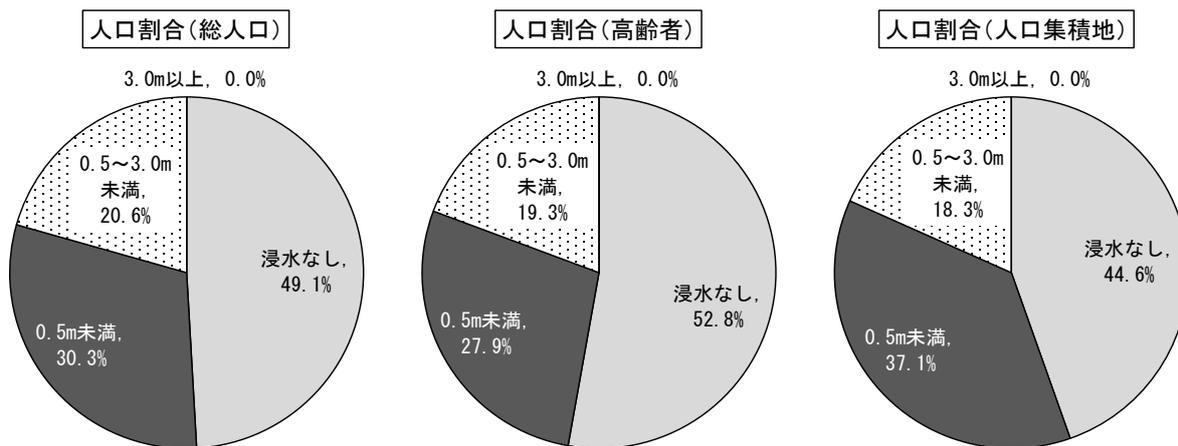
<被害想定：高>



<被害想定：中>



<被害想定：低>



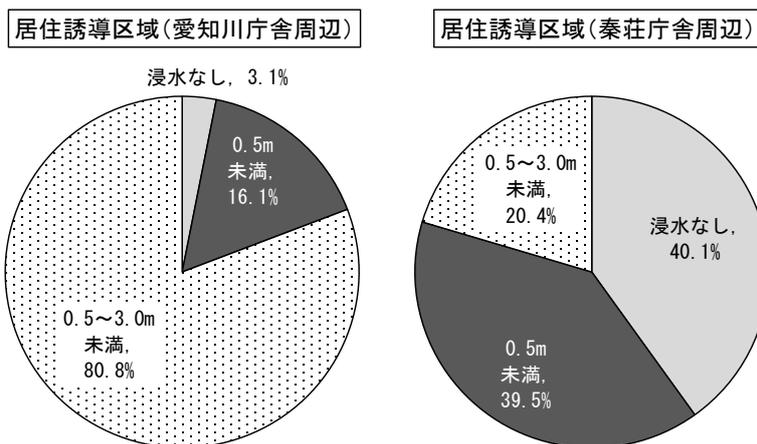
被害想定別 洪水浸水深別人口割合 (2015年人口) ※

※ 将来人口・世帯予測ツールV2 (国総研) を用いて、人口を100mメッシュに配分し、洪水浸水深の範囲に位置するメッシュの人口を集計し算出 (2015年人口は国勢調査を基に算出)

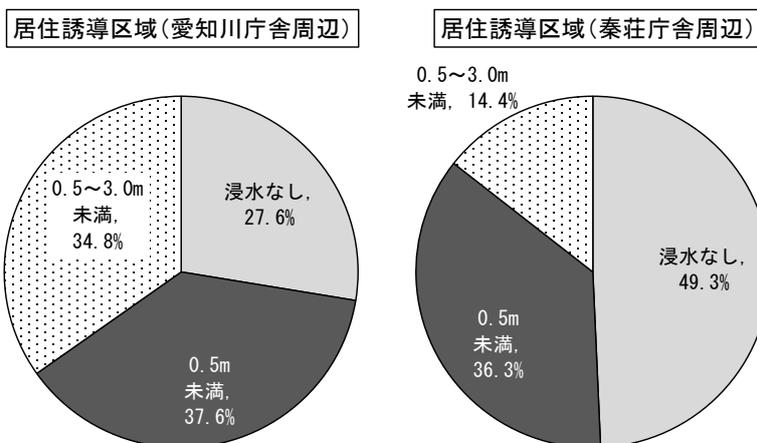
3) 居住誘導区域の浸水リスク

- ・洪水浸水深の範囲と居住誘導区域（面積割合）の関係をみると、愛知川駅および愛知川庁舎周辺では＜被害想定：中＞の場合、0.5～3.0mの範囲が3割を超え、さらに＜高＞の場合に約8割を占めることとなり、浸水リスクが比較的高い状況となっています。
- ・秦荘庁舎周辺では、＜被害想定：中＞の場合、浸水なしが約5割を占め、＜高＞の場合でも約8割が0.5m未満の範囲となり、浸水リスクは比較的低い状況です。

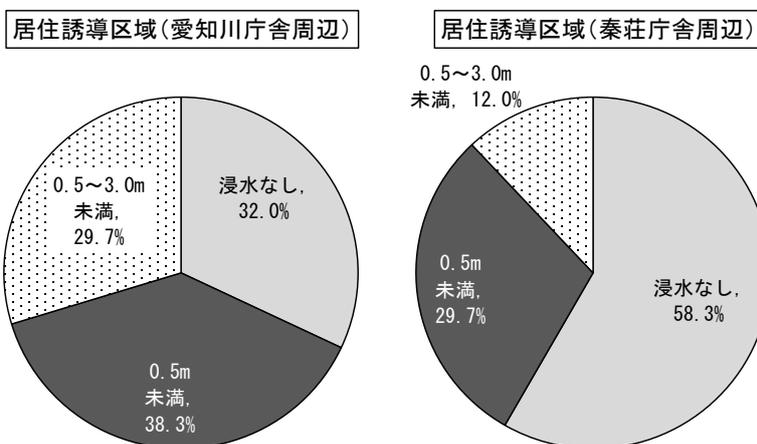
＜被害想定：高＞



＜被害想定：中＞



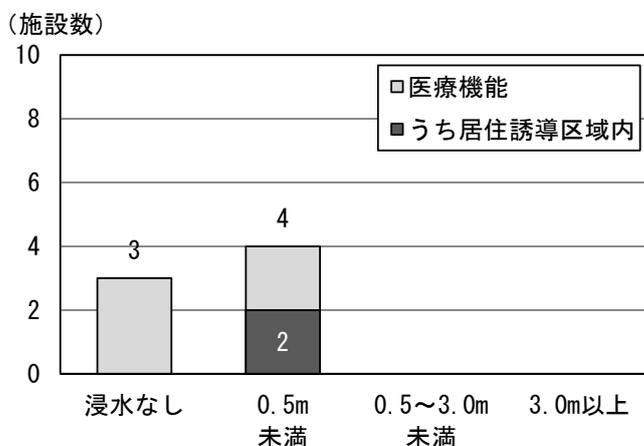
＜被害想定：低＞



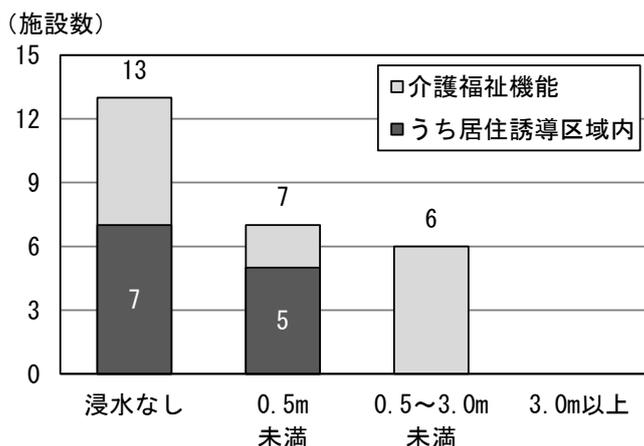
被害想定別 洪水浸水深別居住誘導区域面積割合

4) 都市機能の立地と浸水リスク

- ・町内に立地する都市機能（第2章. 1－6. (p20) 参照）のうち、避難施設とともに被災時の重要な役割を担う医療機能および介護福祉機能について、＜被害想定：中＞における浸水リスクを以下に示します。
- ・医療機能（施設）について、1階床上浸水に相当する0.5m以上に立地する施設はありませんが、うち居住誘導区域内に立地する施設は、共に1階床下浸水に相当する0.5m未満となります。
- ・介護福祉機能（施設）について、過半の施設が0.5m未満に立地する一方、0.5m以上に立地する施設も6施設あります。
- ・居住誘導区域内に立地する介護福祉機能（施設）は、すべて0.5m未満に立地しており、過半の施設が浸水なしとなります。



洪水浸水深別施設（医療機能）立地数 <被害想定：中>

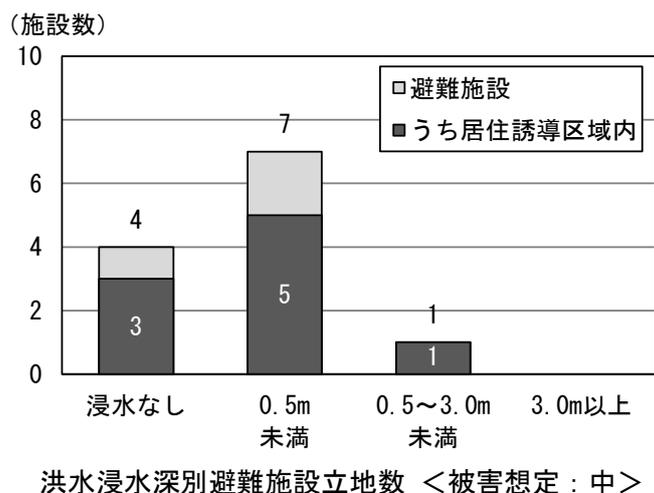


洪水浸水深別施設（介護福祉機能）立地数 <被害想定：中>

(3) 避難施設の立地状況

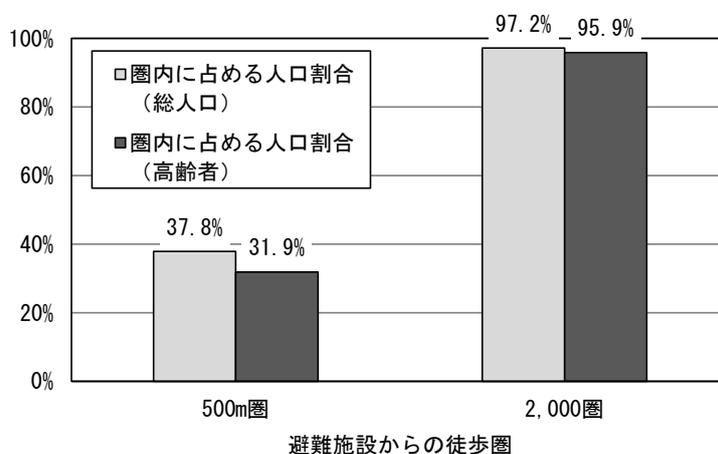
1) 浸水リスク

- ・町内に立地する小中学校や公民館などの避難施設（第2章. 1-9. (4) (p32) 参照）の立地について、＜被害想定：中＞における浸水リスクをみると、施設の大半が浸水なしまたは0.5m未満となりますが、1階床上浸水に相当する0.5m以上に立地する避難施設が1施設存在します。
- ・避難施設は、多くが居住誘導区域に立地しており、0.5m以上に立地する避難施設も同誘導区域となります。



2) 人口カバー率

- ・避難施設からの徒歩圏における人口カバー率をみると、高齢者や子どもの歩行限界とされる2,000m圏内では総人口の約97%がカバーされていますが、町東部の山麓部の一部集落が圏外となっています。
- ・高齢者の一般的な徒歩圏である500m圏内では総人口の約38%がカバーされる一方、高齢者に限るとその割合は約32%に低下しており、高齢者の居住地と避難施設の立地とのミスマッチが生じているおそれがあります。

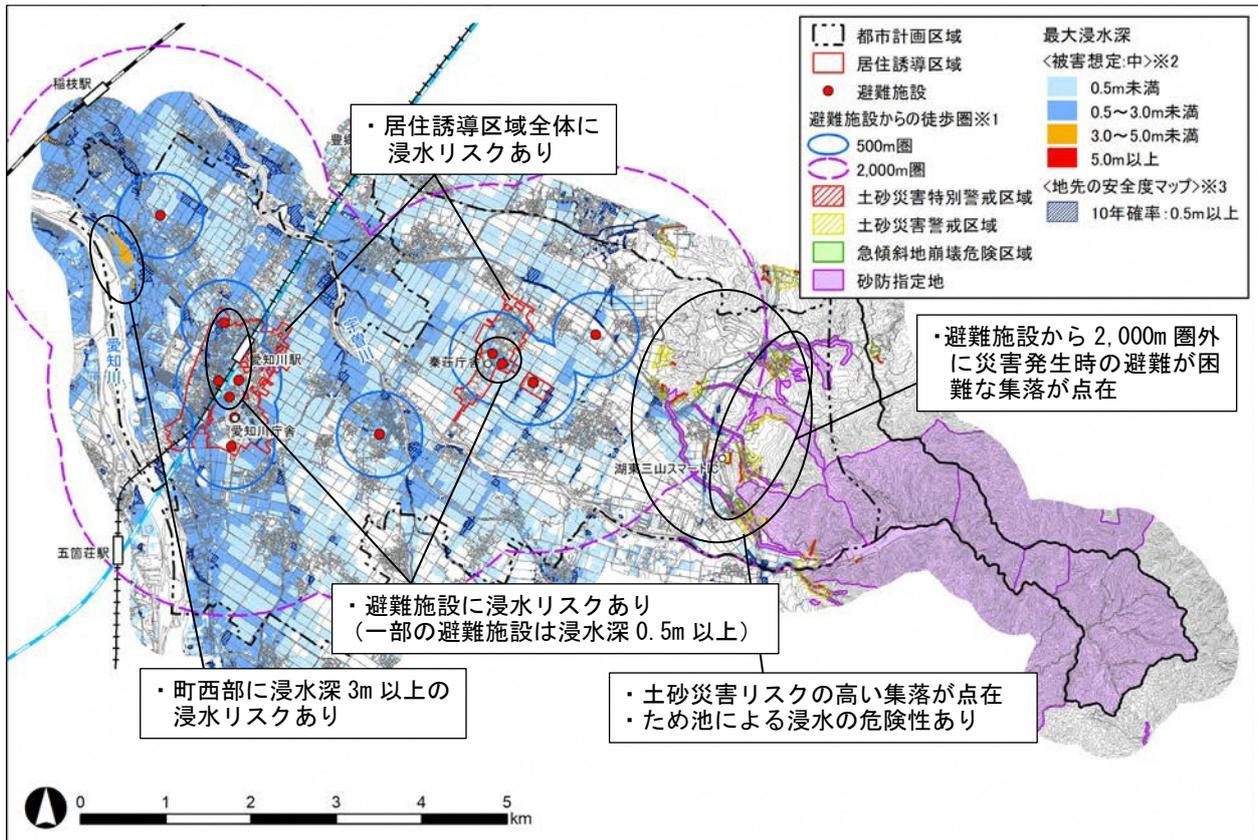


避難施設からの徒歩圏における人口カバー率 (2015年人口)

2-2. 防災上の課題の整理

災害リスクの現状整理（第2章）および前項の分析結果をもとに、防災上の課題を下図のとおり抽出します。

また、特に防災上の課題のある区域として、居住誘導区域のある愛知川駅および愛知川庁舎周辺、秦荘庁舎周辺に加えて、土砂災害のリスクの高い町東部の山麓部の3区域を設定し、次頁以降に課題を整理します。



防災上の課題

※1 避難施設からの徒歩圏

500m圏：避難路や一次避難地への到達距離、高齢者の一般的な徒歩圏

2,000m圏：広域避難地の避難圏域、高齢者や子どもの歩行限界距離とされる距離
(以下図面も同様)

※2 最大浸水深<被害想定：中>

洪水浸水想定区域図（計画規模降雨（100年に1回程度）に伴う愛知川、宇曾川、犬上川からの外水のはん濫）および地先の安全度マップ（200年確率降雨時の河川および身近な水路等からの内水はん濫）のうち、より深い方の洪水浸水深を表示

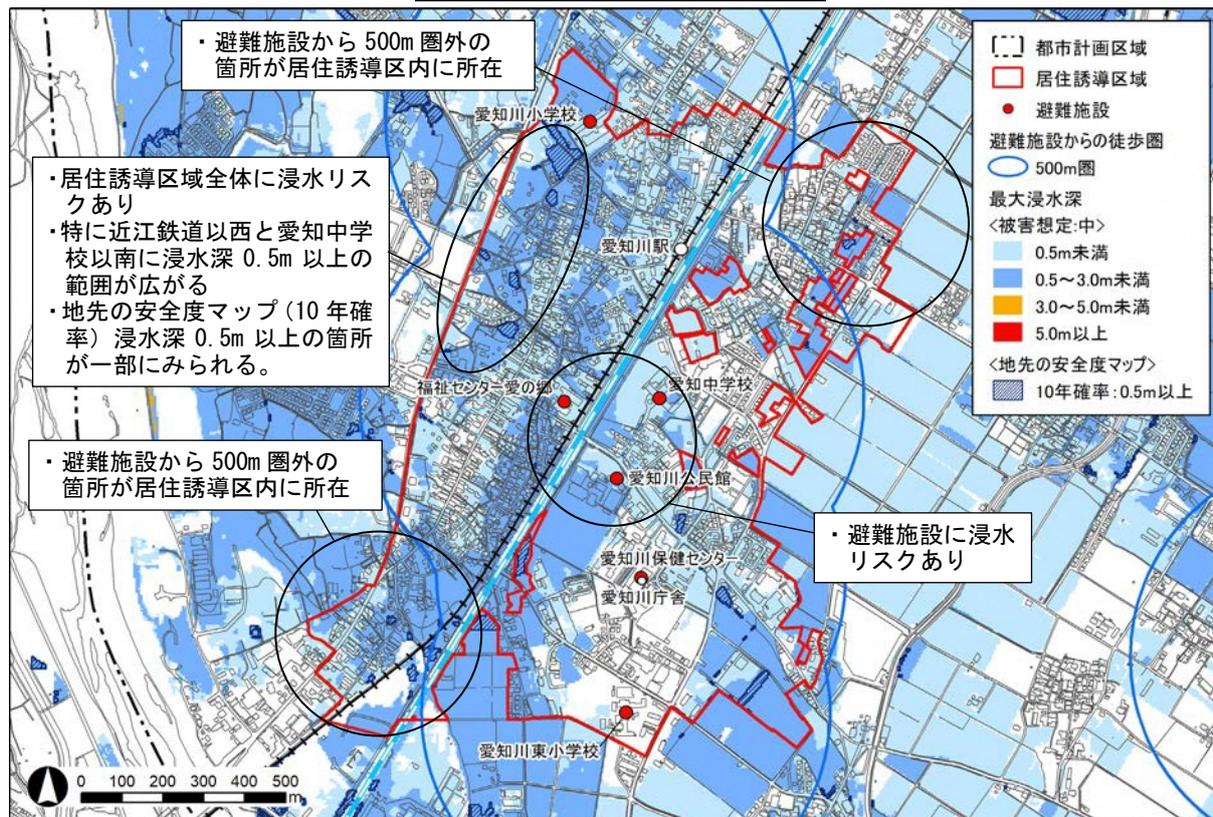
(以下図面も同様)

※3 最大浸水深<地先の安全度マップ>

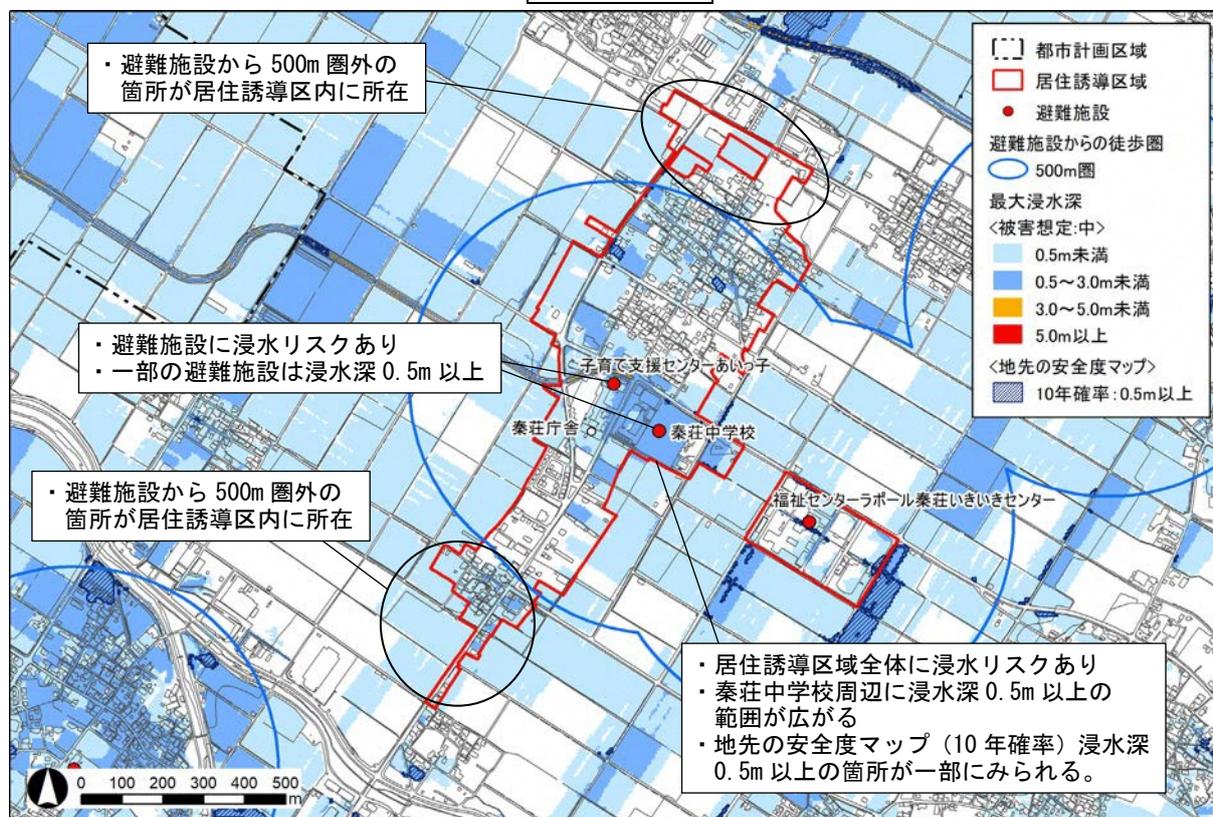
「滋賀県都市計画基本方針」において、地先の安全度マップ（10年確率）で0.5m以上の浸水が見込まれる範囲については、居住誘導区域に含めないか、やむを得ず居住誘導区域に含める場合は防災指針にその防災対策・安全確保策を記載することとしています。

(以下図面も同様)

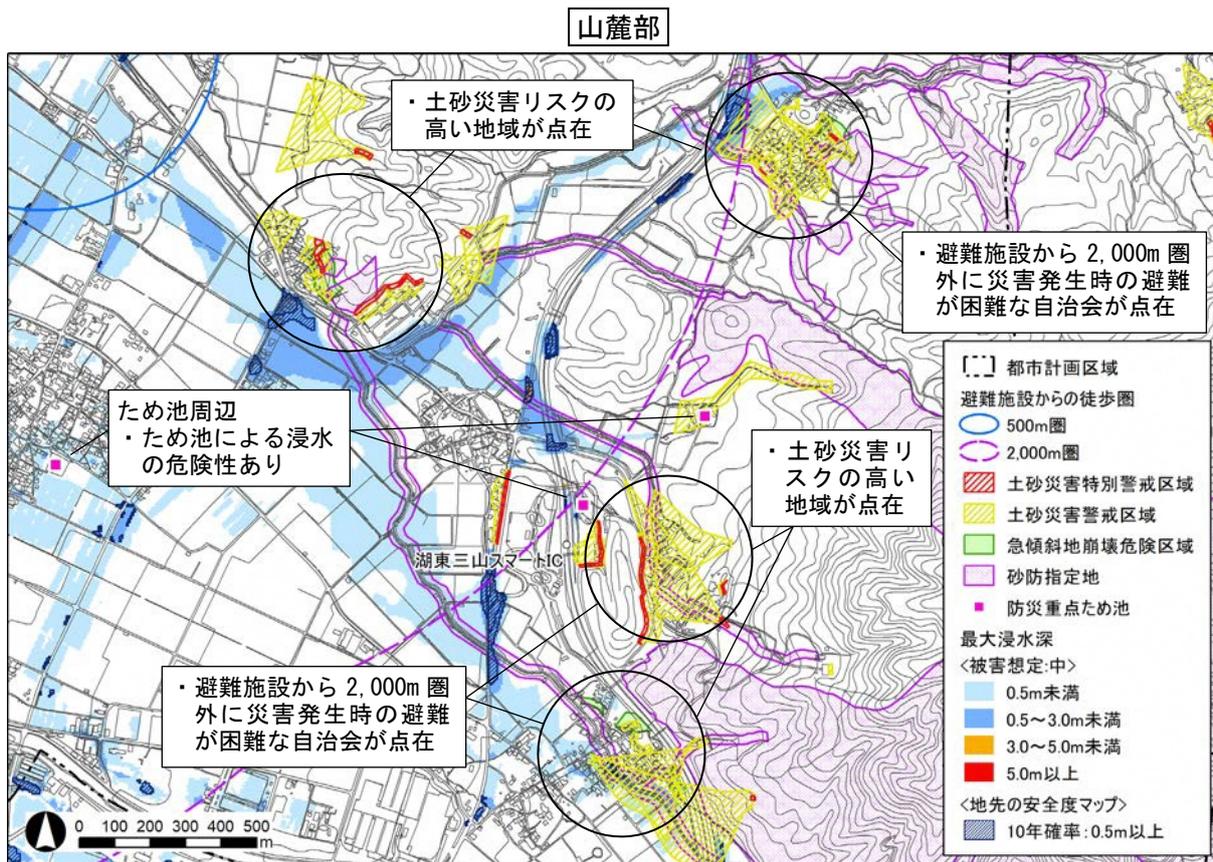
愛知川駅および愛知川庁舎周辺



秦荘庁舎周辺



防災上の課題 (拡大：庁舎周辺)



防災上の課題（拡大：山麓部）

3. 将来像と取組方針

3-1. 防災まちづくりの将来像

(1) 基本的な考え方

都市計画マスタープランに示す防災分野の基本方針は以下となります。

(災害に強い都市づくりの推進)

- 大規模自然災害に備え、災害に強い都市基盤の整備や災害リスクに基づく土地利用の規制・誘導、避難体制の拡充など、ハード・ソフト両面から防災・減災対策に取り組み、災害に強い都市づくりを進めます。
- 被災後の速やかな都市の復興に向けた事前復興計画の策定を検討します。

(町民等と連携した防災意識の高い地域づくりの推進)

- 地域の災害リスクについて町民等と共有しながら、自助・共助・公助の考えのもと、地域と行政が連携し一体となって地域の防災・減災活動に取り組みます。

(2) 防災まちづくりの将来像

本町では、愛知川駅および愛知川庁舎周辺を中心とした町西部の平地を中心に市街地が形成されているため、町西部の市街地の大部分に洪水等の水害リスクが存在しています。また、町東部の山麓部では、土砂災害警戒区域や砂防指定地などの土砂災害の危険性のあるエリアが点在しています。そのため、市街地の大部分に何らかの災害リスクが存在し、災害リスクを完全に回避することは難しい状況です。

これらを踏まえ、防災まちづくりにおいては、各種の対策による災害リスクの回避とともに、町民とリスクを共有しながら、災害リスクを低減することを目的として、以下の防災まちづくりの将来像を設定します。

防災まちづくりの将来像

**町民・事業者・行政が連携し、
地域全体として防災力を高める防災まちづくり**

3-2. 取組方針

防災上の課題と防災まちづくりの将来像を踏まえ、以下のとおり取組方針を設定します。

課題と取組方針の対応表

地区	課題	取組方針
愛知川駅 および愛知 川庁舎 周辺	○居住誘導区域全体に浸水リスクあり (区域の一部は浸水深 0.5m 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備 ・雨水排水機能の向上 ・建築物の防災機能向上 ・安全な避難路の整備 ・防災意識の向上 ・避難体制の強化、拡充
	○町西部に浸水深 3m 以上の浸水リスクあり	
	○避難施設から 500m 圏外の箇所が 居住誘導区内に所在	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの低いエリアへの移住誘導 ・避難施設の確保 ・避難体制の強化、拡充 (再掲)
	○避難施設に浸水リスクあり	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の機能強化
秦荘庁舎 周辺	○居住誘導区域全体に浸水リスクあり (区域の一部は浸水深 0.5m 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上 (再掲) ・避難体制の拡充 (再掲)
	○避難施設から 500m 圏外の箇所が 居住誘導区内に所在	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確保 (再掲) ・避難体制の強化、拡充 (再掲)
	○避難施設に浸水リスクあり (一部の避難施設は浸水深 0.5m 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の機能強化 (再掲)
山麓部	○土砂災害リスクの高い地域が点在	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの低いエリアへの移住誘導 (再掲) ・土砂災害対策の推進 ・安全な避難路の整備 (再掲) ・防災意識の向上 (再掲)
	○避難施設から 2,000m 圏外に災害発生時の避難が困難な自治会が点在	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確保 (再掲)
	○ため池による浸水の危険性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池災害対策 ・防災意識の向上 (再掲)
町全域	○平地部の広範囲に洪水災害リスクあり	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業の推進

4. 具体的な取組

これまでの検討を踏まえ、取組方針に対応した具体的な取組を下表のとおり設定します。

災害リスクの回避：災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
 災害リスクの低減（ハード）：浸水対策や土砂災害防止のための施設の整備等の取組
 災害リスクの低減（ソフト）：確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための取組

項目	取組方針	具体的な取組	事業主体	取組期間		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスクの回避	災害リスクの低いエリアへの居住誘導	・災害リスクの高いエリアでの土地利用規制等の検討	町	—————▶		
		・災害リスクの高いエリアから居住誘導区域内への移住の支援	町	▶	
災害リスクの低減（ハード）	河川整備	・河川整備・河川浚渫維持管理等関係機関と連携・協力	国・県・町▶		
	雨水排水機能の向上	・雨水貯留施設、透水性舗装等、雨水の流出抑制策の検討	町	—————▶		
	水源涵養機能、雨水貯留機能の向上	・農業生産基盤整備事業の推進	町・土地改良区▶		
		・近江東部国営土地改良事業の支援	国・県・町・土地改良区	—————▶		
	ため池災害対策	・主要なため池の定期的な点検調査、管理者への維持管理の指導、国・県の補助等を活用した老朽化したため池の補強事業の推進	国・県・町・土地改良区▶		
	土砂災害対策の推進	・治山・砂防対策関係機関と調整・協力	国・県・町▶		
	建築物の防災機能向上	・垂直避難を行うための土地・建築物の嵩上げや耐水化の支援制度の導入検討	町	—————▶		
		・木造住宅の耐震化の促進、公共施設等の耐震化の推進	町・住民▶		
	避難施設の確保	・民間事業所との連携を含めた新たな避難施設の整備	町・事業者▶		
		・孤立が想定される地域における避難先（自主避難所等）や食料・発電機等の確保、地域による避難所運営のための啓発	町・住民▶		
避難施設の機能強化	・避難施設の嵩上げや耐水化の推進、食料や発電機等の備蓄	県・町▶			
安全な避難路等の整備	・避難路沿道のブロック塀や建築物の耐震化の支援・啓発	町▶			
	・通学路の安全確保の対策の推進（交通・防犯・防災）	国・県・町▶			
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	・ハザードマップ等の避難に関する情報の周知・広報、防災訓練の実施、自主防災組織の設置・育成等	町・住民▶		
	避難体制の強化、拡充	・避難行動要支援者の把握、要支援者の災害時等における支援体制の強化	町・事業者・住民▶		
		・要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく避難訓練の実施	町・事業者▶		

—————▶ 完了予定 ▶ 継続実施

第8章. 目標指標と進行管理

1. 目標指標の設定

本町が抱える都市構造上の課題に対応し、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため、若い世代や子育て世代の定住化や町外からの移住を促し、都市機能の集積を図ることで実現された「多様な世代が安全・快適に生活できるまち」を測る指標として、以下の目標指標およびその具体的数値として目標値を設定します。

目標指標および目標値の設定の前提として、本計画の目標年次となる2040年（令和22年）の本町の人口を、第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）に示す人口展望が達成された21,801人と設定します。

（1）年少人口・年少人口率

- ・都市の将来像の実現にあたっては、将来予測される子どもや若者の減少を食い止め、人口減少の抑制を図ることが重要であることから、目標指標として「年少人口」および「年少人口率」を設定します。
- ・目標値は、都市計画マスタープランおよび第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）に示す人口展望に即して以下と設定します。

目標指標	基準値 (2020年(令和2年))	目標値 (2040年(令和22年))
年少人口（15歳未満人口）	3,150人	約3,550人
年少人口率 (全人口に占める15歳未満人口の割合)	15.1%	約16.3%

【算出方法】

基準値：令和2年国勢調査

※年齢不詳を除く

※参考：国勢調査の不詳補完結果（参考表）による年少人口は3,382人（16.2%）

目標値：第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）（2020年（令和2年）3月）

※参考：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来人口（2018年（平成30年）推計）による2040年の推計値は3,496人（16.2%）

(2) 町全体に占める居住誘導区域内人口の割合

- ・居住誘導区域内への居住を誘導することによる居住誘導区域内の人口増加を想定し、目標指標として「町全体に占める居住誘導区域内の人口割合」を設定します。
- ・目標値は、第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）に示す人口展望と現状のまま推移した場合の差分169人がすべて居住誘導区域内に居住するとして設定します。

目標指標	基準値 (2015年(平成27年))	目標値 (2040年(令和22年))
町全体に占める居住誘導区域内人口の割合	23%	約24%

【算出方法】

基準値：平成27年国勢調査

将来人口・世帯予測ツールV2（国総研）により社人研準拠で算出した100mメッシュ単位の人口のうち、居住誘導区域内に含まれる人口を合算して算出
4,826人/20,778人

目標値：第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）（2020年（令和2年）3月）

基準値の町全体に占める居住誘導区域内人口の割合（23%）に加えて、人口ビジョン編の人口展望と現状のまま推移した場合の差分169人がすべて居住誘導区域内に居住するとして設定
(21801人×0.23+169人) / 21801人

(3) 予約型乗合タクシー年間利用者数

- ・都市機能へのアクセスを確保し、利便性の高い生活を維持するためには、公共交通の維持・充実が重要であることから、予約型乗合タクシー（愛のりタクシーあいしょう）の「年間利用者数」を目標指標とします。
- ・目標値は、基準値時点における全人口に占める利用者数の割合が将来にわたり維持されるものとして設定します。

目標指標	基準値 (2018年(平成30年))	目標値 (2040年(令和22年))
予約型乗合タクシー年間利用者数	7,291人/年 全人口に占める 利用者数の割合：約35%	約7,600人以上/年 全人口に占める 利用者数の割合：約35%

【算出方法】

基準値：町資料

2018年の全人口に占める利用者数の割合：4,826人/20,901人（滋賀県推計人口年報）≒35%

目標値：第2期愛荘町みらい創生戦略（人口ビジョン編）（2020年（令和2年）3月）

基準値時点における全人口に占める利用者数の割合が維持
21801人×0.35

(4) 都市機能誘導区域に立地する都市機能誘導施設数

- ・都市機能誘導区域に立地する都市機能を維持していくことで、拠点の生活利便性が確保され、その周辺の居住誘導区域内における人口の維持・増加が期待できます。そのため、目標指標として「都市機能誘導区域または区域に近接する誘導施設数」を設定します。
- ・目標値は、基準値（現在）の施設数を最低限維持するものとして設定します。

目標指標	基準値 (2022年(令和4年))	目標値 (2040年(令和22年))
愛知川駅および愛知川庁舎周辺における誘導施設数	30 施設	30 施設以上
秦荘庁舎周辺における誘導施設数	12 施設	12 施設以上

【算出方法】

基準値・目標値：町資料

都市機能誘導区域内または区域に近接する誘導施設を集計。区域に近接するとは、都市機能誘導区域の境界と道路等を挟んで接しており、区域内から容易にアクセスできる施設と定義。

(5) 自主防災組織設置割合（加入世帯比率）

- ・災害に強いまちづくりにおいては、日頃から町民一人ひとりが災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域住民が協力して防災活動を行う自主防災組織の育成が重要となります。そのため、目標指標として「自主防災組織設置割合（加入世帯比率）」を設定します。

目標指標	基準値 (2022年(令和4年))	目標値 (2040年(令和22年))
自主防災組織設置割合（加入世帯比率）	86.81%	約95%

【算出方法】

基準値：町資料

令和4年4月1日現在の自主防災組織加入世帯の割合：

$7,275 \text{ 世帯 (組織済世帯数)} / 8,380 \text{ 世帯 (全世帯数)} = 86.81\%$

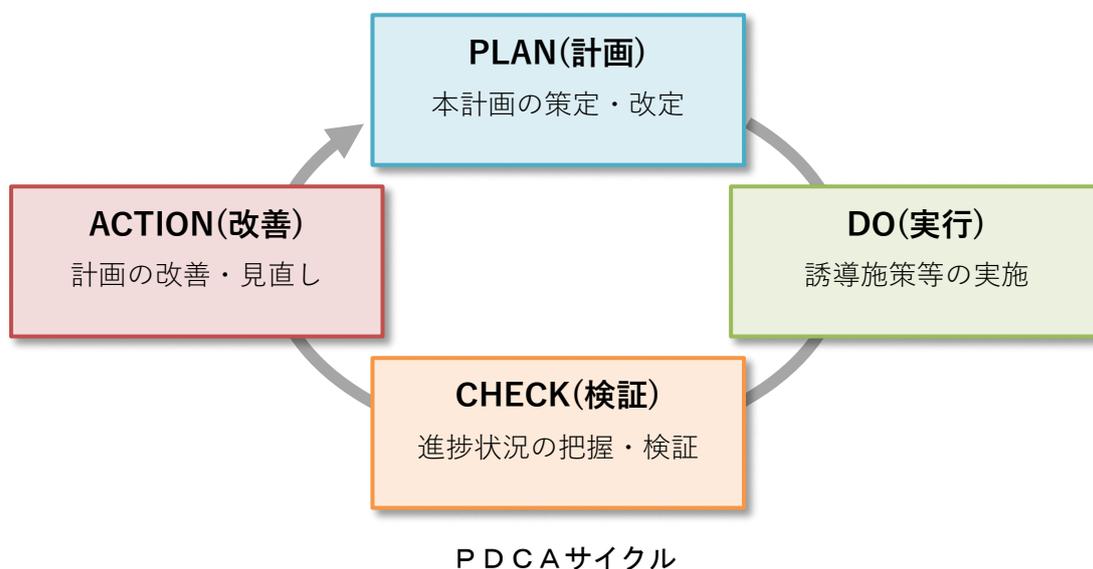
目標値：上記に加え自警団を組織しているが、自主防災組織が未設置の自治会等を追加で見込む。

(令和4年4月1日現在の自主防災組織加入世帯+組織見込世帯の割合)

$7,960 \text{ 世帯 (組織済世帯数+組織見込世帯数)} / 8,380 \text{ 世帯 (全世帯数)} \approx 95\%$

2. 進行管理

本計画は、おおよそ20年後の2040年（令和22年）を目標年次としていますが、社会情勢の変化や上位関連計画（総合計画や都市計画マスタープラン等）の改定等を踏まえ、また、PDCA（計画・実行・検証・改善）サイクル等を用いて目標指標や誘導施策の進捗状況等について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



第9章. 届出制度

届出制度は、居住誘導区域や都市機能誘導区域外における開発行為や建築行為、誘導施設の整備などについて、その動向を把握し緩やかにコントロールするための制度です。

本計画の策定に伴い、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、誘導区域外における一定規模以上の開発行為や建築行為、誘導施設の整備等を行う場合は、町への届出が必要となります。届出制度の概要は以下のとおりです。

(1) 居住誘導区域外における届出

立地適正化計画区域（都市計画区域）内かつ居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに町への届出が必要となります。

【届出の対象となる行為】

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）

①の例示 3戸の開発行為



②の例示 1,300㎡、1戸の開発行為



800㎡、2戸の開発行為



建築行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築する場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
- ③ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示 3戸の建築行為



1戸の建築行為



※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅および長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含まれません。いずれの行為の場合も、行為の敷地が居住誘導区域の内外に渡る場合は、届出対象として取扱われます。

資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（2016年9月1日版）

(2) 都市機能誘導区域外における届出

立地適正化計画区域（都市計画区域）内かつ都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する開発行為等を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに町への届出が必要となります。

【届出の対象となる行為】

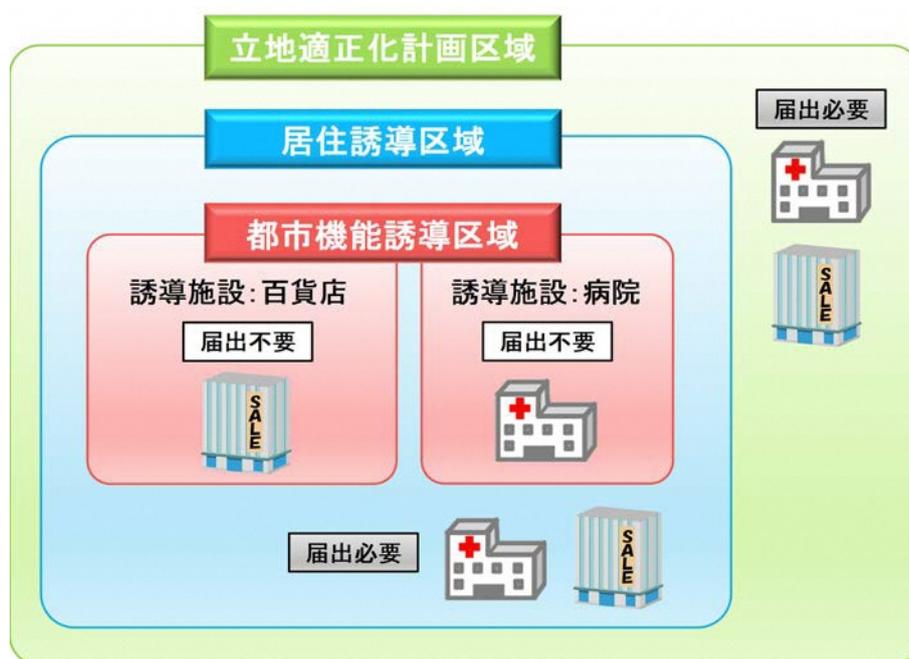
開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※いずれの行為の場合も、行為の敷地が都市機能誘導区域の内外に渡る場合は、届出対象として取扱われます



誘導施設の届出の必要・不要の例示

資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（2016年9月1日版）より作成

(3) 都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止または廃止する場合は、休止または廃止をする日の30日前までに町への届出が必要です。

巻末資料

1. 策定の経緯

立地適正化計画の策定にあたって、町民の皆様のご意見や専門的知見を計画に反映させるため、有識者や町民代表者などから構成する「愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会」を設置し、2019年7月25日の第1回委員会開催以降、計14回の会議を開催し、都市構造の評価、立地適正化の方向性及び取組等について検討を行うとともに、町民アンケート調査やパブリックコメントの実施等を経ながら検討を進めてきました。

策定（改定）スケジュール

年度	月日	経緯
2019年度 (令和元年度)	7月25日	第1回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	8月29日から 9月20日まで	町民アンケート調査の実施 (愛荘町 暮らしと次代のまちづくりに関する住民アンケート調査)
	10月17日	第2回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	11月26日	第3回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	11月29日	第4回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	2月17日	第5回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
2020年度 (令和2年度)	8月19日	第6回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会 (NEXT20年を見据えたまちづくりワーキング)
	11月14日	令和2年度愛荘町都市計画審議会
	12月2日	第7回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	3月24日	第8回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会 「愛荘町グランドデザイン2040」について(答申)
2021年度 (令和3年度)	6月25日	第9回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	8月3日	第10回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	10月21日	第11回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	12月20日	第12回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
2022年度 (令和4年度)	8月10日	第13回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会
	9月9日	令和4年度第1回愛荘町都市計画審議会
	11月28日から 12月18日まで	「愛荘町都市計画マスタープラン」(案) パブリックコメント (「愛荘町グランドデザイン2040」(案)及び「愛荘町立地適正化計画」(案)と合わせて実施)
	3月28日	令和4年度第2回愛荘町都市計画審議会
	3月31日	第14回 愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会 「愛荘町立地適正化計画」について(答申)

2. 検討委員会及び審議会 委員名簿

愛荘町まちのグランドデザイン構築検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考	
(1)学識経験を有する者	村上 修一	公立大学法人 滋賀県立大学	会長	
(2)町長が必要と認める者	小西 義則	愛荘町商工会	副会長	
	久保田 九	愛荘町農業委員会		
	西川 頼男	愛荘町愛知川観光協会		
	小杉 善範	愛荘町社会福祉協議会		
	小林 忠道	愛荘町スポーツ推進委員		
	西川 美則	愛荘町都市計画審議会		
	寺山 友香	公立大学法人 滋賀県立大学	～第6回検討委員会	
	藤澤 忍		第7回検討委員会	
	多田 裕亮		第8回検討委員会～	
		木村 昌弘	地域代表(秦荘東小学校区)	
		上田 善行	地域代表(秦荘西小学校区)	
		西村 正司	地域代表(愛知川東小学校区)	
	青木 栄三	地域代表(愛知川小学校区)		
(3)公募に応じた者	坂巻 美咲	じゅう mado アドバイザー		
	富永 篤史	なないろや(農業者)		
	楠 麻未	龍谷大学		
(4)関係行政機関の職員	村田 比佐雄	滋賀県湖東土木事務所	～第5回検討委員会	
	福永 忠宣		第6回～第8回 検討委員会	
	小林 章宏		第9回検討委員会～	

<敬称略・順不同>

愛荘町都市計画審議会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属
(1)学識経験者	西田 純二	京都大学経営管理大学院 特命教授
	宇野 太佳司	愛荘町農業委員会 会長
	西村 正司	愛荘町商工会 会長
	中村 由香里	愛荘町教育委員 代表
(2)関係行政機関	山崎 彰吾	滋賀県湖東土木事務所 所長
(3)住民代表	飯嶋 利治	愛荘町区長会 代表
	西川 美則	元滋賀県職員(土木)
	坂巻 美咲	愛荘町まちのランドデザイン構築 検討委員会 委員
(4)町議会代表	森野 隆	愛荘町議会議員
	瀧 すみ江	愛荘町議会議員

2022年（令和4年）9月現在 <敬称略・順不同>

愛荘町立地適正化計画

策定年月 2023年（令和5年）3月

編集・発行 愛荘町 建設・下水道課

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地

TEL 0749-37-8052

FAX 0749-37-4444

Mail kensetsu@town.aisho.lg.jp

URL <https://www.town.aisho.shiga.jp>

